昭和三十二年三月

重要文化財高松城二之丸

月見櫓
渡櫓
水手御門櫓

修理工事報告書

高松城修理事務所

序　言

本報告書は昭和三十年三月二十五日より同三十二年三月末日までの間に行われた香川縣高松市内町一番地に所在する重要文化財高松城二之丸月見櫓、同續櫓、同渡櫓、同水手御門の修理工事報告書であるが、今回の修理に際しては根本的解體を行ひ各建物に夫々數項目に亙る現狀變更を行つたので、その間の經過を明らかにし、修理中に行つた各種の調査事項及び工事の概要を記錄し圖面、寫眞等を併せ收めて將來の參考に資するものである

昭和三十二年三月

高松城修理事務所

重要文化財高松城二之丸

月見櫓
續櫓
渡櫓
水手御門櫓

修理工事報告書

目次

第一章　建造物概要

第一節　官報告示……一
第二節　規模……二
第三節　構造形式……四
第四節　創建沿革概要……五

第二章　修理工事概要

第二節　工事組織……六
第二節　工事執行方法及工程……七
第三節　工事仕様概要……一七
第四節　工事費……一九

第三章　調査事項

第一節　修理前の破損調査……三五
第二節　現状變更……三八
第三節　史的調査……四二
第四節　發見資料及び銘文……

寫眞目錄

第一圖　屋島を背景に高松城跡を望む
第二圖　江戸時代初期の高松城
第三圖　竣功西側面全景
第四圖　竣功月見櫓、續櫓東面
第五圖　竣功月見櫓、續櫓東面
第六圖　竣功西面全景
第七圖　竣功月見櫓南東面
第八圖　竣功南面全景
第九圖　竣功月見櫓、續櫓南面
第十圖　竣功月見櫓、南面
第一一圖　竣功月見櫓、西面
第一二圖　竣功月見櫓、北面
第一三圖　竣功續櫓、東西
第一四圖　竣功渡櫓北東面及水手御門
第一五圖　竣功渡櫓北西面
第一六圖　竣功水手御門正面
第一七圖　竣功水手御門背面
第一八圖　竣功月見櫓一階內部武者走り見上詳細
第一九圖　竣功月見櫓一階內部（其の一）
第二〇圖　竣功月見櫓一階內部（其の二）
第二一圖　竣功月見櫓二階內部（其の一）
第二二圖　竣功月見櫓二階內部（其の二）
第二三圖　竣功月見櫓三階內部
第二四圖　竣功月見櫓三階天井見上詳細
第二五圖　竣功月見櫓一階石落詳細
第二六圖　竣功續櫓內部月見櫓接續面詳細
第二七圖　竣功續櫓內部
第二八圖　竣功渡櫓南妻小屋組詳細
第二九圖　竣功渡櫓內部（南部分）
第三〇圖　竣功渡櫓內部（北部分）
第三一圖　竣功月見櫓三重妻
第三二圖　竣功月見櫓三重瓦葺
第三三圖　竣功月見櫓二重兎毛通
第三四圖　竣功月見櫓二重軒唐破風
第三五圖　竣功月見櫓初重千鳥破風
第三六圖　竣功月見櫓初重南面唐破風
第三七圖　竣功月見櫓初重北面唐破風
第三八圖　竣功續櫓屋根取付詳細
第三九圖　竣功月見櫓大棟詳細
第四〇圖　竣功續櫓南妻詳細
第四一圖　月見櫓石垣內部の詰石
第四二圖　月見櫓初層土臺据付狀態
第四三圖　月見櫓軸部組立
第四四圖　月見櫓初層西面石落梁組
第四五圖　月見櫓三重小屋組
第四六圖　月見櫓三階肘木取付詳細
第四七圖　月見櫓三重小屋及大棟骨組

第四八圖　月見櫓一階出桁受梁隅構造
第四九圖　月見櫓三階軸部
第五〇圖　月見櫓二階軸部解體中
第五一圖　月見櫓二重唐破風壁下地
第五二圖　月見櫓二重唐破風笈形
第五三圖　月見櫓三重軒廻取付狀態
第五四圖　水手御門小屋組々立
第五五圖　月見櫓軒隅部壁下地
第五六圖　月見櫓軒小天井壁下地
第五七圖　月見櫓壁小舞搔き
第五八圖　月見櫓二重唐破風軒裏壁下地
第五九圖　續櫓內部壁小舞搔き狀態
第六〇圖　渡櫓軒裏及外壁壁下地
第六一圖　渡櫓軒廻り壁下地
第六二圖　月見櫓三重屋根土居葺
第六二圖　月見櫓初重兎毛通
第六四圖　月見櫓初重懸魚
第六五圖　月見櫓二重兎毛通
第六六圖　月見櫓三重懸魚
第六七圖　續櫓南妻懸魚
第六八圖　續櫓南妻懸魚葵紋
第六九圖　渡櫓南妻復原資料
第七〇圖　渡櫓修理前南妻
第七一圖　渡櫓南妻復原懸魚
第七二圖　渡櫓南妻舊懸魚
第七三圖　月見櫓三階肘木
第七四圖　渡櫓肘木（其の一）
第七五圖　渡櫓肘木（其の二）
第七六圖　月見櫓大棟鯱
第七七圖　月見櫓大棟鯱正面
第七八圖　月見櫓大棟鯱側面
第七九圖　月見櫓大棟鯱背面
第八〇圖　渡櫓大棟鯱正面
第八一圖　渡櫓大棟鯱側面
第八二圖　續櫓大棟鯱正面
第八三圖　續櫓大棟鯱側面
第八四圖　續櫓大棟鬼瓦
第八五圖　渡櫓大棟鬼瓦
第八六圖　渡櫓隅棟鬼瓦
第八七圖　渡櫓降棟鬼瓦
第八八圖　渡櫓降棟鬼瓦
第八九圖　渡櫓隅棟鬼瓦
第九〇圖　月見櫓初重鬼瓦
第九一圖　月見櫓初重補足鬼瓦
第九二圖　月見櫓隅棟鬼瓦
第九三圖　月見櫓二重唐破風鬼瓦
第九四圖　月見櫓初重唐破風鬼瓦
第九五圖　月見櫓大棟鬼瓦
第九六圖　月見櫓大棟鬼瓦
第九七圖　月見櫓隅棟鬼瓦

第九八圖　月見櫓唐草瓦
第九九圖　續櫓、渡櫓、水手御門唐草瓦
第一〇〇圖　月見櫓、續櫓、渡櫓、水手御門今回補足唐草瓦
第一〇一圖　中古巴瓦三種
第一〇二圖　當初巴瓦
第一〇三圖　新調巴瓦
第一〇四圖　中古巴瓦三種
第一〇五圖　中古唐草瓦三種
第一〇六圖　中古唐草瓦三種
第一〇七圖　中古唐草瓦三種
第一〇八圖　菊丸瓦十種
第一〇九圖　隅巴瓦
第一一〇圖　鳥衾
第一一一圖　江戸時代初期の高松城古圖
第一一二圖　高松城古圖裏書
第一一三圖　寛政年間古圖
第一一四圖　江戸中期頃の古圖
第一一五圖　慶應二年高松城古圖
第一一六圖　前圖月見櫓附近詳細
第一一七圖　明治三五年頃の月見櫓
第一一八圖　明治初年の月見櫓
第一一九圖　渡櫓大梁下墨書
第一二〇圖　月見櫓柱釿痕二種
第一二一圖　月見櫓三階窓土戸板墨書
第一二二圖　昭和八年月見櫓修理棟札
第一二三圖　月見櫓一階北面石落復原資料
第一二四圖　月見櫓一階北面石落復原資料
第一二五圖　月見櫓一階南面唐破風梁組構造
第一二六圖　月見櫓一階北面石落復原資料
第一二七圖　月見櫓一階北面石落復原資料
第一二八圖　月見櫓一階西面石落土臺持出狀態
第一二九圖　月見櫓二階東面銃眼位置復原資料
第一三〇圖　月見櫓一階北東隅
第一三一圖　月見櫓一階西面に殘る銃眼
第一三二圖　月見櫓三階西面銃眼位置復原資料
第一三三圖　渡櫓石落復原資料
第一三四圖　續櫓石落復原資料
第一三五圖　月見櫓長押木部露出の復現資料
第一三六圖　渡櫓に殘されていた銃眼
第一三七圖　續櫓に殘されていた銃眼
第一三八圖　續櫓發見銃眼內部
第一三九圖　水手御門金物及蹴放取付痕跡
第一四〇圖　水手御門背面金物痕跡
第一四一圖　水手御門楣金物取付痕跡
第一四二圖　水手御門扉取付金具痕跡
第一四三圖　水手御門現狀より下部に殘る礎石
第一四四圖　月見櫓臺　舊登石階段發掘狀態
第一四五圖　續櫓舊登石階段發掘狀態
第一四六圖　續櫓臺復原資料
第一四七圖　渡櫓に殘る舊海手門遺構

第一四八圖　渡櫓に殘る舊海手門北東隅詳細
第一四九圖　渡櫓石垣（海手門部分の刻紋）
第一五〇圖　舊海手門石垣部分
第一五一圖　修理前西面全景
第一五二圖　修理前月見櫓北面
第一五三圖　修理前月見櫓及續櫓南面
第一五四圖　修理前月見櫓東南面
第一五五圖　修理前月見櫓西面
第一五六圖　修理前續櫓東面
第一五七圖　修理前続櫓　水手御門　渡櫓西面
第一五八圖　修理前渡櫓東面
第一五九圖　修理前渡櫓南西面
第一六〇圖　修理前水手御門背面
第一六一圖　修理前月見櫓一階內部
第一六二圖　修理前月見櫓一階內部
第一六三圖　修理前月見櫓二階內部
第一六四圖　修理前月見櫓二階內部
第一六五圖　修理前月見櫓三階小屋見上
第一六六圖　修理前月見櫓三階內部
第一六七圖　修理前續櫓及渡櫓屋根破損狀態
第一六八圖　修理前續櫓內部月見櫓接續面
第一六九圖　修理前渡櫓內部
第一七〇圖　修理前渡櫓內部
第一七一圖　月見櫓三重小屋狀態
第一七二圖　月見櫓壁下地狀態
第一七三圖　月見櫓初重千鳥破風軒裏壁下地狀態
第一七四圖　月見櫓三階內部破損狀態
第一七五圖　月見櫓三階內部破損狀態
第一七六圖　月見櫓三階內部破損狀態
第一七七圖　月見櫓三階北東面隅壁破損狀態
第一七八圖　月見櫓三階北面壁破損狀態
第一七九圖　月見櫓三階東南隅壁破損狀態
第一八〇圖　月見櫓三階西北隅壁破損狀態
第一八一圖　月見櫓三階西南隅壁破損狀態
第一八二圖　月見櫓二階東面壁破損狀態
第一八三圖　渡櫓西面屋根破損狀態
第一八四圖　渡櫓大棟破損狀態
第一八五圖　月見櫓二階南面長押壁破損狀態
第一八六圖　月見櫓一階東入口白蟻被害狀態
第一八七圖　月見櫓東入口柱白蟻被害狀態
第一八八圖　月見櫓三階北側柱下腐朽狀態
第一八九圖　月見櫓軒小天井壁下地狀態
第一九〇圖　月見櫓初重小屋組狀態
第一九一圖　月見櫓二重軒廻り
第一九二圖　月見櫓大壁下地狀態
第一九三圖　月見櫓內部眞壁小舞搔
第一九四圖　月見櫓木部の舊壁下地
第一九五圖　月見櫓三階後補壁下地
第一九六圖　月見櫓初重千鳥破風取付狀態
第一九七圖　月見櫓一階土臺廻り腐朽及後補の修理狀態

圖面目次

第一圖　竣功平面圖
第二圖　竣功月見櫓二階、三階平面圖
第三圖　竣功兩側面圖
第四圖　竣功東側面圖
第五圖　竣功月見櫓北側面圖
第六圖　竣功月見櫓南側面圖
第七圖　竣功横斷面圖
第八圖　竣功縱斷面圖
第九圖　竣功月見櫓初重見上及續櫓、渡櫓、水手御門見上圖
第一〇圖　竣功月見櫓二重、三重見上圖
第一一圖　竣功月見櫓初重、二重詳細
第一二圖　竣功月見櫓三重詳細圖
第一三圖　竣功續櫓詳細圖
第一四圖　竣功渡櫓詳細圖
第一五圖　竣功水手御門詳細圖
第一六圖　竣功月見櫓初重規矩圖
第一七圖　竣功月見櫓二重規矩圖
第一八圖　竣功月見櫓三重規矩圖
第一九圖　竣功續櫓、渡櫓規矩圖
第二〇圖　水手御門基礎實測圖
第二一圖　渡櫓舊海手門遺構部分實測圖
第二二圖　修理前平面圖
第二三圖　修理前月見櫓二階、三階平面圖
第二四圖　修理前西側面圖
第二五圖　修理前東側面圖
第二六圖　修理前月見櫓北側面圖
第二七圖　修理前月見櫓南側面圖
第二八圖　修理前横斷面圖
第二九圖　修理前縱斷面圖
第一九八圖　水手御門脇柱虫害狀態
第一九九圖　水手御門控柱虫害狀態
第二〇〇圖　月見櫓一階土臺の柱壓痕
第二〇一圖　各種使用釘及鎹

重要文化財高松城二之丸月見櫓・續櫓・渡櫓・水手御門修理工事報告書

第一章　建造物概要

第一節　官報告示

昭和二十二年二月二十六日　文部省告示　第二十二號

名稱	構造形式	所在地名
二之丸月見櫓	三重三階、隅櫓、三重屋根入母屋造、二重、初重葺降、本瓦葺	香川縣高松市内町一番地
同　續櫓	桁行九間、梁間六間、單層屋根入母屋造本瓦葺	
同　渡櫓	桁行十二間、梁間六間、單層屋根入母屋造、本瓦葺	
同　水手御門	一間一戸門、切妻造本瓦葺	

指定當時は國寶建造物と稱し、現在は法律の改正により重要文化財と改稱される。

第二節　規模

	名稱	一階	二階	三階
桁行	柱眞々	三三尺九〇	二五尺九二	一九尺四四

月見櫓	梁間　柱眞々	三三、九〇	二五、九二
	軒出（柱眞より軒下角迄）	六、四三	五、九三
	北側石落し張出し　桁行	二尺五四	
	梁間	二、九六	
	西側石落し張出し　桁行	二、五四	
	梁間	二、九六	
	軒高（石垣上端より軒下角迄）	一一尺六七	二三尺九四
	建坪	三三坪七五〇	一八坪六六二
	總延坪	六二、九一〇	一〇坪四九八
續櫓	桁行	三〇尺〇〇	
	梁間	一六、二〇	
	軒出（柱眞より軒下角迄）	二、四〇	
	軒高（石垣上端より軒下角迄）	八、八〇	
	建坪	一三坪五〇	
渡櫓	桁行	三六尺五〇	
	梁間	一六、二〇	
	軒出（柱眞より軒下角迄）	二、四〇	
	軒高（石垣上端より軒下角迄）	九、一〇	
	建坪	一六坪四二五	
桁行		一五尺二〇	

梁間	六尺三〇
軒出	五、三〇
軒高	九、四四
建坪	二坪六六

水手御門

第三節　構造形式

（修理竣功後）

一、外　容

月見櫓

三階櫓、總塗籠造。屋根三重入母屋。二重、初重葺降し本瓦葺。石垣臺上に東面建。南へ二〇度振れ。建物は城郭北側海岸面中央東寄り波打際にあり（現在海邊を埋立て陸地としている。）北側城壁とつながる。城内は平坦新曲輪。月見櫓臺石垣　矩形の割石を主體とし、一部に自然石を交え法勾配の少い直線積。東側に五尺二寸下つて床上端となる。床臺石垣を設けこれより建物中央出入口に石階段七級を附す。床臺への上りは南より北に向い石段を設く。

月見櫓初重　東西五間、南北五間。屋根四方葺下し。隅棟熨斗積、端先反増付。鬼瓦、鳥衾を裝置。東側　中央入口と西側中央石落し屋根千鳥破風。北側中央石落しと南側中央續櫓出入口上屋根唐破風。何れも初重屋根と交錯し、棟紋形差巴、鬼瓦、鳥衾を裝置す。

同軒　一軒出桁造り疎垂茅負（茅負は布裏甲と兼用している。）反り増し付、垂形を現はさず垂下端を一面とする茅負共一連の眞壁。塗籠軒。

同軸部側廻り　東面　中央一間出入口。外側漆喰塗片引板戸建込。自然石に方柱。建切妻廂付。破風眉缺き、登裏甲、懸魚、六葉（葵紋付黒漆塗）。妻飾り豕扠首。長押以外は總塗籠、上下長押墨塗り。南面中央　續櫓への出入口。續櫓側漆喰塗片引板戸。木階五級、親板付。續櫓内に方柱建。唐破風廂。破風眉缺き、裏甲、懸魚（黒漆塗葵紋六葉付）、茨種、化粧棟束。西隅に銃眼一ヶ所。上下長押墨塗の他全部眞壁。漆喰塗籠。西面　中央二間切妻石落を張出す。軒廻り　東面と同斷。上下長押間に窓四ヶ所。南隅寄りに銃眼二ヶ付。長押以外總塗籠。北面中央二間唐破風石落を張出し、南面唐破風同斷其他長押以外總塗籠。窓四ヶ所。

月見櫓二重　東西四間、南北四間。屋根四方葺下し、隅棟熨斗積、端先反増付。鬼瓦、鳥衾を裝置、東面及西面の軒唐破風屋根と交錯し、棟葵紋形差巴、鬼瓦、鳥衾を裝置す。

軒　一軒出桁造り疎垂。茅負（布裏甲と兼用して居る）。反り増付。垂形を塗り出さず垂下端を一面の大壁とし、裏甲、瓦座共一連の眞壁塗籠軒。軒唐破風は化粧棟木、菖蒲桁、茨垂、唐破風前決り付。懸魚、黒漆塗葵紋付。

軸部　四面共上下長押以外全部漆喰塗籠。長押間各面に窓三ヶ所、片引土戸建込。

月見櫓三重　東西三間、南北三間。屋根東西入母屋造り。隅棟、降棟共熨斗積、端先反増付。鬼瓦、鳥衾を裝置。大棟葵紋形差巴、輪違熨斗瓦積、兩端鬼瓦及鯱を裝置。

軒　一軒。出桁造り疎垂。茅負（布裏甲と兼用して居る）、反り増付、垂形を塗り出さず軒下端を一面の大壁とし、布裏甲、瓦座共一連の眞壁塗籠軒。妻壁　東西共南寄りに小窓、片引土戸建込。破風眉決り、登裏甲、懸魚、鰭付。六葉（葵紋付黒漆塗）

軸部　四面共上下墨塗長押以外全部漆喰塗籠。長押間各面に窓二ヶ所、片引土戸建込。

續　櫓

月見櫓の南面略中央部に位置し、月見櫓より一段低く接續。月見櫓南北眞よ

り東へ二、五度振れて建つ。石積は月見櫓同斷。南北十間、東西六間。屋根南面入母屋造。北面　月見櫓初重南面唐破風下に突込み取付。隅棟、降棟、熨斗積端先反り増付。鬼瓦及鳥衾を裝置す。大棟は棟積中程に丸瓦横に一並べ上下に熨斗瓦二重又は三重。南端鯱、入母屋妻飾り　前包、須覆、破風眉缺り、裏甲、懸魚、鰭付、漆喰塗。黑漆塗葵紋取付。

軸部　東面中央より北寄り及月見櫓境に出入口各一ヶ所、片引土戸を建込む。東面出入口に石階段六級。月見櫓境に木階段五級付。東西南寄り及西面北寄りに各々二間の連子窓各一ヶ所。内方は片引土戸建込。西面南より第三、四の間石落しを張出す。西面に銃眼三ヶ所。軒裏平地、隅木、妻部分共塗込式白漆喰塗。

渡　櫓

續櫓より水手御門を隔て石垣同高に立つ。南北十二間、東西六間。屋根入母屋造。隅棟、降棟、熨斗積端先反り増付、鬼瓦及鳥衾を裝置。大棟兩端に鯱取付。大棟形式續櫓に同斷。

北面妻飾り　前包、須覆、破風眉缺り、裏甲、懸魚、鰭付、漆喰塗。黑漆塗葵紋取付。南面妻飾り狐格子、破風眉缺り、登布裏甲、懸魚、六葉、鰭付。狐格子、裏板共總黑漆塗。

軸部　西面南隅出入口一ヶ所。石階段十級。片引土戸建込。西面南より第七、八の間石落張出。東西各面に一ヶ所宛連子窓。内側に土戸建込。兩面に銃眼三ヶ所。軒裏、平地、隅木共塗込式漆喰塗。

水手御門

續櫓、渡櫓間に位置す。三間一戸。方柱、控柱付。屋根切妻造、本瓦葺。續櫓渡櫓壁に接續。西面。

礎石　花崗石切石。出入口地覆石、床自然石石疊。鏡柱間蹴放。柱上冠木。冠木下楣。男梁表側見付下端刳型付。冠木、出桁間小天井。控柱間丸太梁掛渡し。化粧屋根裏　一軒疎垂。正面妻破風板取付、眉缺り付。廣小舞、布裏甲。中央鐵製肘壺釣内開板戸。門、海老錠戸締付。扉外面に銅製八双及鏝頭金物。柱、冠木、蹴放、楣及扉の見付に鐵製帶金物、小鋲打ち。鏡柱西面上下鏝頭金物取付。

二、内　部

月見櫓一階　中央部四本一階より三階迄通柱、その他管柱建。總方柱面取。土臺敷き。内部四周一間巾の武者走りを配す。入口を除く側柱間、間柱一本建。胴貫四通差。入側柱通一間毎に胴差入れ。胴差、床梁（二階）間束立て。入側一間毎に出梁架枘差し。その他敷桁組合せ架構。床小根太入り。床板目地板入れ突附張り。側壁眞壁白漆喰塗り。北及西面に二間の石落口裝置、揚板蝶番止め下端鐵板張り小鋲止め。續櫓との境片引土戸建込。

階段　階の中央部東寄りに一階より二階に通ずる木階段十一級。裏板張り横桟打ち。周圍半間通り化粧屋根裏。

月見櫓二階　中央部四本の通柱を除く外管柱。總方柱面取。内部四周半間巾の武者走りを配す。一階出梁中央に土臺梁架渡し側柱建。側柱間、間柱一本建胴貫三通差。側柱通一間毎に胴差入れ。胴差、床梁（三階）間束立て入側一間毎に出梁架枘差し、その他敷桁架構。床小根太入り床板突附張り目地入り。側壁眞壁白漆喰塗り。

階段　階の西南隅に二階より三階に通ずる木階段十一級。裏板張り横桟止め。一階よりの階段口三方勾欄付。周圍半間通り化粧屋根裏。

月見櫓三階　中央部四本通柱、その他管柱。總方柱面取り。二階入側柱上土臺架渡し側柱建。側柱間、間柱一本建。胴貫二通差。天井化粧屋根裏通柱上南北に二筋大梁架、東西に三本繼掛梁。梁下端に出桁受大面取り肘木入。棟

木及母屋二通り、下に添肘木。肘木先端破風板受。棟束貫二通、小屋束大面取。

床小根太入り床板突附張り、目地入れ。二階よりの階段口三方勾欄付。側壁及妻内部共眞壁白漆喰塗り。

続櫓　一階一重建。月見櫓南面中央部に接續。室内中央に柱一本建、梁行に角梁架渡し飛貫一通差楔締。側柱共總方柱。側柱胴貫三通差。床、大引、根太入れ床板突付き張り。月見櫓入口に登木階段五級。

小屋化粧屋根裏。側柱上梁行に二通り梁架け、桁行棟通りに大梁架渡し、架梁共柱際肘木付。小屋束大面取り。貫一通り交互に差通し楔締め、化粧野棰たいこ落し丸太。

西面二間石落口裝置、揚板取付。窓及入口敷居、鴨居、柱面に戸當り取付。西、南面大壁。東面眞壁。妻内部共中塗仕上。

渡櫓　一階一重建。室内棟通に柱二本建、梁行に角梁架渡し飛貫一通差楔締。側柱共總方柱。側柱胴貫三通差。床、大引、根太入れ（南より三間迄舊海手門遺構）床板突付張り。小屋化粧屋根裏。棟通り大梁架、大梁上掛梁、掛梁下肘木付。小屋束大面取り。貫一通り交互に差通し楔締め。化粧棰たいこ落し丸太。

西面二間石落口裝置。揚板及滑板取付。窓及入口敷居、鴨居、柱面に戸當り取付。

西、北面大壁。東面眞壁。南面波型眞壁。北面妻内部共中塗仕上。

第四節　創立沿革概要

高松城は天正十五年、豊臣秀吉により生駒雅樂頭近規讃岐國を賜い當國へ入部同十六年豊前中津城主黒田如水（一説に細川忠興ともいう）の縄張りにより築城されたものと傳えられ、瀬戸内海の要衝を守る海城として獨特の規模を有している。以來寛永十七年迄四世在城の後出羽國へ左遷せられ寛永十九年松平頼重高松へ入り天守、本丸、東の丸、西の丸、櫻の馬場、新曲輪等を修築し松海に映ずる美觀を呈し玉藻城の雅名によつて謳われたのである。爾後明治維新に至る迄十一代の歴代藩主の居城であり藩記等によるも規模に大して異變なく寶永四年、安永元年等大地震による破損はその都度修築されている。

月見櫓は新曲輪の隅櫓として城の北邊、やや東寄りに海に臨んで築城された。築城についての詳細は明らかではないが、「小神野夜話」の一文に寛文十一年に至り城内櫓破損多く英公（頼重）は朝比奈泰光に命じ今泉八郎左衞門の與る處により修理及新郭を築かしめた如くこの折、北の丸として月見櫓、鹿櫓、艮櫓等を築城したものと思われる。又同書中に生駒家築城の際の城内東北隅にあつた海手門を一部取除き北邊の海を埋立て新曲輪を作つた如く記載されており今回の修理によつても渡櫓の一部に舊海手門の遺構を發見し前記文書を裏付ける資料を得た。解體中月見櫓の窓土戸板と渡櫓大梁下とに夫々延寶四年の墨書を發見したが、前記文書中にも「延寶四辰二月二十二日北之丸矢倉棟上」とある處よりも寛文十一年より工を起し延寶年間迄に築城されたものと想像される。

以後の修理については記録、墨書等も發見出來ず昭和初年迄は胡息的な修理を以て維持され建物全體に舊態をよく殘していたものと思われるが月見櫓は昭和八年に清水組の請負工事にて半解體による大修理が行われ一部改造を受けていた。

昭和二十二年二月國寶建造物（現在重要文化財）に指定され、後南海大地震等により各所の破損狀態も甚大となつたので昭和三十年三月より文化財保護法により建物全體に解體修理が實施され、その結果各部に殘存する痕跡等により創建後多少の變更が行われた事が判明したので、資料の明確なものにつき現狀變

更の許可を得て復原され創建當時の舊態に復し得た。明治三十七年に至り城の北側を埋立て現在の築港としたので海城としての舊態が失われている。

第二章　修理工事概要

第一部　工事組織

今回修復せる櫓は近年腐朽破損が甚だしく解體修理の必要に迫られていたが、昭和三十年三月國庫補助金の交付を受けると共に、縣費の補助を得て根本的修理に着手し、工期二十四箇月を要して昭和三十二年三月末日その工を竣えた。

本工事は市條例の定める所により高松市の直營工事として執行した。

高松市の直營工事施工の爲現場技術者を依囑し現場に修理事務所を設け現場主任、助手を常勤させたが玉藻城跡は昭和二十九年高松市が松平公益會より買收し綠地帶とし史跡の指定をうけているので、ここに玉藻公園管理事務所を置いてある關係上、修理事務所を同所に所屬させ、關係事務は同所職員が之を擔當し會計に於ては公園管理費の中に文化財保存費を設け特別會計とした。修理監督は月一回現場に臨み工事の指導監督に當つた。

工事關係者

香川縣廳關係	
香川縣教育委員會教育長	久保田英一
同　社會教育課長	望月哲太郎
同　前社會教育課課長補佐	十河嘉兵衛
同　社會教育課課長補佐（文化財係長）	藤田和夫
同　社會教育課主事	佐野和幸
同　社會教育課主事	那須猛
高松市關係	
高松市市長	國東照太
同　助役	藤田宗光
同　收入役	鈴木嘉平
同　庶務部長	大須賀寛
同　前會計課長	長島保夫
同　會計課長	伏石清美
高松市教育委員會前教育長	本田益夫
同　前教育長	中村良三
同　教育長	三木嘉光
同　社會教育課長	白井政夫
高松市玉藻公園管理事務所所長	岩部忠夫
同　管理係長	谷本庄一
同　技師	泉保利一
同　事務雇	植登喜子

同	事務雇	稲井令香
同	前所長	小山孝
同	前管理係長	荒木吉信
同	前技師	大嶋武男
同	前事務雇	杉山よし子

修理事務所關係

修理監督	廣瀬沸
現場主任	岩下敏也
助手	松川久義
助手	坂東勳
事務雇	芋阪嘉子
大工棟梁	三井智文
同副棟梁	猪又正
瓦葺工事	小林麻造
瓦葺師	橋本宗治
左官棟梁	今井忠雄

第二節　工事執行方法及工程

工事用の諸材料の購入及請負工事は高松市條例、會計及契約規則等の規定に従い、所定金額以上のもの及請負工事はすべて業者より見積書を徴し一部特命による他、その價格の最低見積人より購入若しくは請負はしめ。假設物の一部と漆工事、建具、屋根柿葺工事、白蟻驅除施工及整地、排水暗渠工事、月見櫓臺附屬石垣及石階段工事は請負として施工なしその他はすべて直營工事とした。

修理工事に關しての諸行事

昭和三十一年二月二日	釿始及立柱地鎮祭
昭和三十一年五月十九日	月見櫓上棟
昭和三十一年七月十四日	月見櫓鯱上
昭和三十一年三月三十一日	工事終了
昭和三十二年五月五日	工事竣工式

實施工程表

工事名稱	着手年月日	終了年月日
工事着手準備	昭和三十年三月二十五日	昭和三十年四月十日
共通假設工事	昭和三十年三月二十八日	昭和三十年六月二十二日
實測及材料調査	昭和三十年五月三十日	昭和三十年八月十二日
月見櫓		
建物解體	昭和三十年六月二十五日	昭和三十年十一月十一日
基礎地形及石垣積直	昭和三十年十一月二十四日	昭和三十年十二月七日
軸部材修理及木造組立	昭和三十年十一月二十一日	昭和三十一年二月二十三日
軒廻、妻飾修理及木造組立	昭和三十一年一月七日	昭和三十一年六月二十一日
小屋組及屋根仕舞	昭和三十一年三月二十八日	昭和三十一年五月二十六日
屋根柿板葺	昭和三十一年五月二十五日	昭和三十一年六月二日
壁小舞掻荒壁裏返	昭和三十一年三月一日	昭和三十一年七月一日
斑直中塗砂漆喰上塗	昭和三十一年七月十九日	昭和三十一年二月八日
錺工事	昭和三十一年六月三十日	昭和三十一年七月十八日
屋根瓦葺工事	昭和三十一年五月十九日	昭和三十一年七月二十四日
内部雑作	昭和三十一年二月二十三日	昭和三十一年十二月十八日
建具工事	昭和三十一年九月十四日	昭和三十一年十一月十九日
續櫓		
建物解體	昭和三十年六月二十四日	昭和三十年十月七日

基礎地形	昭和三十年十月十二日	昭和三十年十二月六日
軸部材修理及木造組立	昭和三十年十月八日	昭和三十一年二月一日
軒廻、妻飾修理及木造組立	昭和三十年九月五日	昭和三十一年二月十二日
小屋組及屋根仕舞	昭和三十一年二月三日	昭和三十一年三月十五日
屋根柿葺工事	昭和三十一年三月二十七日	昭和三十一年四月二日
壁小舞掻、荒壁、裏返	昭和三十一年二月二十三日	昭和三十一年四月七日
斑直、中塗、砂漆喰上塗	昭和三十一年六月九日	昭和三十二年二月九日
屋根瓦葺工事	昭和三十一年五月七日	昭和三十一年五月十八日
内部雑作	昭和三十一年三月二十五日	昭和三十一年九月十八日
雑工事	昭和三十一年十一月十三日	昭和三十一年十一月二十日

渡櫓

建物解體	昭和三十年六月二十三日	昭和三十年十月七日
基礎地形	昭和三十年十月十二日	昭和三十年十二月六日
軸部材修理及木造組立	昭和三十年十月八日	昭和三十一年二月十日
軒建、妻飾修理及木造組立	昭和三十年九月五日	昭和三十一年二月十一日
小屋組及屋根仕舞	昭和三十一年二月三日	昭和三十一年三月十五日
屋根柿葺工事	昭和三十一年三月二十日	昭和三十一年四月二日
壁小舞掻、荒壁、裏返	昭和三十一年二月十六日	昭和三十一年四月七日
斑直、中塗、砂漆喰上塗	昭和三十一年六月四日	昭和三十二年二月九日
屋根瓦葺工事	昭和三十一年四月二十六日	昭和三十一年五月十七日
内部雑作	昭和三十一年三月二十三日	昭和三十一年九月二十日
雑工事	昭和三十一年八月三十日	昭和三十一年十一月十八日

水手御門

建物解體	昭和三十年六月二十四日	昭和三十一年二月十六日
基礎地形	昭和三十一年三月三日	昭和三十一年十月八日
軸部材修理及木造組立	昭和三十一年二月二十四日	昭和三十一年五月三十日
軒廻修理及木造組立	昭和三十一年五月三十一日	昭和三十一年六月二日
小屋組及屋根仕舞	昭和三十一年五月二十七日	昭和三十一年六月二日
屋根柿葺工事	昭和三十一年六月三日	昭和三十一年六月三日
屋根瓦葺工事	昭和三十一年六月十一日	昭和三十一年六月十三日

建具工事	昭和三十一年八月二十七日	昭和三十一年九月四日
金具工事	昭和三十二年一月二十八日	昭和三十二年二月十三日
附帯工事	昭和三十二年二月八日	昭和三十二年三月二十日
假設物撤去及跡掃除	昭和三十一年十二月二十一日	昭和三十二年二月二十八日
保存圖作製	昭和三十年六月六日	昭和三十二年二月六日
殘務整理	昭和三十二年三月二日	昭和三十二年三月三十一日

第三節　工事仕様概要

假設物は修理事務所及周圍竹矢來を除き總て直營工事にて建設し使用後賣却した。建物全體に素屋根を設け建物は一旦全解體し、月見櫓北側石垣は孕出多き爲一部積直し、他の石垣は支障なく認められたので飼込石の拔け落ち箇所を補つた程度に止めた。

解體に先立ち正確な水盛遺形を取設け石垣臺及び建物の不同沈下、傾斜、各階の高さ、柱間その他各部の破損腐朽狀態、形狀寸法、材種、數量等を實測調査すると共に建物に於て創建以來の諸種の變化等をも總合研究し、在來の用材は極力再用に務める方針の下に施工したが、腐朽、破損が甚大であり、且昭和初年の修理による取替材は寸法、手法、仕口等用材の手法と異なり使用不可能のものが多數生じたのでこれらは良質の新材を以て取替え、形式手法は舊來のものを綿密に調査し、現狀變更によるものの他は在來のものを踏襲して施工した。

解體材には一々番號を附し修理に必要な要部は寫眞に納め、解體し施工上の基準を定めた。新補木材には古材と調和のよい樣に古色塗を施し、見え隱れには今回修理の年號を明示した烙印を押した。素屋根解體後櫓西側の地盤を整地し、排水を整備し續櫓入口、石垣臺をも資料を得て復原した。

一、基礎工事

月見櫓。月見櫓臺北側石垣は中央部孕出しによる上端沈下が甚しく土臺据付に支障を來たす上且飼込石も大部分拔け落ちていたので解體し積直しする事にしたが兩端の隅積石及現在地盤面より高四尺通り迄は大きな狂は認められないので在來の儘とし、孕出の多い約⅔程度の面積を築き通した。築石の解體と共に石垣臺內部の玉石を石際より約十尺通り取り去り積石は竪遺形に做い、番號順に順次積上げ、飼込石を充分飼込み、積石裏は一、三、六調合のコンクリートを厚約三尺に積石裏卷きに補強した。

續櫓、渡櫓石垣臺。外部石垣は若干の狂はあつたが、積替えを要する程の沈下は無かつたので上端の不陸は天端石を一部取替え、脫落した各所の合端石を補塡する程度に止めた。渡櫓南石垣は舊海手門を現在渡櫓に改造の際の割合亂雜な積石であつたが建物に支障なきものと認め前記程度の補修をした。

石垣臺は各櫓共周圍のみ石積みにて內部は栗石の詰込となつていたが、石垣積直しの後栗石は在來通り埋戻し大蛸を以て搗き復舊させ工事中は莚敷込み塵除けとし、床張りの際取除けた。

月見櫓礎石は各柱下の土臺交錯部の下に夫々徑二尺、厚九寸內外の自然石を栗石上に据付けてあつたが、中央四本の柱は三階迄の通し柱であり、上重よりの集中荷重を受けるので比較的大きな礎石に据え替え各礎石周圍を總體に巾三尺、深二尺掘下げ、一、三、六調合のコンクリートを打立て補強した。續櫓、渡櫓の大引束礎石下も巾一尺五寸厚七寸のコンクリートに前記同樣施工した。

又月見櫓礎石間土臺下には鐵平石の薄石飼込み土臺の据付を良くしていたので從前通りの施工とした。

正面入口千鳥破風方柱礎石は一旦堀起し北側礎石は比較的小さいので南側の分と同等の石と替え三尺角、深二尺に堀り玉石小端立てに敷並べ目潰砂利入れ大蛸にて搗固めの上一、三、六調合のコンクリートを打立て据付け、南面西側柱も同斷とした。

東面入口石階段は近年積み直したものと思われるが段石の移動が甚しかつたので一旦解體し階段下堀取り充分搗き固め一、三、六調合捨コンクリートを厚五寸に打ち合端仕合せの上コンクリート調合前記同斷のものを裏込めとし積立てた。

續櫓入口石垣臺は明治初年頃間地積石垣に舊位置より二尺八寸、北方へ引込み高さも三尺四寸高く積替えられていたが舊石垣の根石が殘り且續櫓入口石階段の舊規も判明したので高五尺五寸に野石積みとし合端切石飼込み馴染よく積上げ內部栗石詰込み、表面に厚五寸に土を置き搗き固めの上小砂利を敷込んだ。

續櫓入口階段石は六級とし良質花崗石を以て全部新に補足し一、三、六調合コンクリート裏込の上据え付けた。月見櫓石垣東南角には巾四尺七寸に犬走りを周らし高二尺六寸の石垣を一部野石補足の上切石、小石等飼込み築いた。

月見櫓石垣臺への登石階段も一旦全部堀起した上合端合せ据え直し從前通り踊場を階段中途に一ヶ所設け續櫓入口石垣臺迄の高さに石階段六級それより上四級とした。

渡櫓入口石階段は軟い石質の爲踏石はかなり磨滅していたので一旦解體し同質石を以て踏石補足の上、鑿切り仕上としコンクリート調合前記間斷に裏込めの上据え直した。

從來入口石階段は石垣際高四尺七寸の中段よりつきこの中段への登階段なく不便であつたので新に巾三尺、七級の石階段とし上段二尺五寸の踊場を設け昇降に便なる樣施工した。

水手御門鏡柱通り礎石は實測の結果沈下の高低なく据え付け良好であつたのでその儘とし蹴放敷石は中央に於て四分のむくりが見られたので堀り起し下に

コンクリート厚五寸を打ち据え直した。控柱、礎石は多少の沈下移動が認められたので一旦堀起し、コンクリート根巻きの上据え直し床は從來土間であつたが地業の際地下より舊門の石疊の鐵平石が敷き込んであつた事が判明したので一旦堀り起し、栗石敷き込み目潰砂利共入搗き固めの上一、三、六調合コンクリートを以て据え付けと同時に飼込み、同質石補足の上、南に向い一寸の高低をつけ石下に空隙のなき様丁寧に敷込んだ。石合端は鼠漆喰塗とした。

又水手御門下に近年施工による排水溝があつたが從來柱礎石が周圍地盤より低き爲排水の便を考えその儘利用したが、從來のコンクリート蓋は大部分破損しているので今回は排土の便を考慮し厚二分五厘、巾一尺三寸の鐵板とし所々徑七分の穴をあけ雨水の吸込良好なる樣施工した。

二、木　工　事

木工事に於ては時代の形式を失う事のない樣細心の注意を以て施工したが、必要上支障ありと認められる個所は、外觀を損しない範圍において補強を講じた。

建物解體前各部材にはすべて番號札をつけ毀損しない樣、入念に取解き再用材は埋木、矧木、繼木等施して再用に務めた。

新規補加のものは形式手法等を調査して舊規に相違しない樣作製し、曲線または繪樣を有するものは圖面及型板を作り正確に施工した。

補足新材は古材と同質のものを補足する豫定であつたが、當初材は大部分、栂、または松材であり虫害及腐朽が甚しいので建物の保存上を考慮し、丸太梁の取替のものについては良質の松材を購入白太の大部分を落した上で形狀、仕上方等相違のない樣に木造をなし、その他の化粧材及構造材の大部分は尾州檜丸太良質材を購入製材し、野物材及壁塗込となる構造材の一部及續櫓、渡櫓化粧棰材等は地檜の良質材を購入使用した。

工作に當つてはその寸法、形式は舊來のものに倣い、繼手及び仕口は舊形式を尊重して施工し構造上の要所には見え隠れにボールト、鎹その他鐵物を以て堅固に組立てた。

木材の防腐、防虫のためP・C・P水溶液を二回塗布し土臺にはクレオソートを二回塗りとし又コニテール劑を注入、又は散布した。

月　見　櫓

(イ)　軸部　一階の土臺は石垣臺上に乗り地階は設けておらず床には揚板等の裝置は見られなかつた。側土臺は北面の石垣を除く外は多少の不同沈下を認められたのみで、これによる破損は認められなかつたが北面は昭和初年の修理にて替えられ、寸法も小さく石落の持出土臺は持出部分を切斷していたので全部新材に改め、又東面の土臺も虫害を受け使用に耐えなかつたので補足した。側土臺繼手は、金輪繼、及鎌繼、隅部は平枘差し楔締めとし、内土臺南北通は一間入つた一通宛を側土臺迄通し夫々三本繼とし、この間の東西四通り共二本繼、繼手は金輪繼とし、石落持出部分は側土臺に相缺き、尻部土臺と平枘を差通し鼻栓打ち、他の繋土臺は總て蟻掛とした。土臺の繼手には鎹を一本乃至二本彫り込み打とした。側土臺下端は石面に馴染合せ、石垣面より平均七寸内側に納め、上端石垣垂れに合わせ中央七分下りに据付けた。床根太は一間三乃至四本に土臺へ木口彫込み大釘打に取付け、床板は昭和八年の修理に全部厚一寸の松板と替えられていたが今回も從來同樣一間毎に突付張りに張立てた。

柱は四天柱四本の内二本を取替え、内柱は三本根繼、外柱根繼三本、間柱六本取替、北側石落は全部補足、東入口柱は二本共取替え、在來通り木造り仕口作りを施し、胴差しは雇枘面し車知締め、各端間留めは柱へ枘差し込栓打ち鎹留めとした。

通貫は松材であつたが三層共すべて檜の新材とし柱内にて、臺持繼とし、隅柱の貫の交錯個所は柱内部に於て相互に缺合せ桁行を下楔、梁間を上楔締めと

した。

出梁は入側上、一間毎に配置し入側柱通りは胴差し上、二階土臺間に立つ束に枘差し鼻栓打ち、隅梁は入側隅柱に枘差し通しとし、隅一間及中央一間は側柱上に梁掛渡しこの上に渡腮に架け渡し、その他側柱に太枘立てにした。軸組構造材は現狀變更箇所を除く外大部分使用出來、隅木も全部使用出來たが出桁及敷桁は歪及曲りが大きく且繼手の破損から約半數を取替え、破風化粧梁繋丸太は仕口腐朽の爲八本の中六本を檜材に替え從來通りの形に工作し取付けた。

胴差しの雇枘及込栓は全部新材とし在來繼手、腐朽箇所は雇枘等の修理をなし、新規取替え材は舊規に倣い施工した。

二階　平面は一階より一間縮め四間とし柱及胴差し、敷梁、出梁の構造形式共一階と同斷であるが、側柱は一階出梁中間にある踏梁より建上げ、入側柱は一階入側柱上に一致し、武者走りを半間とし、出梁は入側柱へ枘差し鼻栓打ちとしている。四天柱は二階に於て金輪繼とし三階迄通し柱としているが北二本は取替え南東柱は上部のみ取替え繼手に二ヶ所鐵製帶金物にて卷き鋲打ちとした。

床板は側柱通りのみ土臺梁上端を表わし板厚缺き込み七分板を突付張りとし板下端に　厚　五分　巾　一寸五分　の目地を繼目毎に入れ、張立て床根太は丸身の多い後補材であつたので全部を取替えた。

床構造材は腐朽甚だしく、且後補材の繼手不良の部材多く大部分新材に改めた。

三階　平面は二階より一間を縮め三間にて、床組構造、形式は二階に同斷とし、側柱は二階床梁より建上つている。四天柱は南北二通りの大梁を支え、中央二本の側柱は出梁の下に枘差とし、出梁は内方面取り肘木に造り掛梁を受け鎹止めとしており、隅、梁尻は四天柱に夫々枘差し込栓打ちとなつている。四天柱上端は隅梁枘迄の間隔が短いので鐵輪卷きとし大梁下の接觸面には厚一分の鐵板を張り鐵鋲打ちとした。床板は一間毎の總拭板敷とし床小根太及目地は二階床と同斷である。床板は昭和初年の修理に全部替えられていたが約⅔補足の上再用し小根太、目地板は新材に取替えた。

側柱は三本取替え、二本根繼、柱貫は全部取替えた。

各階共四天柱を除くほか全部管柱にて、側柱一間間に間柱一本建てとしているが總數五十本の中二八本を取替え他は繕いなし再用した。長押は修理前漆喰にて覆れていたのを別記の通り現狀變更にて木面墨塗りとなつたが釘痕多く、又柱の不同沈下から曲り、歪が甚しいので一階は上下共、二、三階は上長押を新材に替え、二、三階の下長押は修理の上再用した。長押は柱面より二寸三分外方に出し柱毎に太枘差し、長押面より長手角釘打ちにて留め隅は二枚枘に組み、繼手は竿車知繼とした。

一階より三階迄一間毎に遞減し一階を除く他四圍に窓を造り、一階北及西面に石落を張出し、内海を控えた隅櫓で各階の部材の大きさは同一であつた。

その他各階に設けられていた假設的の添柱、筋違は全部徹去し、各構造部の繼目は從來通り鎹打ちとし金物はすべて新調した。

(ロ)　小屋組および軒廻り　初重、出桁上端小返削り、繼手は出梁眞で追掛繼、渡腮に取付け隅部は捻組に組み隅出梁に枘立てにのせた。隅木は尻部柱へ枘差し込栓打ち鎹止めとし野隅木共同一木で造り出し地棰は枘差し野棰は大入大釘打とした。地棰掛及野棰掛は側柱に渡腮缺きに取付、地棰上押貫入れ野棰掛間に柱毎束立て棰尻押えとした。

軒材は大部分後補材に替り當初代の部分も腐朽、歪み甚だしく、且出桁は鼻部で切損し大部分取替えた。

化粧棰は當初材は松材で一間を六間割り、一枝を一尺八分とし、尻部は柱取付の棰掛に出桁上は腦天より夫々大釘打とした。當初材棰は棰上下に六分の鼻反りを持つていたが後補材は杉押角の直材であつたので舊材の形に倣い大部分

を取替え一部は矧木をなし取付けた。茅負は隅部はよく殘していたが平部は殆ど後補材で出桁の狂と共に波狀を呈し使用不能であつたので大部分を取替えた。隅木は四本共當初材を殘していたので反り寸法を求めた處隅木口脇にて九寸であつた。

茅負　繼手は目地繼、榧鼻に揃え腦天釘打ち、隅木上端にて大留となし釘打ちにて取付け　巾一寸二分　高一寸五分　の瓦桟を隅増しに取付けた。地榧上は裏板を張らず、化粧屋根裏としていた。野榧は地榧と枝割は同斷にて、榧鼻は茅負裏側へ缺き込みに釘打ちとし榧尻は側柱取付の榧掛に釘打、地榧上に土居桁二通り置き屋垂みを設け、野榧は引通し約三寸の重みを有しているので新補材は型板に合わせ曲り材を使用した。化粧裏板は小屋内杉正五分板、化粧部分は檜五分板にて突付張りに張立てた。

各面破風は側柱通りより張出し、西及北面は石落とし南面は續櫓接續出入口としている。北唐破風は形狀、寸法を南面唐破風に倣い木造り眉決りを施し、菖蒲桁間渡梁上、中央に束立て化粧棟木に枘入れとし棟木、桁間茨榧を缺き入れ、菖蒲桁より軒先部は短い榧を茅負より釣り取付け、茅負鼻は破風尻にのせ、軒裏甲に一致し軒付とした。唐破風は拜み目地入れ、棟木に平枘差し釘打、菖蒲桁鼻は平枘差し通し楔締めとし、切裏甲は突付張り上部釘穴彫り鼻に枘一箇所入れ一枚毎に木口合端に小鎹打ちに留めた。

野棟木は地棟木に束立て、茅負迄二通りの母屋入れ、野榧を菱形に木造り裏甲造り出し、裏甲部分四分板張り他五分板張りとし、平野地をこれに突付け乘せ納めた。

東西千鳥破風は地棟木尻を二層中央束に枘差し込栓打ちとし、中央は化粧梁上に立つ扠首にて支えられ、扠首束は上下共枘差し出桁を缺込み釘打ち、扠首竿は下端缺入れ釘打付とした。化粧母屋は一通り入れ破風内面に大入れとし、地榧は上端棟木に彫込み曲線形、野榧は地榧上に重なり上端屋垂みに合わせ同様に木造し、裏甲は破風板上二本繼布裏甲として取付、茅負は唐破風同斷に取付けた。

二重　二重小屋は一重小屋と同斷。東西軒唐破風、化粧棟木尻は三階中央側柱へ枘差し込栓打ち、菖蒲桁は三階土臺に掛け側柱にボールト締めとし出桁に渡腮に架し破風板に枘差し楔締めとした。破風板拜みは目地入れ、棟木を平枘に差込み釘打ち、茨榧は一重同斷に納めた。母屋は三通入れ、母屋尻は平野地に仕合せ、鼻は切裏甲に架け野榧腦天打にて屋垂を造り裏甲は母屋に合わせ上端菱形に木造り板張りとし形を整えた。切裏甲は一重同斷とし、裏甲合端及瓦桟共小鎹打ちに留めた。

三重　三重小屋は化粧屋根裏とし南北に二通り大梁架渡し、通柱二本にて中央を受け東西には三本繼掛梁を渡し繼手鎌繼とし、側柱上出梁造り出し肘木にて各梁を受け、太枘立て鎹打ちとしている。東西は側柱眞より九寸入り掛梁上大梁架けこれより妻束を立ち上げ、且上端を榧掛としている。大梁上棟通り束は貫二通り通し上楔締め、南北は一通り差通し下楔締めとし、棟木より下二通り迄母屋受肘木を小屋束に枘差し、以下軒迄二通り母屋入り、繼手鎌繼とした。母屋受肘木尻は破風板に平枘差し楔締めとし、破風板拜みは目地入れ、肘木尻に勾配にのせ釘打とした。

化粧小屋束は大面取りとし、四天柱上束に地榧掛を渡腮に打ち隅留とし地隅木尻は同束に枘差し込栓打ちとし棟より三の母屋にて隅木尻を押えた。

小屋束と地榧の合する箇所は小屋束に大入れ茅負にて野榧を留めた。

妻側野榧掛は妻束に腮缺きに打ち母屋二通り入れ、そ他は腦天釘打とした。

軒廻り構造は一重に同斷であるが軒反りは二重九寸三分、三重九寸六分に納めた。東破風板は後補材にて、納り不良の上、布裏甲は厚板の三枚重ねであつたので西面の破風に倣い眉缺り、肘木尻の納りを合わせ、布裏甲二本繼、繼手目違枘入れにて新材にて取替えた。

大棟は従來通り棟束立て中央に貫差通し上楔締めとし野棟木を置き、兩端は長束を棟木より立て鯱腹部に差通し鯱を納めた。

三重小屋は後補材多く母屋は肘木より幅が狭く、野棰は芯持ち二寸五分角であつたので一、二重野棰寸法に合せ　成二寸　巾二寸五分　とし、地棰は丸味多い直材であつたのでこれ等はすべて鼻反りに造り取替えた。小屋束は松材でかなり虫害を受け寸法も不同であつたので資料となつたもののみを殘し他は新材にて補つた。

化粧野地板は後補杉並材であつたので檜良材に替え、傍突付、板幅略揃え張り立てた。

續　櫓

建物部材は殆ど松材の上、白蟻の被害を受け腐朽甚だしく大部分新材に取替えた。軸組側土臺、繼手鎌繼隅々小根枘差し楔打ち、下端石垣に馴染合せ、石垣上端勾配に合わせ桁行土臺は南より二間目柱眞より南隅に向い一寸二分上り勾配とし他は水平に据付けた。

側柱は上下枘付、通貫を差通し、丸桁は小返削り、出桁及妻梁は桁眞より勾配に取り繼手臺持繼隅々相缺、月見櫓取付きは月見櫓側柱間に柱建て枘差し込栓打ちに施工した。

床は梁行各柱通りに大引建込み枘差し楔締め中央に一箇所礎石据え束立て、小根太梁間に十二本配置、繼手突付に腦天打ちとし床板厚六分突付張り釘打に取付けた。床材は腐朽甚だしく殆どすべてを新材に取替えた。

小屋組、棟通りは大梁二本鎌繼ぎ枘立てとし南端は妻梁りに渡腮に架け、繼手部は東西の角梁に架け、北端は東西の繋梁上にのせ、棟束立て、他は棟通り大梁に掛梁を架し鎌繼とし小屋束建てとした。母屋は追掛繼ぎ、小返りに木造なし小屋束枘を差通し、小屋束通貫は棟通りに一通り上楔、梁間に一通り下楔締に差通した。化粧野地板は全部を取替え突付張とした。

化粧棰は杉小丸太、太鼓落し直材を用い、出桁腕木は内部掛梁下肘木とし、棰鼻に廣小舞目地入れ釘打ち廣小舞上、前面合せに隅増付瓦棧を取付け隅木上留とした。隅木は隅木尻を母屋に掛け、妻棰は棰尻に上端水平の押え一通り入れ棰掛、丸桁に架渡した。

妻飾り　破風板及懸魚は舊材を使用出來たが他は全部新材に改め、破風板拜みは月見櫓仕様に同斷、母屋鼻は破風板に平枘楔締め、前包は小屋束に小飼物入れ釘打ち、兩端は破風板尻へ缺込み釘打とした。

北面月見櫓接續面に五級階段を設け、踏板は登桁に平枘、楔締め、裏板突付目地張り、登桁上部は月見櫓入口竪框に釘打とした。登桁は西側足元を修理、裏板は約半分を張り替えた。

窓廻りは在來のものを繕い直し取付け、銃眼は、塗籠に殘されていた枠に倣い新規に作製又は修理を施し取付けた。東面入口内法材は磨滅甚だしく使用に耐えなかつたので新材に取替え、石落は現狀變更により新設し釣柱は柱にボールト締め、土臺は羽古板ボールトを用い堅固に組たて、内部壁見切には楣入れ柱に釘打にとめ、又軒出が少い爲石落に雨水が常時壁に掛る爲假設的に羽目板張りとした雨覆を作り金物にて釣り下した。

内法材等の見え隠れの釘は和釘を作製し使用した。

渡　櫓

軸部、床組、小屋組、北側妻構造はすべて續櫓に同斷であるが、南寄りの三間は生駒氏築城による海手門の上部櫓北端三間をそのまま再用したものであり、この部分の土臺にのみ舊門の冠木上に架した男梁の上に建つ構造となり柱寸法、通貫位置、内部壁仕舞、妻形式が異つているので、今回はその儘踏襲し組立てた。

柱は他の柱寸法が五寸、海手門部分が四寸三分であり一部繕いの他大部分使用出來た。西側冠木、東側土臺は腐朽甚しく取替を要し、北男梁は舊門の側面

側柱の建つた柱痕が殘されていたが上部腐朽の爲矧木をなし從來通り柱枘穴を作つた上再用した。

南妻飾は表面漆喰塗になつていたが黑漆塗狐格子が殘されていたので現狀變更を行い復舊した。

舊材は表面風飾甚だしく使用に耐えなかつたのですべて新材に取替えたが破風板は舊材に倣い眉缺りを施し、竪子二三本、三寸二分間隔、横桟三寸一分間隔とし竪子に缺き込み、上部は破風板に釘打ち、下部は前包前面に和釘打ちに取付けた。前包は上端雨切勾配をつけ內側立ち上げとし裏坂は突付け、格子に釘打ちに張り立てた。六葉及鰭は亡失していたが六葉は懸魚に殘る痕跡より、鰭は北妻に倣い作製し、布裏甲は曲りに合わせ一本にて木造し全部に漆塗を施した。

小屋組は北妻と異つていたが從來通りに組立てた。

水手御門

建物柱根は白蟻被害甚だしく北鏡柱は柱內空洞となり取替、他の柱はすべて根繼を施した。

柱は礎石に角枘立て、冠木および梁には太枘入れ、梁行には控柱に貫を上下二通り差し上楔締めとした。楣は柱に建込み大入れ箱目地とし、蹴放は大入れ蟻落、正面柱間土臺も同斷、壁板は厚一寸七分にて柱へ溝彫り差込み、板傍實矧に入れ、脇柱石垣間板は厚二寸六分竪板に嵌め込んだ。

男梁は冠木に渡腮に入れ正面丸桁に平枘差し楔締め、脊面丸桁には渡腮に架け渡し、男梁間、冠木上には厚一寸八分横板入れ、丸桁間小天井は厚一寸三分板傍實矧に張り立てた。

棟束は男梁上に立ち上下枘差し、中央一通り貫入れ上楔締、地棰は棟木に大入れ釘打、丸桁は上端小返に削り、棰は反り無く直材、化粧裏板は羽重ね横板張りに張立てた。

茅負、廣小舞は直材、瓦桟は三分內に入れ、瓦繰りに仕合せ釘打ちとした。

野棟木は徑五寸丸太を上端小返しに削り、軒先迄の中間に丸太造り土居桁を置き、屋垂に合せ野棰打ち、野地板は化粧裏板同斷に張り立てた。

柱根虫害を除く他、建物全體に保存狀態は比較的良好であり、地棰二本を取替え、裏板を補う程度であつた。

扉は後年に修理されていたが當初材は仕口腐朽し大部分使用に耐えず、横桟三本を使用出來たのみであつた。横桟は二枚枘差し割楔締め、中央に門金具取付け用竪桟を上下枘入れに建込んでいた。脊面に取付けてあつた筋違は近年の修理のものであるが今回も補强上から從前の位置へ施工した。

表面扉板は破損の爲使用出來ず、すべて取替え、竪、横框に板厚缺き込み釘打ちとした。閂は三寸角にて新材に取替えた。

三、屋根工事

土居葺　月見櫓の在來柿板は椹材＝手割品（長一尺二寸巾三寸前後厚一分）が一階南面及西南隅の一部に殘されていたのでこれにならつて、新に木曾產椹赤身乾燥材の手割品（長一尺巾三寸上厚一分）を使用全部葺替えた。

葺方、葺足二寸、軒先二枚重ね、下地不陸は馴染よく飼板をし、二葺足毎に長一寸二分の竹釘を七、八分間隔に二通り打ちとし、出隅、入隅及唐破風野地等は板拵え、平葺は柱眞迄葺詰め、必要に應じ切板にし、棟仕舞は棟折り二枚重ねに覆掛け葺上げた。土留桟は檜材（巾一寸三分厚六分）のもの要所大釘打ちとし葺上後ペンタクロロフエノール5％水溶液を二回塗布した。

屋根瓦及瓦葺　月見櫓瓦は昭和八年修理の際總て取替えられ、他の建物は古瓦を使用していたがすべて燒成溫度低く且、形狀寸法の異つたものが多く破損凍傷のものも相當數あり、月見櫓に於て約七割、續櫓、渡櫓、水手御門に於ても約六割程度を新に補足した。補足瓦はすべて品質、技法ともに優秀な奈良瓦

を使用し新瓦の形狀又は唐草、巴模様は古瓦中當時代のものを充分研究して形式採用の上作成し箕甲掛瓦及二の平瓦は袖付の特殊形に作り、谷巴は在來の形に倣い補足した。渡櫓、續櫓の鬼面の葵紋の破損、磨滅部分は新に紋章のみ造り、十八番銅線にて繋ぎとめ、鼠漆喰にて間隙を詰め固定した。

新規作成の瓦は良質の粘土を充分練り返したものを使用し、空隙なき様丁寧に成形し兩面磨き表面艶消し仕上とし各瓦共修理年を刻印し、燒成溫度は攝氏千度以上燒き狂いなく吸水率一割内外で耐寒試驗に合格したものとした。屋根土は粘土に藁茍を適當に混入し充分練り返しの上使用し、丸瓦、棟積み葺土には南蠻漆喰（調合白灰一俵、マニラ茍一七〇匁、砂一、五斗）を使用、敷平瓦下端繼目及鯱下端、隅棟葺詰め等の箇所には鼠漆喰を用いた。

在來古瓦は再度綿密に一々選別し、再用可能のものは掃除の上使用した。

瓦留めは十六番、十八番銅線、鬼瓦及鯱は八番銅線を用いた。

葺方、軒先唐草瓦は敷平瓦を敷込み鼻出し三寸、一枚毎に銅線繋ぎとし、平瓦葺足月見櫓のみ四寸その他三寸五分とし、軒先部は五枚毎その他十枚目毎に銅線繋ぎして葺土平均一寸五分に二通り敷込み、縄重みに葺上げ丸瓦伏は南蠻漆喰積に伏葺き、軒巴瓦は各瓦毎に十六番銅線にて繋結の上鐵製瓦釘留めとし、丸瓦は巴瓦より一本目、その他三本目毎に十八番銅線にて繋結した。

谷葺は谷幅八寸乃至九寸、兩端椽木を取付け銅板定尺〇、四粍もの兩耳立ち上げ銅釘止めとし、破風軒付手前迄敷込んだ。

月見櫓大棟は葵紋付差巴、輪違、熨斗瓦を使用し續櫓、渡櫓大棟は熨斗瓦、丸瓦、雁振瓦にて棟飾り築き、大棟鬼は野棟木より八番線四本にて繋ぎ安定よく所定の位置へ据付け、大棟雁振瓦は野棟木上端に八番銅線を通し兩端を鯱芯に繋ぎ之より十八番銅線を出し各瓦毎繋ぎとめた。

大棟鯱は檜材三寸五分角材の鯱受束に鯱腹部に差込み、大棟との取合せ箇所は鼠漆喰詰とし安定よく据付けた。

降棟及隅棟は總熨斗積、反り增し部分には造具物入れとし、積方に際しては南蠻漆喰を使用し、熨斗瓦は左右馬乘りに十八番銅線繋ぎ、雁振瓦は一本毎に繋ぎ止め、降鬼は八番銅線にて三本、隅鬼同二本に隅木脊の金物へ控取りに安定よく所定の位置へ据付け形式在來通りに積上げた。

面戸瓦は十八番銅線にて兩面引付け繋ぎとし鳥衾は十六番銅線にて玉口及胴へ二箇所繋ぎ止めた。

從來の漆喰による瓦縁取り及合端盛付けは雨仕舞の結果を考え取止めた。

四、壁　工　事

小舞下地　月見櫓は外部間渡材は眞竹徑一寸六分、小舞竹は徑一寸三分内外の丸物とし、内部間渡材は徑一寸三分、小舞竹は女竹徑八分丸物とし、いずれも秋季伐採の良質材とし、小舞縄は稻の收穫を見はからい餅藁の良質品を以て手ない縄を購入し使用した。小舞搔き、壁小舞は從來の施工方法に基き内部眞壁、外部大壁仕上げとし、眞壁間渡竹は縱一尺二寸、横五尺五寸間に間渡穴へ深く差込み、間柱面は當り缺き釘打ち付とし、その中間に女竹横に六本、縱一間に十五通入れ、小舞縄は徑三分にて各間渡毎に搔きつけた。

外部大壁小舞、前記竹を以て間渡竹は各間毎縱二尺四寸、横二尺五寸間に間渡竹片方深く差し込み、他方外方より下し掘りに掛け渡し取付け縱横九本に前記竹を配し柱及間柱當り釘留とし、小舞縄徑五分の前記同斷の良質品にて垂縄長一尺二寸を夫々結付け取付けた。

木部には眞竹徑二寸六、七分もの四ツ割りとし徑三分小舞縄を以て縄卷きなし、三、四分間隔に釘留めとし軒下端の大壁は前記同斷のものを棰下端より釘打ちし且一本毎に棰に縄を廻し取付けた。出桁内の小天井は出桁及内桁側面に一、二寸 一、五寸 の角物を打ちこの上に眞竹徑一寸内外の丸竹に縄卷きにせるもの横並べに釘留めとし、唐破風及千鳥破風の軒裏には前記同斷の竹を棰の上又は下端

に簾編みに棰と共に縄搦みに釘打とした。

續櫓及渡櫓小舞下地　間渡竹は各柱共縦一尺三寸間隔に柱兩面五分缺き込みに釘打ち小舞搔きは月見櫓に同斷とした。内部は外部と同様に間渡竹入れ、小舞搔きは女竹にて月見櫓同斷にて取付けた。軒廻り小天井は出桁受腕木の小舞穴に差込み途中約二尺間隔の釣木を設け、小舞竹を搦み付け棰及廣小舞は縄卷きとし棰上には竹一通り敷並べ釘打ちとした。

壁土は粘土質の夾雑物なき良質のものに従來の壁土を約六割程度を混入し、藁苆粘土一立坪當り六十貫の割に混入し、長さ約二寸とし清水を加え數回切直し、充分に土殺しを行つたものを使用した。

荒壁土附は前記壁土を以てまず外部大壁の小舞搔きに手塗り厚二寸五分内外を前記垂縄を放射狀に塗込み、充分乾燥した後、裏返しとして厚一寸五分内外に鏝塗りを行つた後、内部眞壁の小舞搔きをなし荒壁土附を行つた。外部大壁と内部眞壁との中間は従來通り約二寸五分の空隙を作つた。

目潰、斑直し、大直し、及中塗り。荒壁と同質壁土にて藁苆二寸切り八割、一寸切り二割の割合にて一立坪當り七十貫を混入したものにて手打壁の乾燥の後目潰、斑直を行い、大直しは粘土を篩漉して夾雑物を除き古土五割、新土二割の土に一立坪當り藁苆八十貫、川砂〇、三立坪の割合にて練り合したものにて寸法、型板等に合わせ塗立て、中塗は塗厚三分とし柱散際を揃へ不陸、斑等なき様塗上げた。調合粘土は一坪當り古土一、六斗、新土〇、八斗、川砂一、六斗、揉苆一八〇匁とした。

外部漆喰材料

漆喰下塗調合

貝灰一俵、板海苔二五〇匁、マニラ苆二五〇匁、川砂八升、厚一分。

漆喰中塗調合

貝灰一俵、板海苔二五〇匁、油苆三五〇匁、川砂六升、油一合、厚一分。

漆喰上塗仕上調合

貝灰一俵、板海苔二五〇匁、眞苧苆二〇〇匁、油三合、厚一分。

内部漆喰材料

漆喰下塗調合（散伏共調合同斷）

貝灰一俵、板海苔二五〇匁、油苆三五〇匁、川砂八升、厚二分。

漆喰上塗仕上調合

貝灰一俵、板海苔二五〇匁、晒苆(白雪)二〇〇匁、厚一分。

貝灰は香川縣大川郡志度產（一俵三、五貫入）。板海苔は、朝鮮產銀杏草、油は大豆白絞油の上等品を用い眞苧苆は栃木縣產の野州麻を原料とし木槌にて柔軟になる程度叩きたる後、長さ八分内外に切斷し捌き機械にかけ精選、乾燥したものを製造させ使用した。

塗方は前記調合材を練舟で鍬押、切返し充分練返したものを用い、地斑、鏝斑なく柱散際を揃え入念に仕上げた。

破風板、懸魚等本部分は前記野州麻にて三寸の髭子打ちとし漆喰下地塗より外部漆喰と同様調合にて曲線は型板に合わせ、繪様の特徴等は充分調査の上塗上げた。

建具は板厚四分にて、髭子打ちが困難な爲厚一分の手割り椹材柿板を巾一寸内外に割り野州麻卷きを釘打ちとし前記同様に塗上げた。

又月見櫓軒裏には徑二分の棕梠縄を長八寸に垂げ大直しの際に放射狀に塗り込んだ、上下長押散際にも同様に施工した。

外部上塗り乾燥後軒付、破風、窓、大壁等直接雨水のかかる懼れのある箇所には撥水劑として東芝製シリコーンTS908を一kg當り二坪の割合に塗付けた。

五、建　具　工　事

新補材は木曾檜、乾燥材を使用した。形狀寸法及仕口工作等は在來の建具に

倣い、大きさは内法寸法により現寸實測の上製作した。組立ては接着糊入れ、楔締め、戸板の矧目は入口引戸に於ては目板缺入れ、窓戸板は羽打張り、外部漆喰止は竪、横框を刀刄作り出しとし各戸の戸車及心棒は樫製のものを仕込み建込んだ。月見櫓各階窓土戸は夫々あふり止め打ち内部へ引付締とし、水手御門扉は在來軸金具に倣い新規作製の上釣込み、門による戸締りとした。

建具は一旦全部解體し良質檜材を以て取替材及補修材とし、破損個所を繕い直し前記に準じ夫々取付けた。

六、雑　工　事

新規取替材には見え隠れに昭和三十年修補の烙印を押し、化粧材には總て古材に調和よき様古色塗を施した。構造材及屋根地にはペンタクロロフエノール5％水溶液を三回塗りとし、又各建物にリウコテルメス屬ヤマト白蟻が發生し解體した結果に於ても甚大なる被害を受けているので前記の施工と共に土臺及柱下の見え隠れの部分にコニテール劑を柱は四方より土臺は三尺間隔の一穴に約五瓦を注入し土臺下には一坪當り〇、三五瓩を散布し白蟻の驅除並に豫防をなした。

各櫓及水手御門の戸締は海老錠取付とし月見櫓石落揚板及取手は土臺に殘る痕跡と岡山城月見櫓のものを參考とし、水手御門飾金具及門金具は全部失われていたのでもと城内にあつた櫻御門及丸龜城太鼓櫓等を參考として作成の上取付けた。

月見櫓下長押上端には保存上〇、三粍銅板には覆いペイント塗付とし、屋根入谷には〇、四粍銅板にて在來通り雨終いよく取付けた。

渡櫓南破風妻飾り及各櫓懸魚取付六葉（葵紋）は復原資料により黑漆塗とした施工は素地調整の上素地固め、同磨き、上二回摺込み同磨き、中塗、中塗研ぎ、捨上塗、上塗黑漆塗仕上げとした。

素屋根解體後水手御門前地盤が低く雨水が集まり水手御門柱根腐朽の原因となつていたので北側道路に向い道路を整え、道路内石垣迄の間の土を約二尺堀取り、道路際には二段の石積みとし又道路下には水手御門下より北側縣道際排水溝迄底部の高差五寸に暗渠とし櫓周圍の排水を良好にした。暗渠は巾一尺、深一尺四寸とし栗石敷並べ目潰砂利置き大蛸にて充分搗固めの上調合一、二、四コンクリートを以て厚三寸に打ち上げ蓋は調合同斷とし徑三分の鐵筋を配し道路面に合わせ埋戻した。

又北側縣道際の從來の木柵は腐朽破損したので新に出入口一箇所を設け柱一間毎に杉三、五寸角、貫三本貫通し土臺下コンクリート礎石とし柱間厚八分巾三、五寸の杉板打付け防腐劑塗として施工した。

七、假　設　工　事

修理工事着工と共に左記假設物を建設し、工事終了後これを撤去し夫々賣却した。

一、素屋根（足代棧橋付）（月見櫓　桁行、梁間共一三間、棟高七十二尺一棟　渡櫓　桁行一二、五間、梁間五、三間、棟高三十六尺一棟）

兩切妻造屋根亞鉛鍍鐵板葺。建地杉丸太目通り六寸以上、眞々七尺五寸内外に根入、二尺五寸以上堀立とし、布丸太末口徑二寸以上飛付地上六尺五寸、その他五尺内外に配置し、各部取合せ、八番鐵線を以て搦付け、小屋合掌組は建地毎とし合掌は末徑二寸五分以上、方杖、挾束は、末徑二寸以上、各要所には釘、ボールト、鐵線にて堅固に組立て、外方より腹起し控丸太は末口徑二寸以上の丸太を合掌毎に建地、布丸太、合掌等に鐵線を以て締付、四隅末口徑二寸五分以上燧梁を架渡し要所鎹止めの上鐵線搦みとした。

桁及棟木、末徑二寸五分以上、母屋徑一寸五分以上、二尺八寸間隔に架渡し、合掌毎に鐵線搦みとし、屋根亞鉛鍍波形鐵板三十一番を二山重ねとし、トタン丸座付釘打ちとし尚押縁打止めとした。

周圍外面足場丸太以上は簀葭圍いとし、押縁、釘打とする。足代根太受丸太末徑二寸五分以上、素屋根建地毎に方杖取付、根太二尺五寸内外に配置十番鐵線にて結び付け、歩み板長二間、幅五寸五分上、厚正一寸を敷並べ要所根太に釘打止めとした。

登り桟橋　登り桁末口徑三寸以上とし並列建地間に鐵線搦み、小猿止め、勾配四寸内外に取付け、根太末徑二寸以上、二尺内外間隔に置渡し、大釘止めの上鐵線搦みとし、歩み板は道幅五尺通り敷並べ要所釘打止めとし、登り一尺間隔に辻り止めを釘打止めとした。月見櫓屋根は三階足場控丸尻を利用し、出六尺に小屋根を設け、足代は石垣上端共四段に施工し各階に登桟橋を設けた。

二、工作小屋

兩切妻造、屋根亞鉛鍍平板葺、桁行十二間、梁間四間　一棟

建地杉丸太、末徑二寸五分、根入一尺五寸、建地六尺間に堀立とし、陸梁、合掌末口徑二寸五分、眞束、方杖、振止、筋違等末口徑二寸とし、何れも要所釘打の上、母屋末口徑二寸五分三尺間内外に架渡し、合掌毎に釘打、小猿止、棰、野地板打、屋根亞鉛鍍平鐵板（三十一番）葺とした。

周圍三方胴縁一尺五寸間毎に釘打止、地上より六尺通り板圍いとする。

三、保存小屋

兩切妻作り屋根亞鉛鍍波形鐵板葺、桁行六間、梁間四間、一棟

建地杉丸太堀立、小屋組構法は前記工作小屋同斷とし母屋は二尺八寸間隔に鐵線搦み波型鐵板（三十一面）葺、二山重ね、トタン圓座金付釘打ちとし、周圍は前記同斷とした。

四、事務所

桁行六間、梁間二間、建坪十二坪、一棟。

基礎自然石、土臺、柱杉三寸角、桁五寸三分　母屋及小屋束、杉二寸五分角、地貫、杉二寸五分五分　木間返し打とし、屋根四寸五分勾配、屋根亞鉛鍍鐵板（三十一番）葺、間仕切及周圍板壁、事務室及押入、便所は板張り。入口土間コンクリート叩き宿直室疊敷、天井全體ベニヤ板張り、出入口各窓硝子戸建、戸締を施し、間界腰高障子、押入襖建、便所附。各室に電燈を附した。

五、職工休憩所

兩切妻造、屋根亞鉛鍍波型鐵板葺。桁行一、五間、梁間二間、建坪三坪、一棟

建地杉丸太末口徑三寸内外、根入一尺五寸堀立、桁、梁共末口徑二寸五分。母屋を入れず勾配四寸に波型鐵板（三十一番）を張り、周圍、荒壁塗、出入口一ヶ所片開き扉付、窓二ヶ所、戸釣込とし、内部周圍に杭打ち腰掛設置、中央に爐を設け縁石を置いた。

六、竹天來　高六尺　延長八十四間

柱は杉丸太末口徑二寸、六尺間に根入二尺堀立、布竹三通り元末繼合せ、柱毎に釘打ち止めとし、菱目竹長六尺、三寸竹を六寸間に菱組に組み。亞鉛鍍鐵線（二十番）を以て布竹に搦みつけ、一本置きに控柱を取設け出入口二ヶ所設けた。

木戸門、門柱杉丸太末口徑四寸、長二間、根入二尺五寸堀立とし冠木四寸二寸は柱に釘打ちに施工した。

門扉は框三寸二寸枘差通に組立て、筋違三寸一寸を切込み、木間返し斜に板張りとし、壺金物にて釣込み兩開とし、門を設け錠を取付けた。

第四節　工事費

一、收入の部

金一七、三八三、〇〇〇圓

內譯

金一一、七七四、〇〇〇圓　國庫補助金
金一、四〇〇、〇〇〇圓　縣費補助金
金三、六四六、〇〇〇圓　高松市負擔金
金五六三、〇〇〇圓（不要品賣却代）　雜收入

二、支出の部

金一七、三八三、〇〇〇圓　總工費

內譯

金一四、四五五、七一六圓　材料及工料費

內

金一、九九二、九八七圓　共通假設費
金八、二三二、八一九圓　二之丸月見櫓工事費
金二四七、五五五圓　解體費
金二二三、八六〇圓　基礎費
金三、五三一、六四六圓　木工費
金一、八一〇、八九〇圓　屋根費
金一、七九〇、九二五圓　壁工費
金六九、一三〇圓　建具費
金五五八、八一三圓　雜工費
金一、五二四、一五九圓　二之丸續櫓工事費
金六〇、八三〇圓　解體費
金二四、〇八〇圓　基礎費
金五六六、三四五圓　木工費
金三四七、一七二圓　屋根費
金四六一、三一二圓　壁工費
金六四、四二〇圓　雜工費
金二、一三四、七三〇圓　二之丸渡櫓工事費
金八八、八二〇圓　解體費
金三七、一四〇圓　基礎費
金七二四、二一七圓　木工費
金五八六、七一九圓　屋根費
金五五九、九四九圓　壁工費
金一三七、八八五圓　雜工費
金五七一、〇二一圓　二之丸水手御門工事費
金九、九〇〇圓　解體費
金五七、一六〇圓　基礎費
金一八四、四九七圓　木工費
金一二五、〇八四圓　屋根費
金一九四、三八〇圓　雜工費
金二、九二七、二八四圓　共通人件及事務費
金一、三二九、三五六圓　共通人件費
金一、五九七、九二八圓　共通事務費

第三章　調査事項

第一節　修理前の破損調査

一、石垣

月見櫓臺石垣　月見櫓の南面西寄と東面北寄部は原形を保ち北面中央部以外はわずかの沈下を生じた狂いの程度であつたが北面中央部は相當の孕出しが見られ、積替えを要する狀態であつた。

月見櫓入口前外臺石垣及石階段は近年新しき手法にて積替えられていたが狂いを生じ積替を要する狀態であつた。

續櫓臺石垣　外部石垣は若干の狂いはあつたが積替の必要は認めなかつた。

渡櫓臺石垣　外部石垣は續櫓石垣と同斷であつたが南側上端一部の崩落石があり積重ねを要する狀態であつた。

月見櫓臺の西北隅、及渡櫓の東南隅、續櫓の東南隅を各々零とすると各面の沈下狀態は左表の通りである。

石垣各隅の沈下及中央部の降下表

名稱	個所	沈下寸法	個所	沈下寸法	個所	沈下寸法	個所	沈下寸法
月見櫓臺石垣	南西隅	〇、〇九尺	西北隅	〇、一八尺	東北隅	〇、三八尺	南東隅	〇、四三尺
同	東側中央	〇、二七	南側中央		西側中央		北側中央	
渡櫓臺石垣	南西隅	〇、二六	西北隅	〇、三八	東北隅	〇、三〇	東南隅	〇、三六
同	東側中央	〇、二四	南側中央		西側中央		北側中央	
續櫓臺石垣	南西隅	〇、〇一	西北隅	〇、三九	東北隅	〇、〇八	東南隅	〇〇
同	東側中央	〇、一三	南側中央	〇、一〇	西側中央	〇、一四	北側中央	

月見櫓臺石垣上ば沈下狀態實測圖

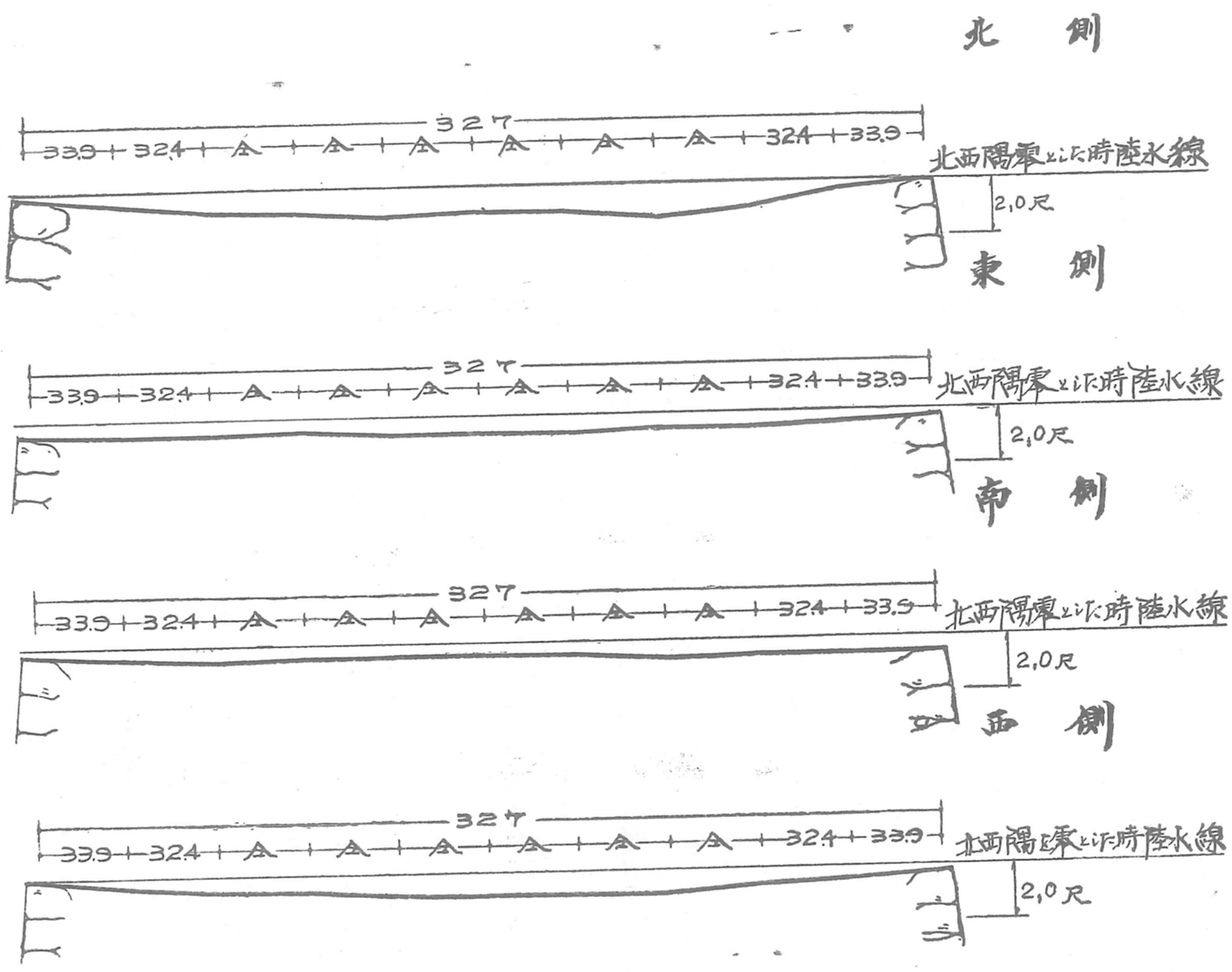

月見櫓臺石垣積の形式および補足石。月見櫓臺の石垣上端の平面角度は直角であり。引通し線に於て中央部が内部への彎曲はなかつた。石積の形式は矩形の割石と自然石の表面を多少鑿で平に直したものとで巧みに積まれ隅々は長短交互の亂積で角を上げて積んでいる。法勾配は極めて少なく、左表の通りである。

渡櫓及續櫓の石積の形式は月見櫓と同斷であるが兩者の石垣は完全に別個に築かれており兩者の繋りはなく續櫓は月見櫓に矩手でなく南北眞々は東へ二、五度振れている。

石垣法勾配表

名稱	個所	方位	法勾配	上ば彎曲寸法
月見櫓臺石垣	東側	北部 南部	〇、二五尺 〇、一八	中央 〇、一二尺
同	南側	東部 西部	〇、一五 〇、二七	中央 〇、〇三
同	西側	南部 北部	〇、二五五 〇、二六	中央 〇、三五
同	北側	東部 西部	〇、二七五 〇、二五	中央 〇、四〇
續櫓臺石垣	東側	北部 南部	〇、一 〇、〇九	中央 〇、一二
同	南側	東部 西部	〇、一二五 〇、一五	中央 〇、〇三
同	西側	南部 北部	〇、一一	中央 〇、〇七
渡櫓臺垣	東側	北部 南部	〇、〇七五 〇、〇七	中央 〇、〇八
同	南側	東部 西部	〇、〇六 〇、〇七	中央 〇、一六
同	西側	北部 南部	〇、〇八五 〇、〇九	中央 〇、〇九
同	北側	東部 西部	〇、〇七 〇、七五	中央 〇、〇二

以上の如く法勾配は各面共異なつていたが、大體月見櫓は一三、八度、續櫓は五、五度、渡櫓は四、二度位の勾配で内方に稍彎曲していた。渡櫓石垣は舊海手門の北寄の石垣をそのまま利用し北方に向かつて二八尺五寸五分延長渡櫓石垣に改めている、各臺石垣裏込みは床下全部に渡つて六寸内外の玉石を以て施されている。

補足石材の調査および決定。今回の修理に當り孕出し部の積替は舊石が決損して居なかつた爲補足の必要がなく處々合端石が拔け落ち穴部を露出していたので附近の似かよつた石を以て補修に使用した。石垣使用石は縣内庵治産、渡櫓階段石は岡山縣直島産のものと思われ直島産石は軟質であつたが、今回補足石も同質のものを使用した。

石垣の沈下および孕出の原因調査。根石は海中より直接積上げてをり明治三十四年この周圍を約十五尺の高位に埋立なし現狀に於て下部の調査は困難であるが全般に渡つて狂い、沈下少なく北部が一部孕出しとなつたのは裏込みが臺積全部に渡つて玉石となつているので地震等によるものと推測された。

二、軸部

軸部の破損調査　主要構造材は殆んど栂、松材で、月見櫓は四天柱、丸太梁、間柱、三重、小屋の一部に松が使用され、續櫓、渡櫓は雜作材及建具以外はすべて松材、水手御門は建具、小屋材の一部を除いてすべて松材を用いていたが、材料の多くは粗惡材で、仕上げは水手御門以外は蛤釿仕上げであつた。

月見櫓　月見櫓全體は破損腐朽甚しく、下階ほどその率が大きく柱根元は昭

和八年の修理に際し各階共約七割が切去られ長五寸から一尺五寸の飼物に依つて支へられてをり不安な狀態であつた。建物は高さ全長に於てはあまり傾斜していなかつたが、上階の荷重に依る壓損と破損腐朽のため到壞寸前の狀態にあり各階共筋違補强に依りかろうじて現在迄保存されて來ていた爲再用可能材は比較的少なかつた。各所に部分的修理が施された爲に部材全體の繫結力を弱め、その他各階を通じ結構材の仕口、繼手や重ね部の離脱等もあり、柱は各階ともに不同沈下や移動が見られ、各部材は木狂や壓縮等各所各様の歪み狂いを生じており一層東面は全般に大和白蟻が棲息し日を追つてこれ等の狀態は增大しつつある現狀であつた。

各階の床　石垣の沈下に伴い建物の不同沈下による床部の不陸は後年數度施されたる修理に一階、二階は根太上げが行われ各階共床板、小根太はすべて取替られていた。尙內部は土足の儘登上させていたことが、破損と磨滅を一層大にならしめて來た事がわかる。

建物の階高調査　各階の階高は上階の荷重に依り部材の壓減破損腐朽または床上げ等の爲各階共高低差があつたが、中央部四本の柱が三層迄の通し柱であり、中央部の總高に於ては狂いなく、通柱を基準として各階を嚴密に調査の結果各階高は左圖の通りであつた。

各階高調査決定寸法

水手御門礎石より渡櫓石垣上端迄	渡櫓石垣上端より月見櫓石垣上端迄	平均地表より月見櫓石垣上端迄	月見櫓石垣上端より一階床上端迄	
八尺七三	四尺六二	一三尺七〇	一尺〇〇	
一階上端より二層床上端迄	二階床上端より三階床上端迄	三階床上端より出桁口脇迄	三階上端より棟木口脇迄	
一三尺六二	一二尺〇六	一〇尺一〇	八尺四六	

建物の傾斜及び床面の沈下狀態　月見櫓は石垣の沈下に伴い左表の如く全體に東南面に向い傾斜していた。

なお建物の今回符號番付は左圖のごとくである。

月見櫓一階平面番付

西

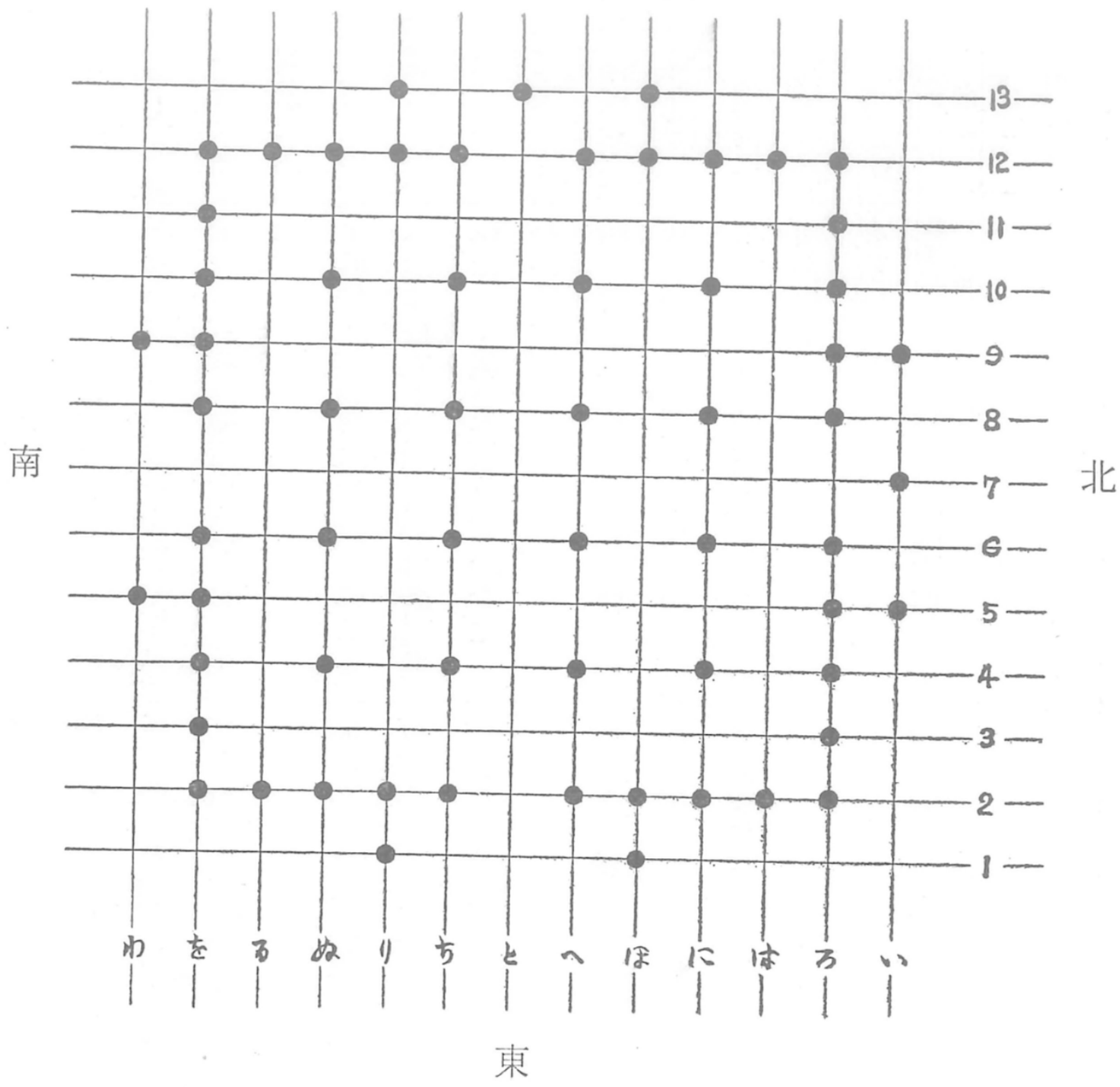

月見櫓二階平面番付

西

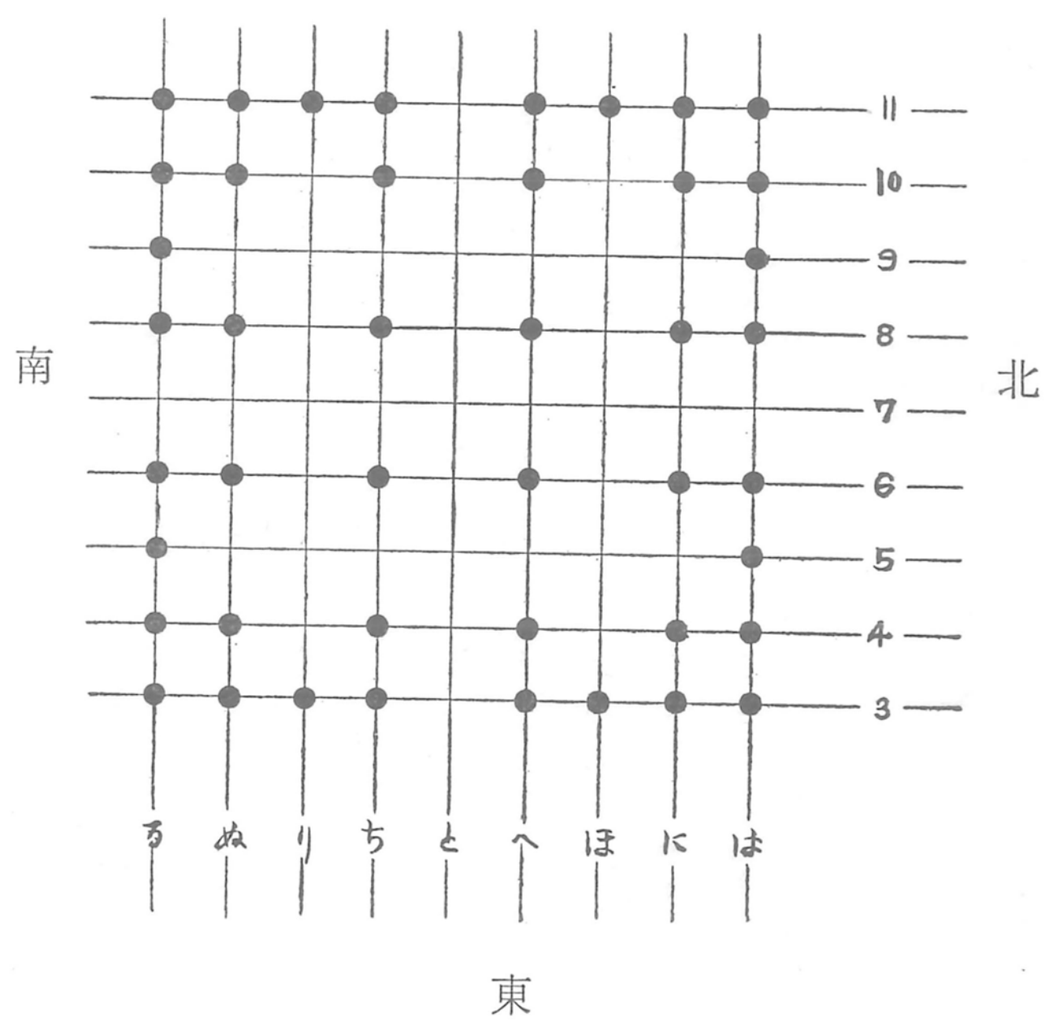

月見櫓三階平面番付

西

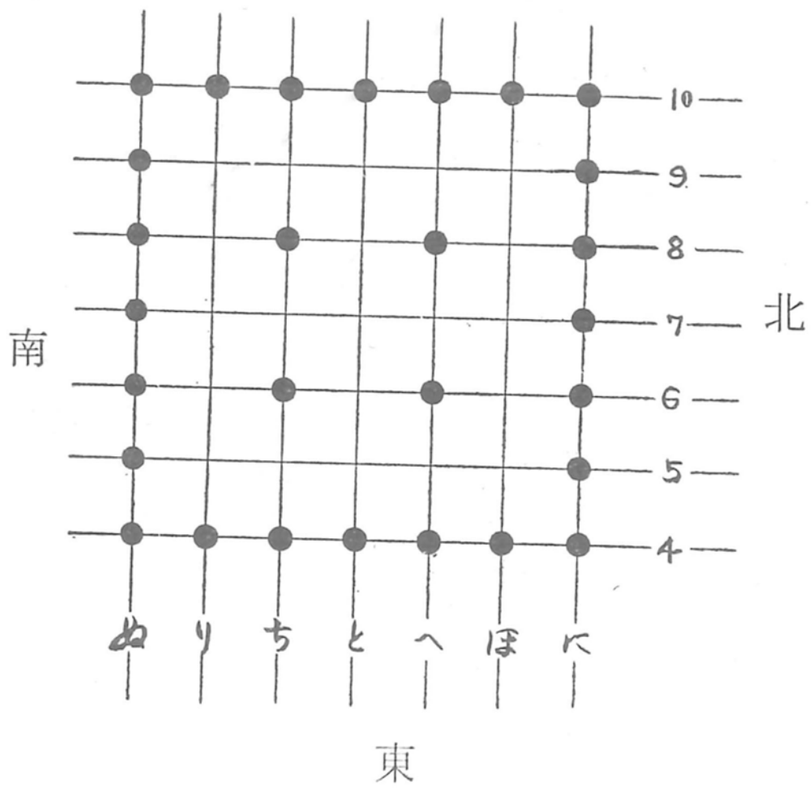

月見櫓各階柱の傾斜寸法表（單位寸）

番付＼階別	一階 方向	一階 寸法	二階 方向	二階 寸法	三階 方向	三階 寸法
ろ 2	西 南	1.05 2.15				
ろ 3	東 南	0.50 2.30				
ろ 4	東 南	0.10 2.82				
ろ 5	西 南	0.75 3.05				
ろ 6	東 南	0.80 1.72				
ろ 8	東 南	0.70 1.30				
ろ 9	東 南	0.75 1.25				
ろ 10	南	0 1.40				
ろ 11	西	0.90 0				
ろ 12	東 南	2.10 0.85				
は 2	西 南	1.00 1.15				
は 3			西 北	0.10 0.12		
は 4			西	0.80 0		
は 5			西 北	1.05 0.55		
は 6			東 南	0.15 0.60		
は 8			西 北	0.65 1.20		
は 9			西 北	0.80 0.85		
は 10						
は 11			西 北	0.70 0.27		
は 12	西 北	1.50 0.15				
に 2	西 南	0.90 1.25				
に 3			東 北	0.40 0.80		
に 4	東 南	1.90 1.50	西 南	0.40 0.20	東 南	0.45 1.05
に 5					東 南	1.25 0.45
に 6	東 南	0.65 1.60	西 南	0.80 0.65	東 南	1.10 0.35
に 7					東 南	1.65 0.10
に 8	東 南	0.90 1.55	西 南	0.40 0.55	東 南	2.05 0.30
に 9					東 北	1.00 1.20
に 10	東 南	0.75 0.45	西 南	1.00 0.37	東 北	1.70 0.80
に 11			西 南	0.10 0.30		
に 12	東 北	1.75 0.20				

番付＼階別	一階 方向	一階 寸法	二階 方向	二階 寸法	三階 方向	三階 寸法
ほ 2	西 南	0.90 1.25				
ほ 3			東 北	0.40 0.80		
ほ 4					東 南	0.35 0.50
ほ 10					東 北	3.10 0.50
ほ 11			西 北	0.63 0.75		
ほ 12	東 南	2.30 0.45				
ほ 13	東 北	1.10 0.25				
へ 2						
へ 3			東 南	0.50 0.20		
へ 4	東 南	0.22 1.15	北	0 0.15	西 南	0.85 0.35
へ 6	東 南	0.60 1.45	北	0 0.40	東 南	0.70 0.55
へ 8	東 南	0.67 1.10	東 北	0.60 0.45	西 北	1.25 0.80
へ 10	東 南	0.46 0.61	東 北	0.30 0.05	東 北	2.30 0.60
へ 11			北	0 1.02		
へ 12	東 南	1.90 1.15				
と 4					西 南	0.70 0.35
と 10					東 北	2.10 0.80
ち 2						
ち 3			東 北	1.10 0.10		
ち 4	西 南	0.50 1.40	東 北	0.64 0.05	西 南	0.50 0.10
ち 6	東 南	0.80 0.95	東 南	0.20 0.05	東 北	0.95 0.40
ち 8	東 北	0.62 0.20	東 南	0.45 0.65	西	0.45 0
ち 10	東 南	0.15 0.20	西 北	0.10 0.30	東 北	2.00 1.35
ち 11	東 北	2.35 0.60	東	0.20 0		
ち 12						
り 2	西 南	2.05 0.90				
り 3			東 南	0.60 0.55	ち三	西 0.63 北 0.15
り 11			東 北	0.25 0.15	ち九	東 1.50 北 1.20
り 12	東 南	2.25 0.60				
り 13	東 南	0.90 0.50				
ぬ 2	西 南	2.17 1.35				

番付＼階別	一階 方向	一階 寸法	二階 方向	二階 寸法	三階 方向	三階 寸法
ぬ 3						
ぬ 4	西 南	1.50 0.45	東 北	0.58 0.10	西 南	0.70 0.60
ぬ 5					西 北	0.45 0.70
ぬ 6	西 北	0.75 0.55	東 北	0.35 0.40	西 北	0.30 1.20
ぬ 7					東 北	0.25 0.20
ぬ 8	西 南	0.90 0.35	西 南	0.10 0.20	東 北	0.90 0.65
ぬ 9					東 北	0.50 0.90
ぬ 10	東 南	0.35 0.50	西 南	0.23 1.50	東 北	0.60 0.90
ぬ 11			西 南	0.10 0.10		
ぬ 12						
る 2	西 南	1.50 1.10				
る 3						
る 4						
る 5			東 北	0.50 0.50		
る 6			西 北	0.50 0.20		

番付＼階別	一階 方向	一階 寸法	二階 方向	二階 寸法	三階 方向	三階 寸法
る 8			東 北	0.30 0.35		
る 9			西 北	0.15 0.35		
る 10			西 北	0.40 0.55		
る 11						
る 12						
を 2	西 南	2.00 0.20				
を 3	西 南	0.65 0.55				
を 4	西 北	0.85 0.95				
を 5	西 北	0.40 1.20				
を 6						
を 8						
を 9	西 北	0.40 1.00				
を 10	西 北	0.40 0.30				
を 11						
を 12						

續櫓平面番付

西

南　北

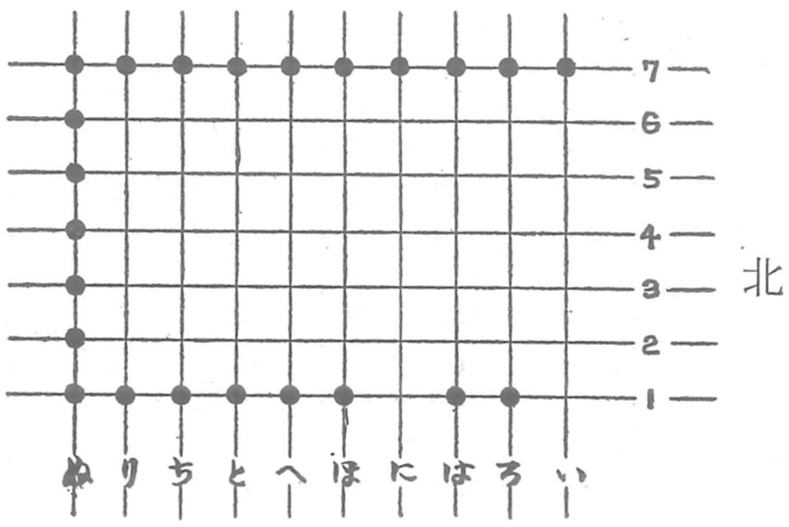

東

渡櫓平面番付

西

南　北

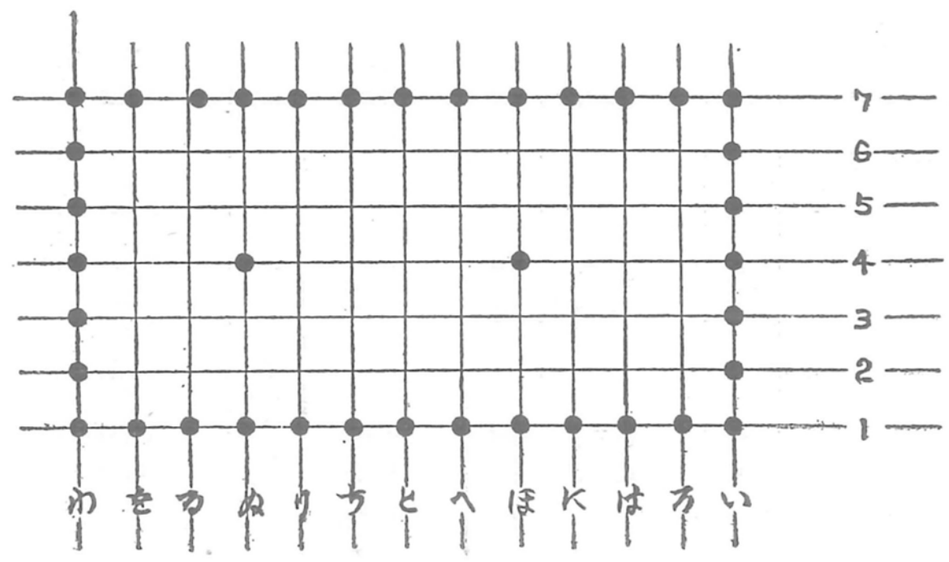

東

續 櫓 柱 傾 斜 寸 法 表（單位寸）

番付 ＼ 傾斜寸法		方向	寸法
い	7	西 北	0.20 1.42
ろ	1	東 南	0.50 0.30
ろ	7	西 北	0.35 1.35
は	1	東 南	0.78 0.50
は	7	西 北	0.25 1.45
に	7	西 北	0.30 1.40
ほ	1	東	0.80 0
ほ	7	西 北	0.35 1.75

番付 ＼ 傾斜寸法		方向	寸法
へ	1	東 南	0.10 1.15
へ	4	東 北	0.95 1.65
へ	7	東 北	0.40 2.05
と	1	東 北	0.50 0.10
と	7	西 北	0.25 1.35
ち	1	東 南	0.30 1.05
ち	7	西 北	0.20 1.25
り	1	東 北	0.35 0.20

番付 ＼ 傾斜寸法		方向	寸法
り	7	西 北	0.20 1.35
ぬ	1	東 北	0.70 0.15
ぬ	2	西 南	0.60 0.75
ぬ	3	東 南	0.30 0.20
ぬ	4	東 北	0.67 0.20
ぬ	5	西 北	0.27 0.55
ぬ	6	西 北	0.15 0.80
ぬ	7	西 北	0.60 0.15

渡 櫓 柱 傾 斜 寸 法 表（單位寸）

番付 ＼ 傾斜寸法		方向	寸法
い	1	西 北	1.60 0.30
い	2	北	0 0.15
い	3	北	0 0.15
い	4	東 北	2.07 0.63
い	5	西 北	1.20 0.90
い	6	北	0 0.42
い	7	西 北	0.20 0.65
ろ	1	西 北	0.40 1.70
ろ	7		
は	1	東 北	0.35 0.40
は	7		
に	1	東 北	0.75 1.05
に	7	南	0 0.40

番付 ＼ 傾斜寸法		方向	寸法
ほ	1	東 北	1.00 0.65
ほ	4	東 北	1.00 0.25
ほ	7	東 南	0.25 1.45
へ	1	東 北	0.10 0.90
へ	7	東 南	0.10 1.60
と	1	東 北	0.60 1.35
と	7	東 南	1.15 0.50
ち	1	東 南	1.20 1.20
ち	7		
り	1	東 南	1.10 1.60
り	7		
ぬ	1	西 北	0.30 0.10
ぬ	4	東 北	0.95 0.45

番付 ＼ 傾斜寸法		方向	寸法
ぬ	7	東 北	0.30 0.25
る	1	西 北	0.25 0.45
る	7	南	0 0.25
を	1	西 北	0.15 0.07
を	7	東 北	0.32 0.90
わ	1	西	0.67 0
わ	2	西 北	1.05 0.15
わ	3	西 南	0.75 0.30
わ	4	西 南	1.00 0.05
わ	5	西 北	0.38 0.50
わ	6	西 北	0.95 0.25
わ	7	東 北	0.20 0.80

各階の床面の沈下狀態　各階の床面の沈下狀態は石垣の沈下に伴い左表の通り各所不同沈下を來していた。實測は中央柱四本の柱中（への八／ちの六）を基準として高低を調査したものである。

月見櫓一階床面高低調査表

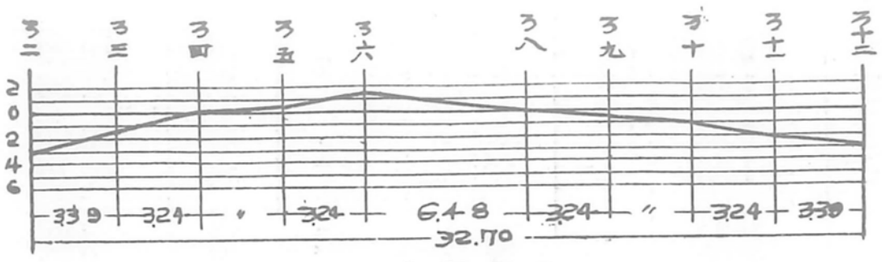

北面側柱

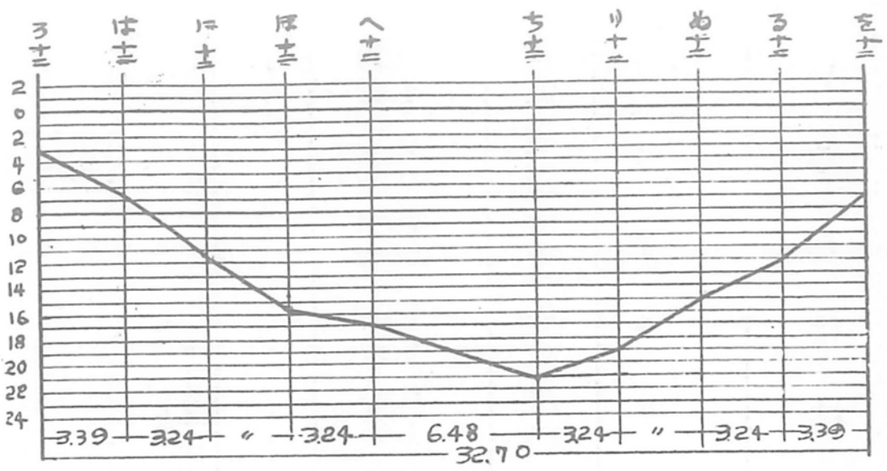

西面側柱

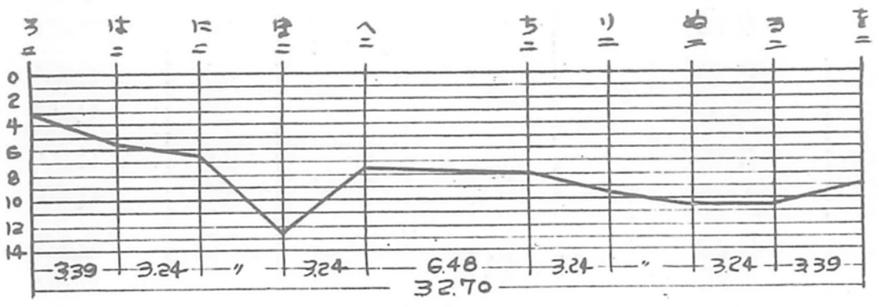

東面側柱

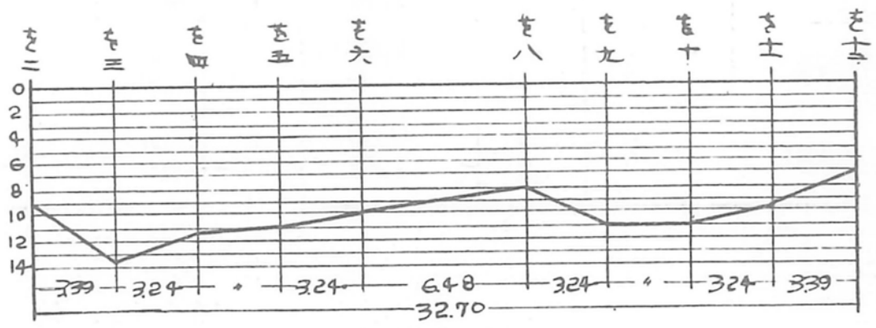

南面側柱

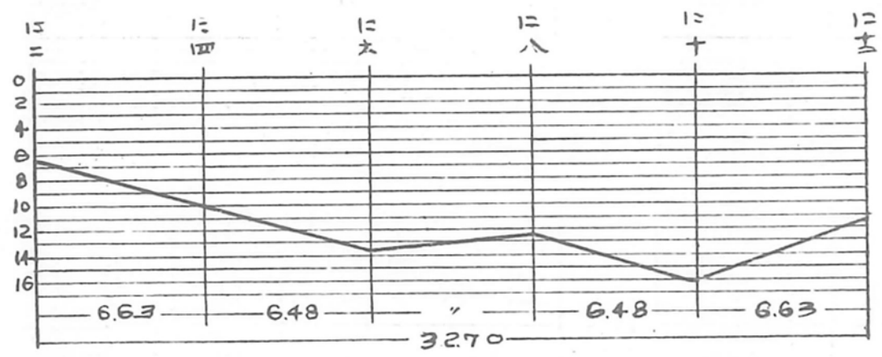

に　通

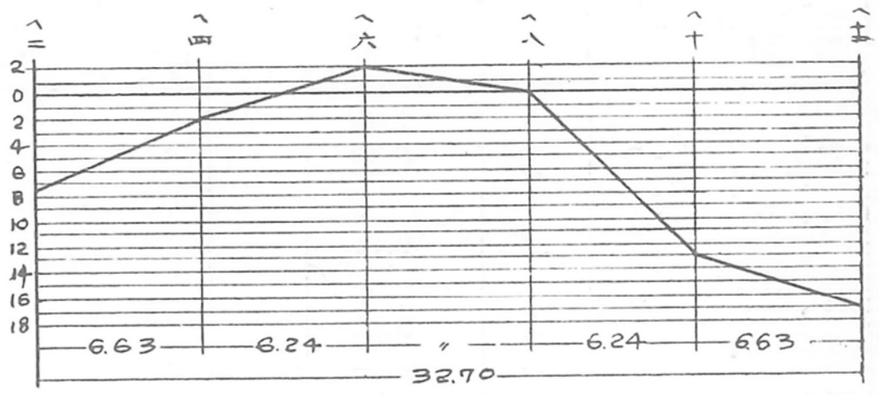

へ　通

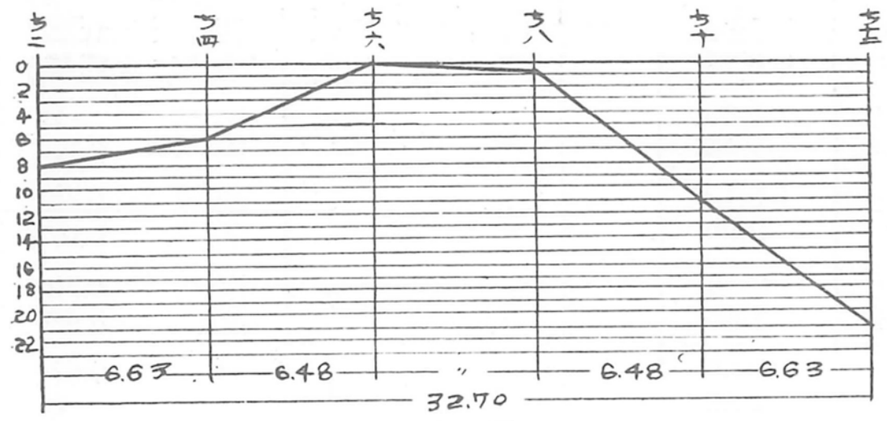

ち　通

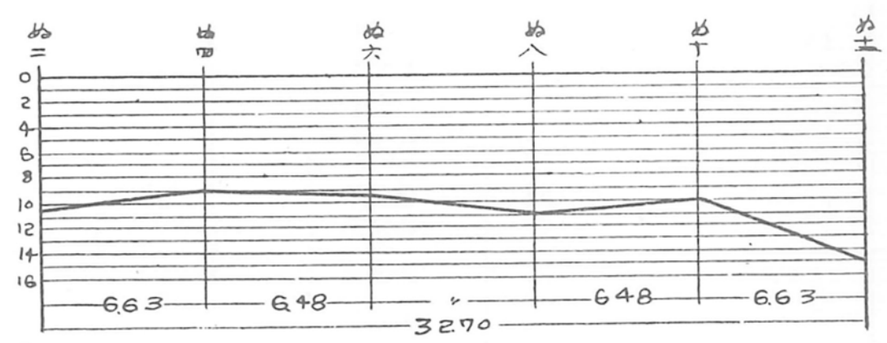

ぬ　通

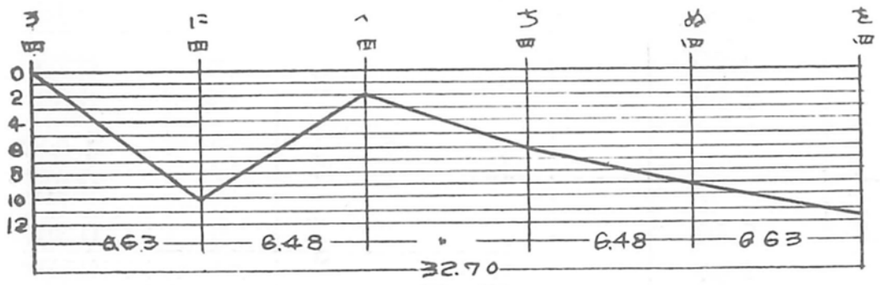

四　通

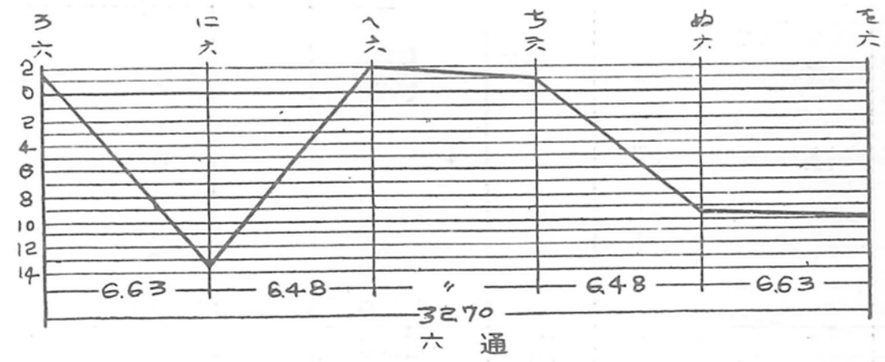

六　通

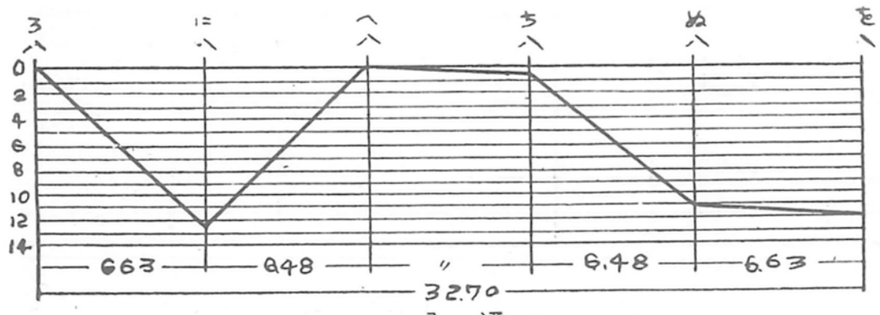

八　通

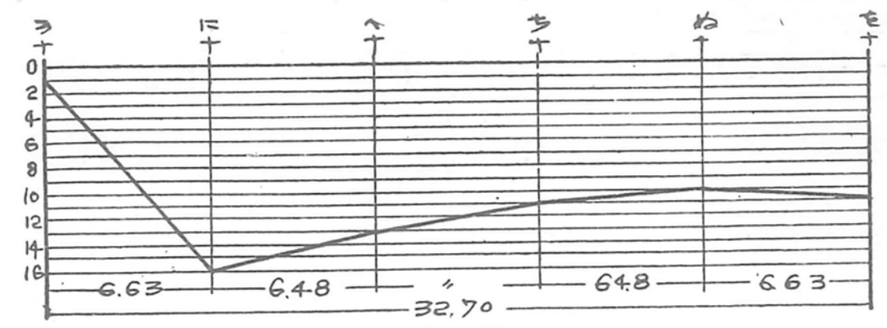

十　通

月見櫓二階床面高低調査表

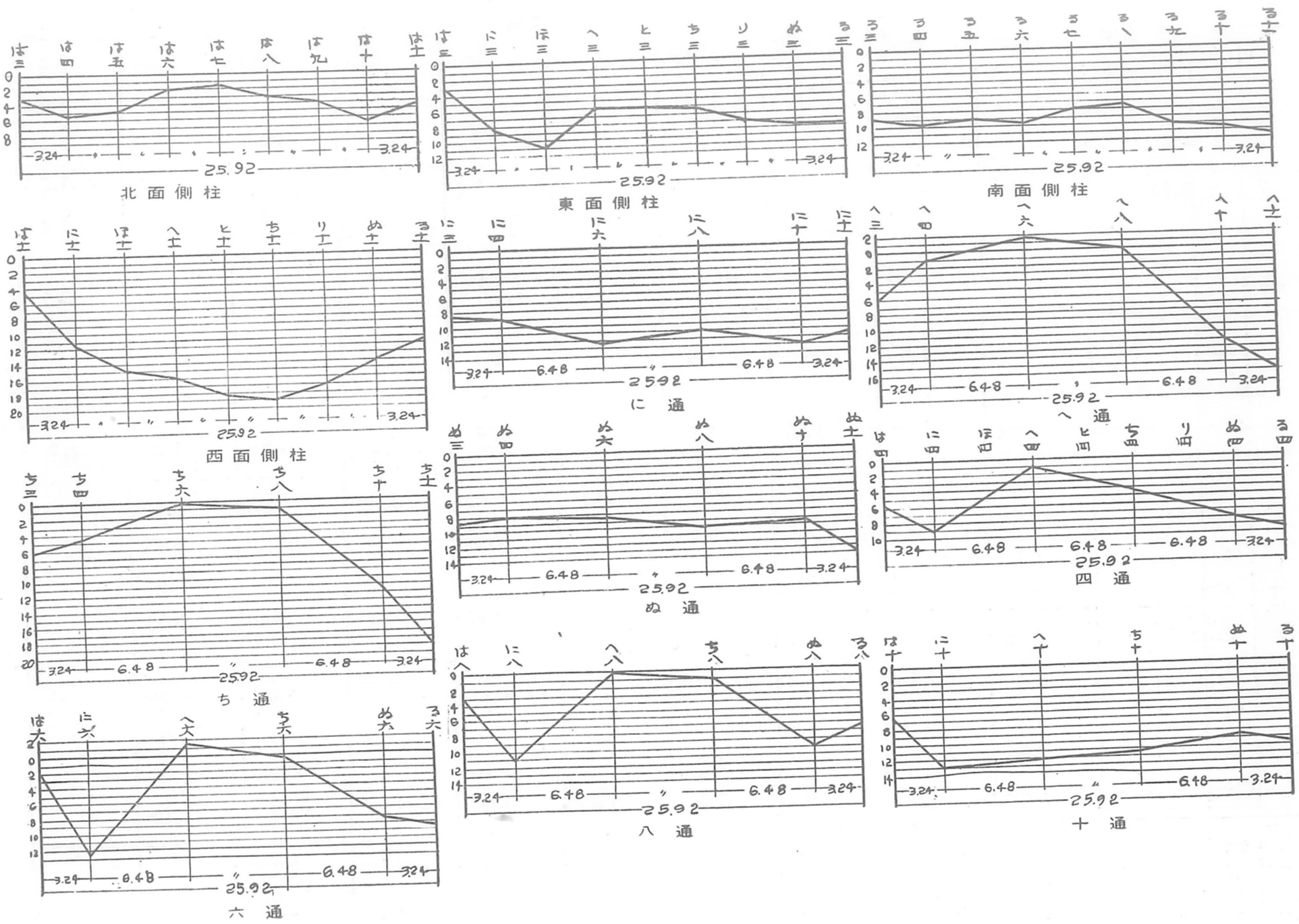

月見櫓三階高低調査表

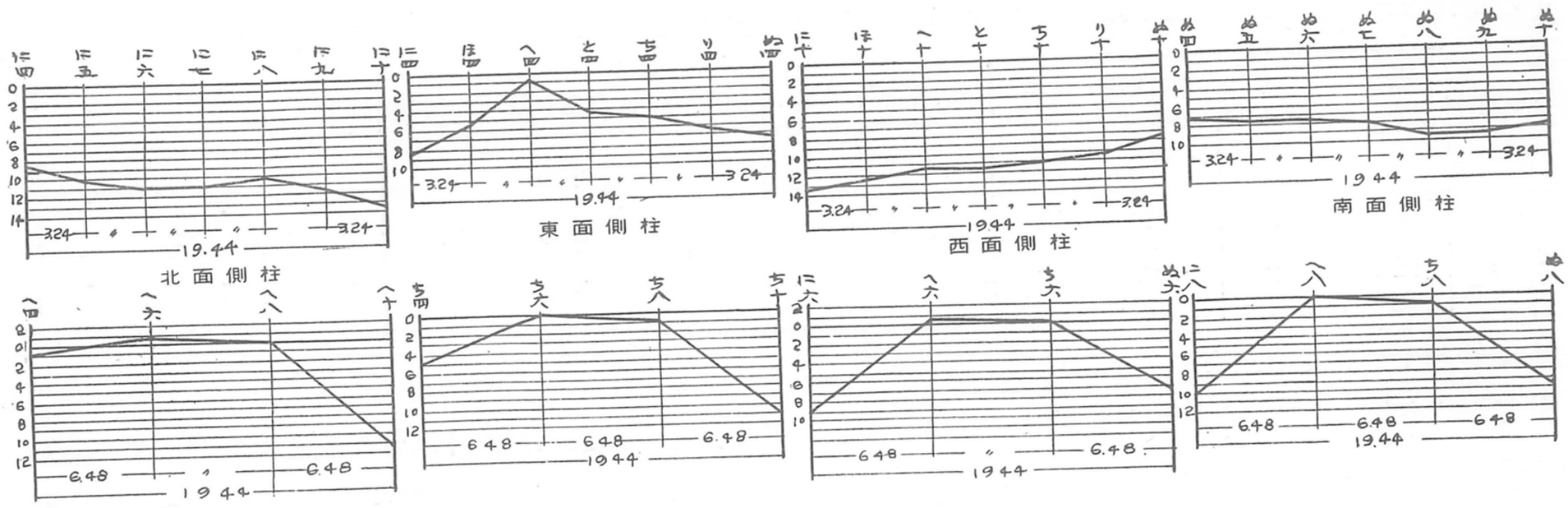

月見櫓各階床面柱通り實測高低表（單位寸）

		+ ろ −	+ は −	+ に −	+ ほ −	+ へ −	+ と −	+ ち −	+ り −	+ ぬ −	+ る −	+ を −
一階	二	0.3	0.55	0.65	1.25	0.75		0.8	0.95	1.05	1.05	0.9
	三	0.15										1.35
	四	0		1.0		0.2		0.6		0.9		1.15
	五	0.05										1.1
	六	0.14		1.35		0.2		0		0.95		1.0
	七											
	八	0		1.25		0		0.05		1.1		0.8
	九	0.05										1.1
	拾	0.1		1.6		1.3		1.1		1.0		1.1
	拾一	0.2										0.95
	拾二	0.3	0.65	1.15	1.55	1.7		2.1	1.9	1.5	1.2	0.7
二階	三		0.3	0.85	1.1	0.6	1.6	0.625	0.8	0.875	0.875	
	四		0.55	0.9		0.1		0.45		0.8	0.95	
	五		0.5								0.9	
	六		0.2	1.25		0.15		0,025		0.85	0.95	
	七		0.15								0.8	
	八		0.3	1.1		0		0.1		1.0	0.75	
	九		0.4								1.0	
	拾		0.65	1.3		1.2		1.15		0.95	1.05	
	拾一		0.45	1.15	1.5	1.6	1.825	1.9	1.7	1.4	1.15	
三階	四			0.85	0.55	0.075	0.45	0.5	0.65	0.725		
	五			1.025						0.75		
	六			1.1		0.05		0		0.75		
	七			1.1						0.8		
	八			1.025		0		0.075		0.95		
	九			1.15						0.925		
	拾			1.35	1.25	1.15	1.15	1.1	1,025	0.85		

以上高低表中より各階の沈下最大なものを抜萃すると左記の通りである。

階別	柱符號	番付	床面沈下寸法	最高床面より最低床面の寸差
一階	ち	12	寸 2.10	寸 2.30
二階	ち	11	1.90	2.05
三階	に	10	1.35	1.40

各階柱間についての調査

月見櫓は各材について眞墨が比較的よく殘されていたので實測の結果六尺四寸八分の決定を見た。又一階から三階迄柱眞々は同斷であり柱間を六枝とし一枝は一尺八分であつた。一階のみ側柱は內方に向い一寸五分傾斜させている。

續櫓　桁行は三尺間隔に柱間をとり、東面入口は二間分六尺とし、月見櫓迄の間を柱二本建て入口寄りを三尺四寸、次を一尺四寸としており、枝割は二間の間を五枝にて割り一枝一尺二寸である。梁間は一間二尺七寸割であつた。

渡櫓は桁行の北より八間を一間三尺一寸五分とし二間の間を五枝にて割り一枝、一尺二寸五分とし、生駒氏築城にかかる海手門部分は北より第九間は二尺八寸、第十、十一間を二尺七寸五分、南端間を三尺に決定しこの四間を九枝とし一枝一尺二寸五分五厘强となしている。梁間は續櫓に同斷である。

各階柱間實測表

單位尺　×印　一階土臺眞々
　　○印　一階柱根眞々
　　△印　二階入側間

梁番付	一階床上柱間	二階床上柱間	三階床上柱間	決定寸法
ろ 2 ～ ろ 4	× 6.46 ○ 6.64	—	—	× 6.48 ○ 6.63
ろ 4 ～ ろ 5	6.49	—	—	6.48
ろ 5 ～ ろ 9	6.48	—	—	6.48
ろ 9 ～ ろ 10	6.49	—	—	6.48
ろ 10 ～ ろ 12	× 6.48 ○ 6.63	—	—	× 6.48 ○ 6.63
ろの通合計	× 32.40 ○ 32.73	—	—	× 32.40 ○ 32.70
は 3 ～ は 4	—	3.23	—	3.24
は 4 ～ は 6	—	6.49	—	6.48
は 6 ～ は 8	—	6.50	—	6.48
は 8 ～ は 10	—	6.50	—	6.48
は 10 ～ は 11	—	3.22	—	3.24
はの通合計	—	25.94	—	25.92
に 2 ～ に 3	× 6.53	—	—	× 6.48 ○ 6.63
に 3 ～ に 4	○ 6.61	△ 3.35	—	△ 3.24
に 4 ～ に 6	6.43	6.43	6.44	6.48
に 6 ～ に 8	6.48	6.47	6.49	6.48
に 8 ～ に 10	6.47	6.44	6.48	6.48
に 10 ～ に 11	× 6.50	△ 3.34	—	△ 3.24 × 6.48
に 11 ～ に 12	○ 6.63	—	—	○ 6.63
にの通合計	× 32.41 ○ 32.67	25.05	19.41	
決定寸法	× 32.40 ○ 32.70	2592	19.44	
へ 2 ～ へ 3	× 6.54	—	—	× 6.48 ○ 6.63
へ 3 ～ へ 4	○ 6.60	△ 3.13	—	△ 3.24
へ 4 ～ へ 6	6.44	6.50	6.50	6.48
へ 6 ～ へ 8	6.48	6.49	6.48	6.48
へ 8 ～ へ 10	6.50	6.50	6.55	6.48
へ 10 ～ へ 11	× 6.47	△ 3.20	—	△ 3.24 × 6.48
へ 11 ～ へ 12	○ 6.62	—	—	○ 6.63
への通合計	× 32.43 ○ 32.64	25.82	19.53	
決定寸法	× 32.40 ○ 32.70	25.92	19.44	

梁番付	一階床上柱間	二階床上柱間	三階床上柱間	決定寸法
を 2 ～ を 4	× 6.50 ○ 6.65	—	—	× 6.48 ○ 6.63
を 4 ～ を 5	6.47	—	—	6.48
を 5 ～ を 9	6.49	—	—	6.48
を 9 ～ を 10	6.47	—	—	6.48
を 10 ～ を 12	× 6.49 ○ 6.64	—	—	× 6.48 ○ 6.63
をの通合計	× 32.42 ○ 32.72	—	—	× 32.40 32.70
る 3 ～ る 4	—	3.24	—	3.24
る 4 ～ る 6	—	6.48	—	6.48
る 6 ～ る 8	—	6.48	—	6.48
る 8 ～ る 10	—	6.49	—	6.48
る 10 ～ る 11	—	3.25	—	3.24
るの通合計	—	25.94	—	25.92
ぬ 2 ～ ぬ 3	× 6.47	—	—	× 6.48 ○ 6.63
ぬ 3 ～ ぬ 4	○ 6.63	△ 3.23	—	△ 3.24
ぬ 4 ～ ぬ 6	6.50	6.45	6.49	6.48
ぬ 6 ～ ぬ 8	6.51	6.45	6.50	6.48
ぬ 8 ～ ぬ 10	6.46	6.46	6.45	6.48
ぬ 10 ～ ぬ 11	× 6.47	△ 3.22	—	△ 3.24 × 6.48
ぬ 11 ～ ぬ 12	○ 6.62	—	—	○ 6.63
ぬの通合計	× 32.41 ○ 32.72	25.81	19.44	
決定寸法	× 32.40 ○ 32.70	25.92	19.44	
ち 2 ～ ち 3	× 6.51	—	—	× 6.48 ○ 6.63
ち 3 ～ ち 4	○ 6.65	△ 3.23	—	△ 3.24
ち 4 ～ ち 6	6.46	6.48	6.52	6.48
ち 6 ～ ち 8	6.48	6.47	6.46	6.48
ち 8 ～ ち 10	6.45	6.46	6.50	6.48
ち 10 ～ ち 11	× 6.50	△ 3.25	—	△ 3.24 × 6.48
ち 11 ～ ち 12	○ 6.63	—	—	○ 6.63
ちの通合計	× 32.40 ○ 32.67	25.89	19.48	
決定寸法	× 32.40 ○ 32.70	25.92	19.44	

出入口庇柱間及石落間實測表

番付	柱間	決定寸法	番付	柱間	決定寸法	番付	柱間	決定寸法
ほ 1 ～ り 1	6.47	6.48	ほ 1 ～ ほ 2	2.40	2.39	を 9 ～ わ 9	2.41	2.39
わ 5 ～ わ 9	6.48	6.48	り 1 ～ り 2	2.39	2.39	ほ 12 ～ ほ 13	2.40	2.39
ほ 13 ～ と 13	3.25	6.48	を 5 ～ わ 5	2.39	2.41	り 12 ～ り 13	2.39	2.39
と 13 ～ り 13	3.26							

各階柱間實測調査表（單位尺）

桁番 行付	一階床上柱間	二階床上柱間	三階床上柱間	決定寸法
ろ 2 ～ に 2	× 6.51 ○ 6.62	—	—	× 6.48 ○ 6.63
に 2 ～ ほ 2	6.47	—	—	6.48
ほ 2 ～ り 2	6.47	—	—	6.48
り 2 ～ ぬ 2	6.52	—	—	6.48
ぬ 2 ～ を 2	6.48 ○ 6.62	—	—	6.48 ○ 6.63
2 の通合計	× 32.45 ○ 32.70	—	—	× 32.40 ○ 32.70
は 3 ～ に 3	—	3.25	—	3.24
に 3 ～ へ 3	—	6.49	—	6.48
へ 3 ～ ち 3	—	6.46	—	6.48
ち 3 ～ ぬ 3	—	6.50	—	6.48
ぬ 3 ～ る 3	—	3.23	—	3.23
3 の通合計	—	25.93	—	25.92
ろ 4 ～ は 4	× 6.49	—	—	× 6.48 ○ 6.63
は 4 ～ に 4	○ 6.62	△ 32.6	—	△ 3.24
に 4 ～ へ 4	6.53	6.47	6.53	6.48
へ 4 ～ ち 4	6.51	6.47	6.46	6.48
ち 4 ～ ぬ 4	6.41	6.50	6.45	6.48
ぬ 4 ～ る 4	× 6.47	△ 32.5	—	△ 3.24 × 6.48
る 4 ～ を 4	○ 6.63	—	—	○ 6.63
4 の通合計	× 32.41 ○ 22.70	25.95	19.44	
決定寸法	× 32.40 ○ 32.70	25.92	19.44	
ろ 6 ～ は 6	× 6.47	—	—	× 6.48 ○ 6.63
は 6 ～ に 6	○ 6.65	△ 3.22	—	△ 3.24
に 6 ～ へ 6	6.41	6.49	6.49	6.48
へ 6 ～ ち 6	6.50	6.50	6.48	6.48
ち 6 ～ ぬ 6	6.45	6.50	6.49	6.48
ぬ 6 ～ る 6	× 6.47	△ 3.23	—	△ 3.24 × 6.48
る 6 ～ を 6	○ 6.61	—	—	○ 6.63
6 の通合計	× 32.30 ○ 32.62	25.94	19.46	
決定寸法	× 32.40 ○ 32.70	— 25.92	19.44	

桁番 行付	一階床上柱間	二階床上柱間	三階床上柱間	決定寸法
ろ 12 ～ に 12	× 6.49 ○ 6.65	—	—	× 6.48 ○ 6.63
に 12 ～ ほ 12	6.40	—	—	6.48
ほ 12 ～ り 12	6.52	—	—	6.48
り 12 ～ ぬ 12	6.45	—	—	6.48
ぬ 12 ～ を 12	6.49 ○ 6.62	—	—	6.48 ○ 6.63
12 の通合計	× 32.35 ○ 32.64	—	—	× 32.40 ○ 32.70
は 11 ～ に 11	—	3.27	—	3.24
に 11 ～ へ 11	—	6.43	—	6.48
へ 11 ～ ち 11	—	6.53	—	6.48
ち 11 ～ ぬ 11	—	6.44	—	6.48
ぬ 11 ～ る 11	—	3.25	—	3.25
11 の通合計	—	25.92	—	25.92
ろ 10 ～ は 10	× 6.48	—	—	× 6.48 ○ 6.63
は 10 ～ に 10	○ 6.63	△ 3.25	—	△ 3.24
に 10 ～ へ 10	6.49	6.47	6.46	6.48
へ 10 ～ ち 10	6.50	6.46	6.50	6.48
ち 10 ～ ぬ 10	6.49	6.48	6.49	6.48
ぬ 10 ～ る 10	× 6.48	△ 3.25	—	△ 3.24 × 6.48
る 10 ～ を 10	○ 6.60	—	—	○ 6.63
10 の通合計	× 32.44 △ 32.71	25.91	19.45	
決定寸法	× 32.40 ○ 32.70	25.92	19.44	
ろ 8 ～ は 8	× 6.45	—	—	× 6.48 ○ 6.63
は 8 ～ に 8	○ 6.67	△ 3.23	—	△ 3.24
に 8 ～ へ 8	6.47	6.47	6.47	6.48
へ 8 ～ ち 8	6.48	6.54	6.46	6.48
ち 8 ～ ぬ 8	6.48	6.47	6.47	6.48
ぬ 8 ～ る 8	× 6.47	△ 3.24	—	△ 3.25 × 6.48
る 8 ～ を 8	○ 6.63	—	—	○ 6.63
8 の通合計	× 32.35 ○ 32.73	25.95	19.40	
決定寸法	× 32.40 ○ 32.70	25.92	19.44	

續櫓柱間實測調査表（單位尺）

桁行

番付	柱間	番付	柱間	決定寸法
——		い7～ろ7	2.97	3.00
ろ1～は1	3.02	ろ7～は7	3.01	3.00
は1～に1	3.03	は7～に7	3.01	3.00
に1～ほ1	3.00	に7～ほ7	3.00	3.00
ほ1～へ1	2.98	ほ7～へ7	2.98	3.00
へ1～と1	3.01	へ7～と7	2.98	3.00
と1～ち1	3.02	と7～ち7	2.99	3.00
ち1～り1	3.00	ち7～り7	2.99	3.00
り1～ぬ1	2.98	り7～ぬ7	3.03	3.00
合計	24.04	合計	26.96	
決定寸法	24.00	決定寸法	27.00	

梁間

番付	柱間	決定寸法
ぬ1～ぬ2	2.68	2.70
ぬ2～ぬ4	2.70	2.70
ぬ3～ぬ4	2.72	2.70
ぬ4～ぬ5	2.71	2.70
ぬ5～ぬ6	2.70	2.70
ぬ6～ぬ7	2.69	2.70
合計	16.20	16.2

渡櫓柱間實測調査表

桁行

番付	柱間	番付	柱間	決定寸法
い1～ろ1	3.14	い7～ろ7	3.14	3.15
ろ1～は1	3.15	ろ7～は7	3.15	3.15
は1～に1	3.15	は7～に7	3.15	3.15
に1～ほ1	3.14	に7～ほ7	3.14	3.15
ほ1～へ1	3.16	ほ7～へ7	3.19	3.51
へ1～と1	3.16	へ7～と7	3.18	3.15
と1～ち1	3.14	と7～ち7	3.10	3.15
ち1～り1	3.17	ち7～り7	3.15	3.15
り1～ぬ1	2.79	り7～ぬ7	2.80	2.80
ぬ1～る1	2.75			2.75
		ぬ7～る7	2.05	2.05
る1～を1	2.75			2.75
		る7～を7	3.44	3.45
を1～わ1	3.04	を7～わ7	3.00	3.00
合計	36.54		36.49	36.50

梁間

番付	柱間	決定寸法
い1～い2	2.70	2.70
い2～い3	2.69	2.70
い3～い4	2.68	2.70
い4～い5	2.70	2.70
い5～い6	2.68	2.70
い6～い7	2.73	2.70
合計	16.18	16.20
わ1～わ2	2.71	2.70
わ2～わ3	2.71	2.70
わ3～わ4	2.71	2.70
わ4～わ5	2.70	2.70
わ5～わ6	2.69	2.70
わ6～わ7	2.71	2.70
合計	16.23	16.20

水手御門柱間實測調査表（單位尺）

番付	柱間	決定寸法
い1～ろ1	2.345	2.35
ろ1～に1	10.50	10.50
に1～ほ1	2.450	2.35
い1～い3	6.30	6.30
ほ1～ほ3	6.31	6.30

水手御門平面番付

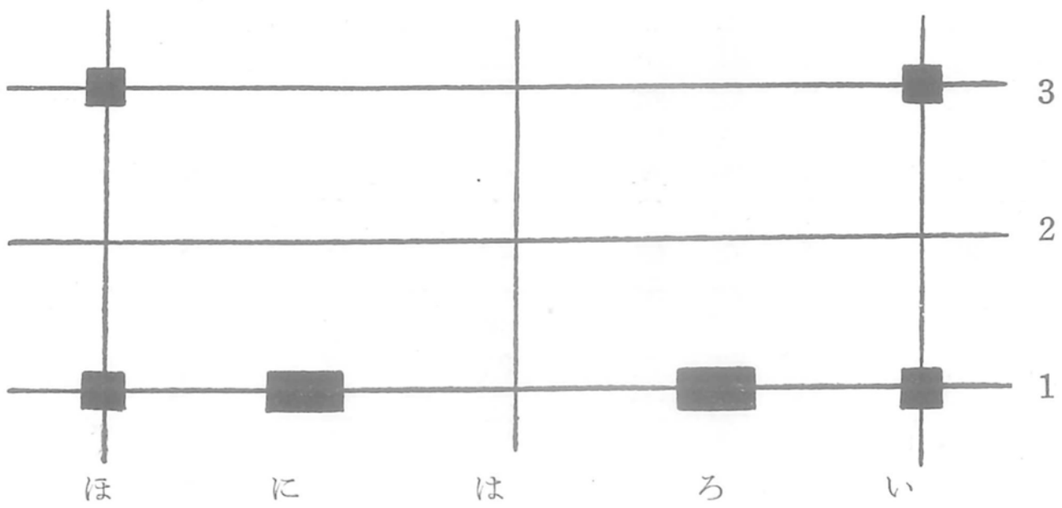

續櫓及渡櫓

渡櫓及續櫓は特に破損腐朽甚だしく、渡櫓は柱八割、桁、土臺共九割、續櫓は柱七割七分、桁、土臺共九割が再用に耐えぬ狀態迄腐朽しており、渡櫓出入口柱及上框、楣、同ヶ所上部梁に至る迄白蟻が棲息しており、歪み狂を生じ倒壞寸前の狀態であつた。

床は續櫓、渡櫓共腐朽の爲根太が落ちた爲床が傾斜し床板の腐朽により所々に穴が生ずる狀態であつた。

水手御門

材質風化狀態より見て前記建物より後年の再建である事が想像出來、木部は堅牢に保存されて居たが白蟻の爲親柱一本は空洞狀態、他の柱は柱根を全部侵されていた。現礎石の下部に、舊門柱の礎石があつたがこれを舊態に復すと地盤が下り雨水の排水が下可能になるのでそのままとしたが建替えがなされた貴重な資料を得る事が出來た。

三、軒部の破損狀態

當初の主要材はおおむね栂及松材で、昭和八年に取替えられた部分は杉、松材が使用されてあり當初の諸材はすべて釿仕上であつた。

前記の如く軸部の不同沈下歪曲の影響を受け、各軒部共全體に甚だしく波狀を呈し各隅木の鼻先の垂下も大であつた。なお渡櫓東南隅の隅木は腐朽の爲折損轉落し壁の剝落、土臺の腐朽に甚しい影響を與えていた。

棰、茅負（裏甲兼用）の破損狀態。

月見櫓の各軒化粧棰の大きさは比較的大きく左表の通りで結木を使用せず軒先の荷重をすべて棰にて受けていたが、當初材は松材の爲昭和初年の修理で大部分替えられ僅に殘されていた棰も出桁より彎曲し腐朽の爲殆ど使用出來ず又昭和の修理の棰は反りを附けず直材であつた爲使用分は全部手直しを要した。

隅部配付棰は全部後補材で茅負、反りに合わす事無く歪を取らずに場當りで納めていた。

棰鼻反りは上下共六分にて成を同寸にとつており一、二階は十尺物、三階は二間物を用い一、二階舊棰は野棰掛より尻を押え軒の重下を防いでいたが、後補を受けていた箇所はこの施工がなされていず軒の波狀に影響していた。

棰、茅負、隅軒反り寸法表

櫓別	個所	成(寸)	巾(寸)	茅負寸法(寸)	隅反(寸)	摘要
月見櫓	一階	三、三	三、三	成二、五 巾九、〇	九、〇	
	二階	三、三	三、三	同	九、三	
	三階	三、三	三、三		九、六	
續櫓		二、〇	—		一、六五	棰は太鼓落し
渡櫓		二、〇	—		同	同右

隅木は全部當初材を殘していたが三階北東隅が腐朽甚しく使用に耐えず南東隅は中途より二本繼になつていたが耐久上には差支えなかつた。

隅木尻は柱及束へ枘差し鎹止めとなつていたが各所共柱面より一寸前後抜き出していた。茅負は隅部の反り部分が當初材にて長不同に切斷され、中央部は大部分波狀を呈していたので僅かに手直の出來た他取替えの止むなき狀態であつた。

續櫓、渡櫓、化粧野棰は杉丸太、太鼓落材であるが屋根瓦の破損から大部分使用に耐えず。隅木も又同樣にて全部取替を要する狀態であつたが、軒部は月見櫓と異り波形棰型であり、根本的な修理は今回が始めてであるので全體の腐朽、歪はその極に達していた。

妻飾の形式および破損狀態。月見櫓各階の破風板尻は雨落の關係から腐朽を來し、繼木の上再用したが、一階北面石落は別記の通り現狀變更により復舊し

た。一、二重は共に兎毛通が用いられ二重兎毛通は覆輪を廻らしているが初重分は表面平であり異つた意匠を用いている。又二重唐破風妻飾りは笈形を用いているが一層には無く束のみであり調査による結果も笈形或は蟇股等の取付いた痕跡は認められなかつた。

三階妻飾は蕨懸魚を用いたが東面は昭和初年の修理にて全體に取替られ、破風板は西面と反りが異り、又裏甲も厚板重ねとし懸魚は鐵筋入れ漆喰固めとしていた。

各層共懸魚付の葵紋は漆喰にて形造られていたが續櫓に當初の黒漆塗葵紋が殘されており各層懸魚に彫込まれた穴が殘されていたので後年修理によるものである事が判明した。

續櫓南妻と渡櫓北妻は形式同様にて葵紋以外總漆喰塗であるが破風板と渡櫓懸魚を使用した他は腐朽の爲取替を要した。

渡櫓南妻は、別記の如く漆喰塗籠を黒漆塗狐格子に現狀變更により改めたが棟木や差母屋鼻の受枘の折損の爲表面より釘打で取付けられている狀態であり各材表面風飾甚しく狐格子も折損しく使用に耐えなかつた。

水手御門は兩妻が續櫓と渡櫓側面壁取付となつていたが正面の出の部分は眉缺り付破風板を取付けてあり化粧棰との間板張りとしていた。

四、小屋組の破損狀態

月見櫓は各階共化粧屋根裏で三階以外小屋組として見るべき處は少く、大部分出梁にて出桁を受け、地棰上母屋を並べ渡した程度の至つて簡單のものである。

昭和初年の修理が爲されているので大した腐朽は見られなかつたが繼手、仕口等の納り惡く且軸部の狂から歪、曲りや拔け出している所が多く見られた。

三階の小屋は南北に大梁二通り架け渡し東西に掛梁を置いた和小屋組であるが各梁の下端には、出梁造り出しの肘木を入れ、又母屋下端にも添母屋入れ鼻は肘木に造り出し破風板當りは差枘にて差していた。大梁の間陸水より實測の結果中央部にて約一寸二分前後の垂れが認められた。

小屋束の一部と母屋のすべては昭和初年の修理を受けていたが母屋材は寸法が小さく全部取替えを要し、小屋束は松材大部分虫害を受けていた。

續櫓と渡櫓は、月見櫓同様和小屋にて中引梁を南北に架渡し、南北に各一間置きに小屋梁を配し、束建て母屋掛、桁行、梁間共に貫を差通しとしている。梁材は大部分松材で全般にいたり虫害を受けており、小屋束も又丸太面の多い粗惡材で、母屋材も又轉用材と思われる材が多く、屋根の破損と共に母屋の歪み、腐朽が甚しく、殊に渡櫓に於ては屋根の沒落寸前の危險狀態であつた。

水手御門の小屋組は良好であり野棰、野地板の一部補充の程度に止つた。

五、內部各所および窓廻りの破損狀態

月見櫓の窓は一階が昭和の修理にて內法材共すべて替えられていたが舊形式に倣つたものと思われ寸法の異なるものは二、三階の內法材に合わせ取替え、北面石落は舊規が判明したので別項の通り現狀變更を行つた。窓內法材は出來得る限り再用したが歪の甚しいものは取替えた。付敷居は長年月の間に戸車部分當りが磨滅し開閉が不自由であつた。

二、三階階段口手摺は共に昭和初年の修理にて新材となつていたが柱取付部の舊仕口寸法と多少異つていた爲今回新に造り替えた。

續櫓及渡櫓の窓材は當初の儘であり大した破損は見當らなかつたが、入口內法材は共に磨滅、腐朽甚しく建具の開閉が困難の狀態であつた。

續櫓の月見櫓に接續する階段は親板の下部が腐朽していたので繼木の上再用したが、裏板は約半數が腐朽されていた。

建具は月見櫓一階は入口土戸を修理した他は、二、三階建具と仕様を異にし

ていたので全部新にし二階は八本修理、四本新調、三階は修理七本、新調一本とし、兩妻窓二本共修理。續櫓は全部修理使用、渡櫓は入口土戸を新調の他三本修理、水手御門扉は大部分新材を補い修理を行い各櫓建具の戸車は樫にて全部新にした。

六、内外壁の構造および破損狀態

建物の側廻りは外部大壁、内部眞壁の内外二重壁で壁の中間は空隙になつてより、内外見え掛り部は白漆喰塗仕上であつた。

一階南部と二階の一部に當初壁が殘されていたが他は昭和八年修理の施工によるものであり壁材料調合と壁下地の不都合により剝落し三階外部北面は殊に甚しく、下地を露出し内部に於ても各所に龜裂を見せていた。

外部の長押部分は雨水が浸入し漆喰が下地より全く放れ、瓦上に飛散していた。

續櫓、渡櫓に於ても度々の外部壁修理が部分的に施されていたが軸部の腐朽と共に、外部上塗の剝落を來していた。

木部の壁下地材は當初柿板の巾一寸五分前後のものに藁を卷き釘打ちとしており、その他は三～四寸割竹を用いていた。間渡の間隔は個所により若干相違はあつたが月見櫓は大體二尺四寸間で兩端は柱の間渡穴へ差込み釘付となつていた。

軒裏は當初壁が殘されていなかつたが昭和の修理に於ては割竹中八分内外のものに棕梠繩を卷き釘打としていたが、唐破風軒裏は三寸竹を細繩にて簾編みに棰上に置き棰と繩搦みの上、上下より壁土を塗つていた。

續櫓、渡櫓壁下地は概ね完全であつた。

七、屋根についての調査

月見櫓屋根は昭和八年の修理にて屋根瓦のすべてを取替えられているのでそれ以前の屋根の修理は判明し難いが他の建物同様數回の修理は受けていたものと思われる。

屋根下地は一階南面及東西の南側一部に當初の施工による柿葺が殘されており、長一尺二寸、巾二寸五分前後、厚一分の椹材、手割品が用いられ葺足二寸としていたが昭和初年の修理を受けた部分は長八寸、巾五寸前後、厚五厘、葺足一寸七分の機械割松材粗惡品が用いられ鐵釘打にて防腐劑塗りとしていた。

他の建物には土居葺の施工が無く化粧裏板に直接瓦葺をなしていた爲腐朽が甚しかつた。

屋根瓦の種類並に破損狀態

瓦の種類　月見櫓は前記の通り全部替えられているが他の建物には形狀、寸法等が各種で後年數度の修理の都度補足したものと思われる。

巴瓦は巴模様の異なるもの八種ありその内當初瓦と思われるもの一種を選び統一して作製した。

利根丸瓦、袖瓦、面戸瓦、二の平、敷平瓦等の特殊瓦は使用しておらず、谷巴は丸瓦を斜に切つた形のものであり大棟以外の雁振瓦はすべて丸瓦を使用していた。

鬼瓦も又種類多く渡櫓に月見櫓の千鳥破風、及唐破風の鬼瓦を轉用されていた。

唐草瓦の唐草模様の異つたもの九種、菊丸瓦において十種あり、續櫓、渡櫓の鬼瓦は中央に葵紋をつけているが、殆ど破損し、懸魚同様漆喰にて造り出していた。

巴瓦はすべて三ツ巴であり大棟菊丸瓦のみ葵紋付であつた。

葺方、葺土は平均一寸五分、伏丸は漆喰を用い他は平地共葺土を使用し、土留桟二尺前後間隔打であつた。

瓦平葺、月見櫓は横歩み平均九寸三分、登り葺足四寸、巴瓦は全部鐵釘打ち、十六番銅線繫ぎとなつていたが二、三階掛巴には一部頭のない銅釘を使用して居り釘穴は漆喰詰めとなつていた。

各階の軒先及葺詰の丸瓦二、三本通り、及び雨押熨斗、唐破風前面の接合部は白漆喰卷となつていた。

各隅棟は熨斗瓦三枚、鼻積無く漆喰詰にて隅増しをとり、降棟は四枚積としていた。

月見櫓大棟積は丸伏上、捨熨斗二通入れ、輪違瓦上下組合せて二通りさらに上熨斗一枚入れ、葵紋差巴一通に並べ、上熨斗二枚重ねの上に雁振瓦（斷面陣笠形）伏となつていた。他の櫓大棟は丸伏上捨熨斗二枚重ね上、丸瓦横に置き一通り並べさらに上熨斗二枚重ね、雁振瓦(四寸五分半圓形)伏となつていた。

月見櫓三重東西端には、瓦製鯱を飾りこの鯱に接續して端部に鬼瓦が据付けてあつた。修理前鯱は昭和初年修理の際のものであり、以前の鯱が城内飛雲閣庭に一箇飾られていたので今回これを舊に戻し一箇を新調した。

屋根瓦および鯱、鬼瓦の破損狀態。月見櫓は近年の葺替が爲された爲損傷は殆ど見えなかつたが、他の建物は凍傷、破損は勿論、各所に於て脱落、重り部の分離、または葺方の不完全の爲雨漏りを來たしていたがこれ等各種瓦のうち再使用のものは月見櫓に於て總數の四割五分、他の櫓は總數の三割一分であつた。

鬼瓦は總數二十四面のうち、千鳥破風に一面、唐破風に二面の轉用分を復した他全部渡櫓の舊形式鬼瓦に倣い、續櫓鬼瓦五面のうち再用四面、渡櫓に於て十面のうち五面を再用した。

鳥衾は全部後補のもので渡櫓にも形の異つたもの二種を用いていたが何れも近代のものにて再用出來なかつた。

第二節　現狀變更

高松城は天正十五年生駒親正の入部による築城といい、以後寛永十九年松平頼重東讃に封ぜられ天守、本丸、二の丸、新曲輪、其他諸郭の整備、修築が行はれ完成されたものである。

今回修理された各櫓の一郭は松平入部以後城内修理の際、新郭として築城されたもので、渡櫓は海手門を改修し現狀としたものであることが明らかとなつた。

その後度々の變遷修理については明らかではないが月見櫓に於ては最近昭和八年に請負工事による半解體修理が行はれたので相當量の材料が取替えられると共に一階北側石落しが取毀され、石落揚板及各階銃眼等に改造が加えられていたので今回これらの部分を創建の形式に復原なした。但し各階上下長押の漆喰塗込は風化狀態よりみて、築城より數年の間に施工されたものではないかと推察された。

續櫓、渡櫓の石落しも雨水のかかる率の割合多い所から推察しこれも後年には腐朽により取り去られ一連の壁となつたものと思はれる。

水手御門の金具は恐らく明治頃取り去られたのではないかと思はれるが釘跡及金具痕跡等より考察し他は燒失せる高松城櫻御門寫眞及丸龜城高麗門、太鼓櫓等を參考とし、復原を行つた。

續櫓入口石垣臺の復原は特に現狀變更を行はず史跡關係と打合せの上施工した。

今回の解體修理に於て新曲輪築城以前の舊海手門の遺構を發見し略その規模が判明したが殊に渡櫓南妻飾りにも黑漆塗狐格子が移轉され殘されていたのでこれをも併せ復原し生駒家より松平家の築城の移り變りを現實に殘し得たのは

幸であつた。

月見櫓

一、月見櫓一階北側中央に二間の軒唐破風付石落を復した。

現在月見櫓一階北側中央部は半間の窓になつていたが、これは昭和初年修理の際舊石落突出部を切斷撤去改造したもので、所々その舊部材が轉用されていたし（註一）又兩端柱見付にはもと石落側壁間渡穴がある外、土臺には持出部を切斷した痕も殘つていた。尚上部軸組では舊菖蒲桁が切斷されているし軒先はな母屋上端には舊棟木當りの仕口や束當りの缺き等が殘されていて、その舊構造は南側續櫓との取合せ部の上部のものと同様形式で（註二）もと二間の軒唐破風付石落があつたことが知られたので舊に復した。

（註一）　現窓枠材は舊石落部の窓枠材でその舊竪框取付痕から、もと二個の窓の並んでいていた事が知られた。

（註二）　軒唐破風の部は東西、石落上部の破風の部と異り菖蒲桁の位置は高く化粧棟木の指口位置は低くなつているので北面も唐破風であることが判明出來た。

二、月見櫓一階西側石落突出部の床板張を撤去し揚板に復した。

修理前この部石落突出部は一階内部床板と同高一連に床板張りとなつていたが、石落土臺内側にはもと揚板をとりつけた壺金具の穴と揚板木當りの痕も殘つていたもので揚板の厚及大さきも推定出來た。

三、月見櫓各階長押表面の塗壁を除去した。

月見櫓各階の長押は現在凡て漆喰壁となつていたが、これらは後世修理の際舊長押を芯にして塗込めたもので（註）當初は木部が露出していたことがその表面が風蝕し且つ黑塗りとされていた痕のある事等より知られたので表面塗壁を除去し木部黑塗りとして露出せしめた。

註　外壁は現在迄之間上塗の修理を受けており第一回修理の際長押共塗り込めた事が長押際の狀態より知られた。

四、月見櫓一階南面隅銃眼（南側一箇、西側二箇）の閉塞壁を除去した。

修理前のこの部銃眼は後世の壁上塗修理の際開口部を塗込めてしまつてあつたが舊銃眼表面壁仕上や内枠箱材の一部も殘されていて（註）舊形が明らかに判明したのでこれらの閉塞用の壁を除去した。

註　南側の一箇は内枠及び底板が殘つていて圓形、西側のものは表面壁仕上もその儘で夫々南寄りのものは方形、北寄りのものは三角形であつた。

五、月見櫓各階に銃眼内枠を設けた。

月見櫓各階外壁には柱間各所に銃眼取付用の横木又はその取付穴が殘つていて銃眼の存在した事が知られたが、その底板又は外壁仕上等舊形式を推定するに足る資料に乏しいので銃眼の存在を示す内枠のみを設け外部塗潰しとした。

イ　一階北東隅（北側二箇東側一箇）及び北西隅（各側二箇宛）並びに各石落（前面二箇兩側一箇宛）にそれぞれ銃眼を設けた。

一階北東隅は北側東より「第一、第三間」東側北より「第一間」北西隅では隅より各々「第一、第三間」の七箇所及び石落兩側各々一箇所及び見付に二箇所合計十一箇所には夫々受木又はその取付穴等の跡があり夫々内枠のみ設け、その平面的位置は南西隅に準じた。又北側に復舊する石落にも西側石落同様内枠四箇を設けた。

ロ　二階北、東、西各側共兩端間及び兩端より「第三間」にそれぞれ銃眼一箇を設けた。

ハ　三階北、東、西各側共兩端間にはそれぞれ銃眼一箇を設けた。

ロ、ハ、共前記同様二階十二箇所三階六箇所の銃眼内枠を設けた。但しその平面的位置は横木現存のものは之を銃眼内枠當缺により定め横木を缺く間については横木現存のものに準じた。

續　櫓

一、續櫓西側南より「第三、第四間」の土壁を撤去し一連の石落に復した。
修理前この間は土壁になつていたがその兩柱見付には舊石落取付きの上下二通りの貫穴及び持出し柱上部打付け用釘跡等がある外、側上臺には持出下框との相缺にも殘つていて、もと石落があつたことが明らかである（註一）ので土壁を撤去して第三、第四間を一連の石落に復した（註二）。

（註一）　土臺上端と床上端迄の開口部を塞いだ表面漆喰壁の蹴込板もそのまま殘されていた。

（註二）　細部は城内同年代築城のものといはれる艮櫓一階のものを參考とする。

二、續櫓西側南より「第二、第六、第九間」銃眼の閉塞壁を除外する。
これらの銃眼は月見櫓四項と同様いずれも後世修理の際開口部を壁で塗込め塞いであつたが、第二間方形、第六間は圓形、第九間は三角形の銃眼の内枠及び外面仕上等もそのまま殘されていたので舊形に復し閉塞壁を除去した。

渡　櫓

一、西側北より「第五、第六間」の土壁を撤去し、一連の石落に復した。
續櫓西側南より「第三、第四間」同様柱及土臺に舊石落の取付跡があるから（續櫓の部一項）同様の石落に復した。

二、西側北より「第二、第八間」銃眼の閉塞壁を除去した。
月見櫓の部四項及び續櫓の部二項同様に各銃眼の閉塞壁を除去した。

三、南妻飾の表面漆喰塗を除去し黑漆塗狐格子に復した。
修理前渡櫓は兩妻共漆喰壁になつていたが南妻飾り漆喰塗の内方には舊妻飾りの狐格子懸魚、破風等（註一）が塗り込められて殘されていたがこれらは渡櫓築造の際舊海手門の一部を再用したものであることが知られたので（註二）表面漆喰塗を除去して漆塗狐格子に復した。

（註一）　表面甚だしく風化しているが舊漆塗の一部が各部分に殘されており、懸魚の鰭は失はれていたが六葉の痕跡は明確に見られた。

（註二）　渡櫓南寄りの三間は舊海手門の上部櫓北端三間をそのまま再用したものであるがこの事は石垣がこの部で繼ぎ足されている事や、この部土臺にのみ舊櫓門の冠木上に架した男梁の上に乘る構造になつている事等から推知された。

水手御門

一、蹴放を設けた。
鏡柱、柱脚部のもと蹴放のあつた竪目違枘穴及び大入れ穴が（註）殘つているからこれを復した。

註　多少掘り擴げられているが舊蹴放の寸法は判別出來た。

二、本柱筋の柱、冠木、楣、蹴放、扉に筋鐵、饅頭金具及び八双金具を復した。
修理前には筋鐵全部と其他饅頭及八双等の金具を亡失していたが、柱、冠木、楣、扉見付には筋鐵打付け釘痕があり又鏡柱及扉の見付上下二箇宛の饅頭金具や扉見付八双金具（註）の跡もあるのでいずれも舊に復し、蹴放にも筋鐵が當然あつたものと思われるのでこれにも取付けることとした。

註　扉框及び板の一部は古く八双金具のあつた事が判るがその全形については判然としないので當城櫻御門（昭和二十年戰災で燒失したが寫眞が殘されている）のものによつた。

第三節　史的調査

讃岐高松城は一名玉藻城とも稱し、天正十六年生駒氏の築城より松平氏の藩籍奉還迄藩主が二百八十餘年にわたつて治められた城であり、政治のみならず經濟、交通、文化等の中心になつた所である。高松城は北に瀬戸内海を臨む水域として築かれ、掘に海水が導かれ、天守の郭、二之丸、三之丸、帶曲輪、新曲輪等の配置が他の城郭と異り特色のある遺構である。

讃岐は天正の初迄二十七城を有し細川、松永、三好家等群居していたが、其の後天正十五年豐臣秀吉より讃岐に封ぜられた生駒雅樂頭親正（前播州赤穗六萬石の城主）はまず大川郡引田にあつた引田城に入り、後綾歌郡宇多津にあつた宇多津城に移つたが數年後現在の高松の地に定め築城に着手したのである。

生駒廢亂記には

生駒雅樂守親正は永祿、元龜、天正の兵亂、大閤秀吉公の幕下に屬し、數度の武功これあるによつて、天正十五年讃岐の守護尾藤甚右衞門沒落の跡高十七萬六千石受封して、讃岐國大内郡引田の城へ入部成さらえ候所、引田は國の東端にて兩方治り難きにより、鵜足郡聖通寺山の城に居住。この城往昔仙石權兵衞殿築申さる由いゝ傳え候。（中略）當地境内狹き故天正十六年香東郡野原庄に初めて城を築く。

とあり、天正十六年より築城にかかつた事が記されているが城の縄張りについては、

生駒廢亂記には次の様に記されている。

生駒雅樂頭近規に讃岐一國を下し給う。（中略）天正十五丁亥八月入部。大内郡引田の城に入る。矢野駿河守居城か。その後屋島の麓古高松の城をひいて同國野原の地に新城を築く。此縄張りは細川三齋え願い成就しける由。

又生駒家實錄にも

天正十六戊子年細川越中守忠興の縄張りにて野原の庄に新城を築て高松の城と號す。

又は黑田如水の縄張共言。智識是を明せ。

讃岐國名勝圖會には

天正十五年生駒雅樂頭近矩讃岐國を賜いて當國へ入部あり、まず引田城へ入り、其後國の樞なれば鵜足郡聖通寺山の城に移りたまいしが國中固有の城はみな亂世の要害にして、治平のの在城にあらず、平陸の地を選びて居住すべしとてその地を求めらるゝに香川郡篦原庄に究竟の地あり、往古より河水のながれ久しく海中に入て、地より八町沖に白砂あつまり州をなし、西の方南北によこたわる山あり、その形弓の如し、故に弦打山という。此地を見たて同十六年藤堂佐渡守高虎朝臣、豐前中津城主黑田如水公へ談合あり、程なく兩將當國へ來たまい、如水公この地見たて、是究竟の城地にて富貴繁昌ともに備わり、要害よく諸方の船路を得て國主の居城に相合たる地形なりと譽たまい、早々縄張あり不時に城營成就せり。讃岐守一正朝臣、同正俊朝臣、壹岐守高俊朝臣四世在城して、寛永十七年八月十一日家臣の爭論によりて高俊朝臣出羽國由利郡へ移さる。四世にて五十四年なり。この後御城番は青山大藏大輔幸成朝臣、および加藤出羽守恭興朝臣、松平美作守定時朝臣、一柳丹後守直重朝臣なり。同十九年二月かしこくも國祖君源英公封を移したまいてより下民萬歳をとなへり。

とあり黑田如水の縄張りと傳えられ又一説に細川忠興ともいわれている。親正受封より四代にて高俊は出羽國へ一萬石にて左遷せられ、松平頼重入封迄高松城御城番には予州大洲城主加藤氏、同西條城主一柳氏が當り、丸龜城には予州小松城主一柳氏が入り治めたので後世これを伊豫待の世と稱したのである。

親正は慶長二年西讃要害の爲丸龜城を築き嫡子一正を置いたが

生駒家實錄には

慶長二年春親正、一正（親正の嫡子也）相談にて西讃岐要害の爲那珂郡津森の庄龜山に新城を築丸龜と號し城譜請の節是又要害の爲同郡郡家村に大池を築、親正自身奉行すといふ。又高松の城搦手要害の爲南條郡國分村關池香西郡笠井村苦掛の池を築、是又親正見立縄張の由申傳。（中略）同七年一正丸龜を廢す。是迄六年の間兩城は交代して居城す。然れ共諸士は高松に住せ丸龜は番手として家老番頭諸役人入べき程召連然れ共始終一國の城下に成難き故後城代を居守らしむ。

とあり、當時の丸龜城が繩張りや築城が如何に爲されたか明らかではないが、關ケ原の戰の後親正が隱居し一正が高松に移つて藩主の跡を繼いだので、この城は家臣がおいてあつたが、元和元年一國一城令が發布されると遂に廢城となつたが、下館五萬石に封ぜられていた松平頼重が寛永十九年東讃十二萬石にて

生駒家系圖

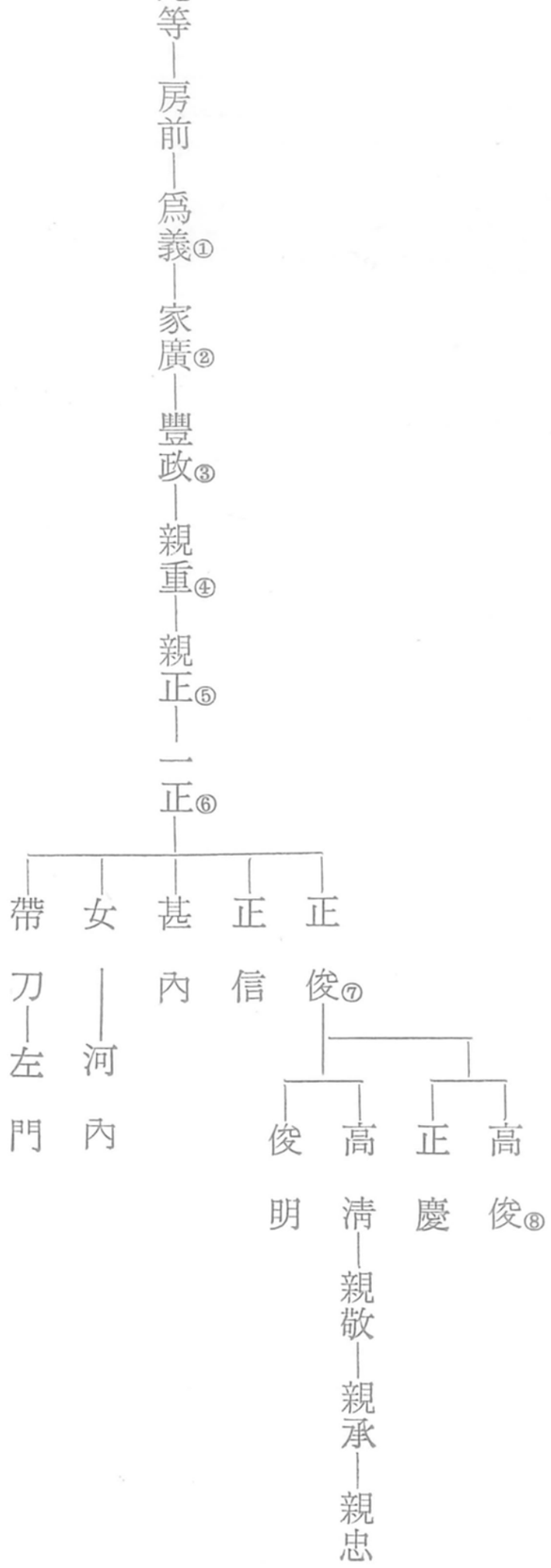

高松城に入り山崎甲斐守家治が西讃五萬石に封ぜられるにおよび山崎氏は再びこの廢城を再建したが三代十七年で斷絶し萬治元年京極家がその跡に入部し居城となし明治二年藩籍奉還迄西讃を治めたのである。

松平氏系圖（數字は歷代藩主順を示す）

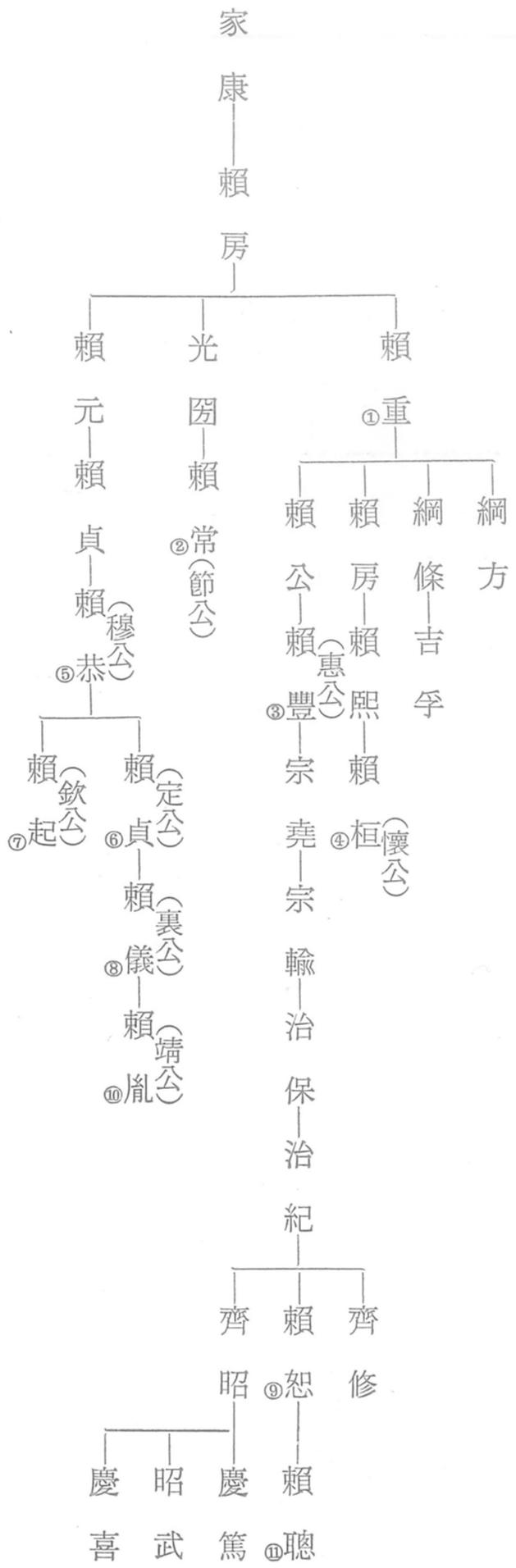

この城は海邊に築かれた水城として設計され要害の地形上からも北と東の大部分は海に面し攻め難く西は岩清尾山を控え主として南に對する防備を行つているが、この高松附近の地形や要害のことを南海通記に次の様に述べている。

寛永ノ比今八十年ノ古迄ハ其要害ノ躰モ殘テ我見之也。先江東ノハナ穴藥師ト云フ觀

音ノ口迄滿潮サシ込、山ノ側ニ上リテ往來ス。干潮ノ時ハ潮地ヲ渡ル也。西濱椰ノ木ノ邊ヨリ潮渡ニシテ滿潮ノ時ハ山ノ根一圓ニ廣海ト成也。四月三日右馬頭臨時ノ祭ノ時、石清尾塔ノ下橋迄指込タルヲ我之ヲ見ル也。東濱ハ野方口迄潮サシ込、屋島ノ干潟ハ坂田中河原迄潮先來ル也。今ヲ以テ是ヲ見ル時ハ虚言ノ樣ニ有ベキ也。屋島東濱ヨリ一里ノ所ナレ共、陸地ハ潮廻シテ行所二三里ト申習也。中略。扨又香河ノ流ト云ハ濱島ヨリ二里上デ河邊ノ鄕ヨリ川筋二川ニ分レ一ハ一宮坂田ニ流レ川末海ニ入ル。西ハ河邊鄕ヨリ飯田山ニ付テ弦打山ニ添イ流ノ末大江ニ入る。

（中略）萬治、寛文ノ頃カ、郡中ノ吏務ニ命ジテ弦打川ヲ江東ニホリ通シ、大江ヲ新開ト成給ヘバ、此川、西表ノ要害ト成テソノ固ヨリ海邊ニ土手ヲ築イテ水中ヲ拒グ、コレ又ソノ固トナリ。是治世ノ知能ニシテ古法ニ相合エリ。又治ニ亂ヲ忘レザルハ上古ノ格言也。

又城には海水を導いた堀を三重にめぐらし外堀の水を東西の橋の所に水門を設けて調節し、常に水を滿していたものの如くである。この事を南海通記には、

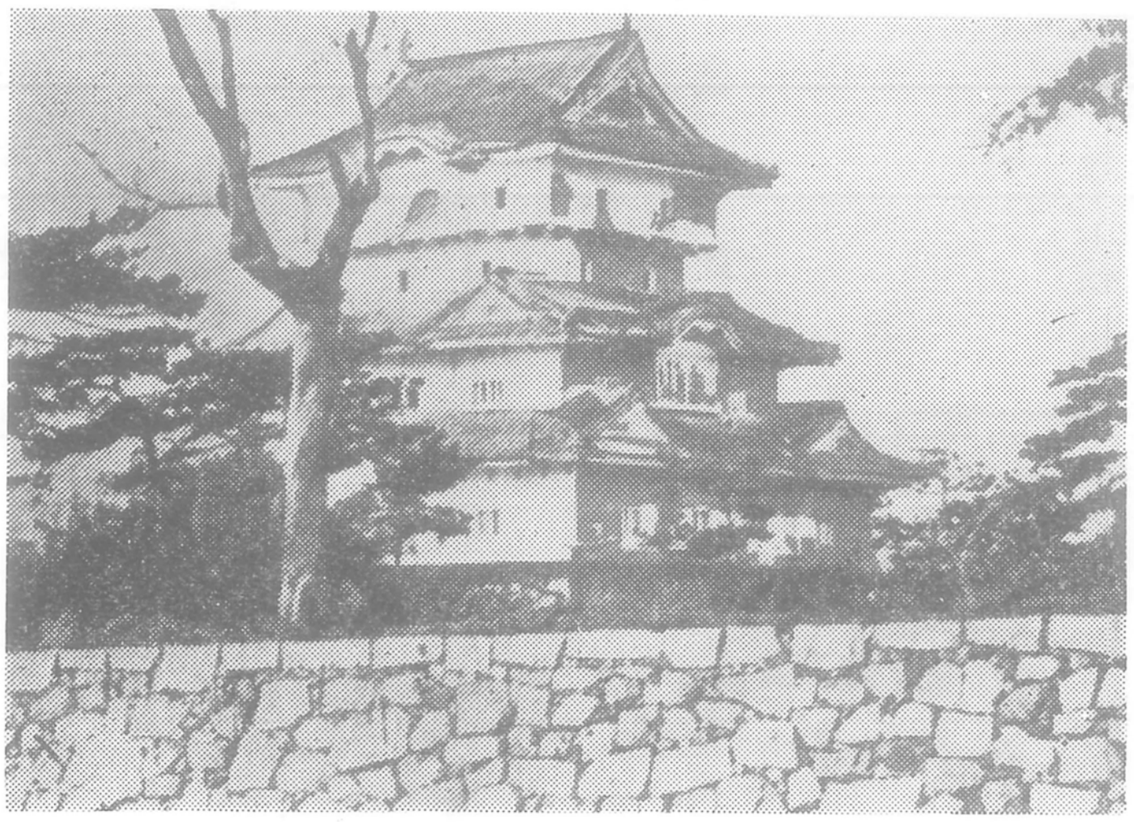

玉藻城舊天守閣

新高松城繩張ノ事ワレイマダソノ話ヲ聞カズ、故ニコレヲ記サズ。後人ノイワク城ノ外側大手口ハ土橋ニシテ、東西ノ口ハ板橋也。潮兩方ヨリ差込ミ大手口マデ潮ノ滿干アリ。然レドモ干潮ノ時堀水ナクシテ要害淺ク見ユルニ依テ、東西ノ口ヲ土橋ニ築切リ。水門ヲ伏セテ潮ノ差引キ有リ、大手ノ土橋ヲ堀上ゲテ板橋ト成シ給フ也。コノ故ニ今ニ至テ大手口ヲ土橋ノ門トイフ也。今ハ板橋也。

城の郭には中央北寄りに最も高い天守の郭があり堀を隔ててその北側に二之丸をおき、天守や二之丸の郭の東に三之丸（後本丸が移つた）があり、天守、二の丸、三之丸の南と西に帶曲輪があつた。この帶曲輪の南の部分を櫻の馬場といい西の部分を西の丸と稱し、帶曲輪の外側を中堀、內側を內堀りとした。又寫眞第一一二圖に示す如く城郭の南方には寺を多く建て、大きい建造物や、廣い境內北をもつた防備地帶をつくり、家臣にも又城の廻りに邸宅を與えて强制的に住ませ南よりの防禦に備えたのである。

天守の郭には生駒家の頃三重の天守があつたが、松平氏に至り寛文九年五月、上の寫眞版の如き四重五階の天守に改築した。この天守の郭は天守の西側が一段低い臺としその周圍には多門を廻らしていた。西南隅には二重の地久櫓、西北隅には矩櫓があり二之丸の東部に中川櫓と中櫓とが配置されていた。

二之丸は天守の郭の北にあり生駒家の頃藩主の館があり本丸と稱したが後江戸中期迄後の櫻の馬場の位置に移し以後三之丸に再度移された如くである。

二之丸には文櫓、廉櫓、弼櫓、武櫓、黑櫓を配し、黑櫓を以て三之丸に續き、三之丸より櫻の馬場に續く所に櫻門をおき東隅に龍櫓をおいた。

東北隅に海手門がありその外側が船召場となつていたが寛文の後期頃よりこの海手門を改築しその北側に新曲輪を造り月見櫓の一郭を作り東北隅に鹿櫓を建てたのである。

櫻の馬場は本丸や三之丸の南側と西側にある鍵形の帶曲輪の南の部分であつて生駒家から松平の初頃迄はここに藩主の館があり、寫眞第一一一圖に見られる樣に中央南正面に南から中堀から橋を渡つて北に入り枡形を通り中門を通つて館に出たのである。松平氏の入部後間もなく藩主の館は三之丸に移され南から渡つていた。中堀の橋を取除き、新に東より西向に渡る橋を作り枡形を通つて南向きに太鼓櫓を經て櫻の馬場に入り、櫻門を通つて三之丸の館に入る樣に

改められた。この時南から入つた所にあつた中の門を東に新に造つた枡形に移し太鼓門とよびその南に三重の太鼓櫓を造り、家老の小屋を武器庫とし、櫻の馬場の西南隅に烏櫓を造る等大變革のあつた所で早くは二之丸と呼んでいたのを後に櫻の馬場と呼んだのである。又この郭から西に向つて西御門があつた。

西の丸は櫻の馬場の西から北に續いた部分で早くは家老の屋敷や馬小屋があつた様であるが後には倉庫や雑用舎が建てられ、西北隅には虎櫓があつた。

東之丸は生駒家時代から松平の初期迄には三之丸の東側は藩士の屋敷や、商工業者の家が建ち續いていたが寛文頃の改修により幅十一間の堀を造り三之丸との間に東之丸を造つた。この東の丸の北の部分は米藏とし南の部分は作事方とし倉庫や小屋を建てた。

生駒家在城の折の増改築は詳かでないが松平家入部後間もなく行われ藩主の館、天守、多門櫓の普請がありついで寛文十年頃より大改修が始まつたと思われる。

即三代物語に、

高松城草創不レ日成其制末レ備所謂不愼眞レ薪類故居亡何。多ニ損礦一寛文十一年辛亥之歳英公命大修ニ城樓一築ニ新郭一。雖ニ號日レ修レ之實新作之也。廼使ニ朝比奈泰光幹ニ其事一今泉八郎左衞門亦與。群臣之中選擇使之其人可レ知矣。

とありこの折新曲輪等の新郭をも計出されたものと思われる。

盛衰記に

三之丸は平地にて櫻御門は北表故御門前に北へより中塀有之候。海手へ出る門有之。右海門の外駒寄片濱にて先代船召場にて、今の作事米藏ともに片濱にて東勝手の者ともは櫻の御門へ南向に出入仕候。西勝手の者は南門より出仕候處、二之丸之御屋形引海手之出候門は只今の中御門に相成、北新曲輪今の水御門、月見並鹿の矢倉黒門多門作事の丸魚の棚の入川北濱は新規に被仰付候。

とあり海手門を改め北に今の月見櫓の一郭を新規に建築した事が知られ、水手御門が造られてから藩主の乘船はおおむねここからなされたのである。今回の修理に於ても渡櫓の一部にその遺構が明らかに見られ、且柱礎石、葛石等も發見され、右の文書を裏付ける資料が得られた。同書中に

一、延寶五巳年五月六日丑寅角矢倉初神拜猪熊千倉勤申候
一、同四辰二月廿二日北の丸矢倉棟上

とあり現在殘されている艮櫓（うしとら）が延寶五年に棟上され、北の丸櫓とあるのは月見櫓と推察され、西の丸の改修や東の丸の普請が完成の後數年を經て艮櫓、鹿櫓、月見櫓の一郭等の櫓が築かれた事が判り次項に示す今回修理の際發見された墨書によつても明らかであり殆ど同時に着手されたものと想像される。

この新郭については後世の修理に關しても殆ど文書に見當らず今回の修理の結果からみても恐らく昭和の初年頃迄は部分的の修理により保たれていたものであろう。

明治二年藩主は藩籍奉還し明治四年には廢城となり以後兵部省の所管になり同二十三年迄管轄されていたが、同年舊藩主松平頼聰に全城域を返還された。この當時殘されていた櫓は太鼓門、烏櫓、櫻門、武櫓、廉櫓、文櫓、月見櫓、鹿櫓、艮櫓であつた。舊藩主の館は兵部省の所管中に取除かれたが以後も順次荒廢した櫓は取毀され現在月見櫓の一郭と艮櫓が殘されているにすぎない。

明治二十三年天守や二の丸の西側の内堀が埋められ現在は本丸、二の丸、三の丸、櫻の馬場、内堀、中堀の一部が殘されているが昭和二十九年高松市は艮櫓を除きその他の城跡を買取り緑地帶に編入玉藻公園として管理を行つている。

高松城は北に海を面しているので城の東と西の堀川、内町（中川港ともいふ）の兩港及東濱、西濱の兩港があり、堀川港は藩の公用船その他一般荷物の積載場でその西側には御船藏と呼んだ藩船の定繫場があつた。内町港は中堀の東側に北から續いた入海で後に東の丸の米藏や作事方のあつた一部の東にあり、主として米藏への米の積載場であつた。東濱港は主に商人との取引の貨客、船の

碇舶に用いた港にて西濱港はおおむね、漁船の碇舶用であつた。然し次第に出入の船が多く且大きくなつたので明治三十年より築港に着手、高松城の西北の海と、堀川港を埋立て東西から突堤を築き棧橋を作つて高松港と稱した。次で明治三十四年九月第二期築港工事に着手し、同三十七年九月工を竣えたが高松城の北側一帶を埋立てられて、大正十一年より昭和三年にかけ再度擴張工事が行われ現在の高松港となつたのであるが往時の海に臨んで築城された壯觀さが全く見られなくなつたのは殘念である。

天守の郭には生駒家の頃三重の天守があつたが松平家では寛文九年五月、外觀は三重、內部は五階の天守に改築し、大工頭は長田彦兵衞といわれる。

四十頁の寫眞でも知られる樣に最も上の第三重が五階になり、五階は東西七間、南北六間、その下の四階が東西六間、南北五間で丁度一間宛小さくなつている。その上四重と五重の間に屋根がついていないので下より上が大きい一種獨持な櫓であつたが明治十七年取毀して現在は天守臺を殘すのみである。

追　記

由來城郭は政策上、軍事上からも機密にわたることが多いので關係文獻が甚だ少く、その上舊藩主松平家の文庫や舊藩時代の文書、記錄を引繼ぎ保管していた香川縣廳が昭和二十年七月の戰災に燒失し關係資料の多くを失つたので數點の繪圖や寫眞及小神野夜話、盛衰記、三代物語、南海通記、その他斷片的な資料によつたが殆ど後年の文書にて月見櫓一郭の築城當時の文書等は得られなかつた。

史料の調査に當つては香川縣文化財保護調査會專門委員松浦正一氏を煩わした點が多く又「香川縣文化財調査報告第三集」中、同氏の玉藻城跡についての調査事項についても參考とした。

第四節　發見資料及び銘文

一、水手御門の再建

現在水手御門材の大部分は松材で鉋削り仕上としているが現在地盤を堀り起した處第二十圖の如く礎石、敷石、蹴放石等が現れ現在の控柱位置が舊門の柱位置にて現在の如き門でなく柱二本建てた比較的簡單な門構えになつていたのではないかと考えられる。

發見礎石上端には徑二寸四分、深一寸五分の丸穴をあけ柱枘穴としているが穴は礎石中央とせず一寸八分前後南北に偏していた。

現在門の桁行眞々は一五尺二寸であるが發見礎石枘穴眞々は一五尺一寸である。蹴放石は縱一尺六寸、橫一尺三寸前後の花崗石、敷石は鐵平石厚五寸內外の自然石であり所々失われていたが大部分舊狀を殘していた。

現狀礎石と舊礎石との高位差は一尺一寸三分、敷石はそれより略五寸下りであつた。

古圖には水手御門前に舟乘場の石階段が畫かれているので今回の修理に際し門の前面の地盤を橫巾二十尺、前方へ十五尺、深十尺程度堀り下げてみたのであるが、明治三十四年の玉藻城北側一帶を埋立てた際取り去られた模樣で全く殘されていなかつた。

今度の修理に於ては舊礎石はその儘据置き敷石は一旦堀起し石下基礎工事を施した上地盤高決定の位置へ石材補足の上据えつけた。

再建の年代については解體中墨書等も現れず文書にも殘されていないので不明であるが江戸末期のものと推定される。

二、海手門遺構

渡櫓に殘る海手門遺構については前節にも述べたが「盛衰記」にも海手門の記事が記され、又、江戸初期の古圖にも舊門が畫かれているが今回の發掘によつても裏付けが出來た。礎石は現在地盤下約一尺五寸の位置にあり北柱礎石、蹴放石、葛石、排水暗渠が發見出來たが南部分は現在公園の築山となつており認め得られなかつたが排水溝を門中央とすると柱間は一三尺五寸前後と想像される。（第二十一圖參照）

當時は海手門の外は片濱であり作事曲輪と通じ東より入る者はこの門より本丸へ向つたものと思われる。

渡櫓の南部分三間は海手御門遺構であり土臺梁組は當時の儘再用されており冠木上に乘る男梁の構造より知られる。又延長部分の柱が五寸角に比しこの部分は四寸三分であり內部壁塗仕上も他は偏平の大壁又は眞壁であるのにこの面のみは通し貫を隱す波型眞壁としており隅柱に殘る壁痕よりも當時からこの様な形となつていたものと思われる。

南妻飾は現狀變更の箇所でも述べた如く黑漆塗狐格子で懸魚には六葉を用いているが軸部と共に妻飾りもやはり海手門の舊妻飾をそのまま轉用したものと推察された。

排水暗渠は溝巾一尺四寸にて周圍は花崗石切石を以て築き上蓋は巾二尺前後の巾の廣い石を以て覆つていた。

三、月見櫓各層の符號番付の調査

月見櫓は前述の通り上層に向い一間宛遞減しているが四天柱のみ三階迄通し他は全部管柱である。各所番付は部材の繼手、仕口、柱の前面等に記されていたが左圖の如くすべて廻り番付であり一層內側は凹字形に廻していた。番付文字は全部草書體の墨書であり四天柱繼手には番付を三角、丸等で圍み符號としていた。

一階舊番付

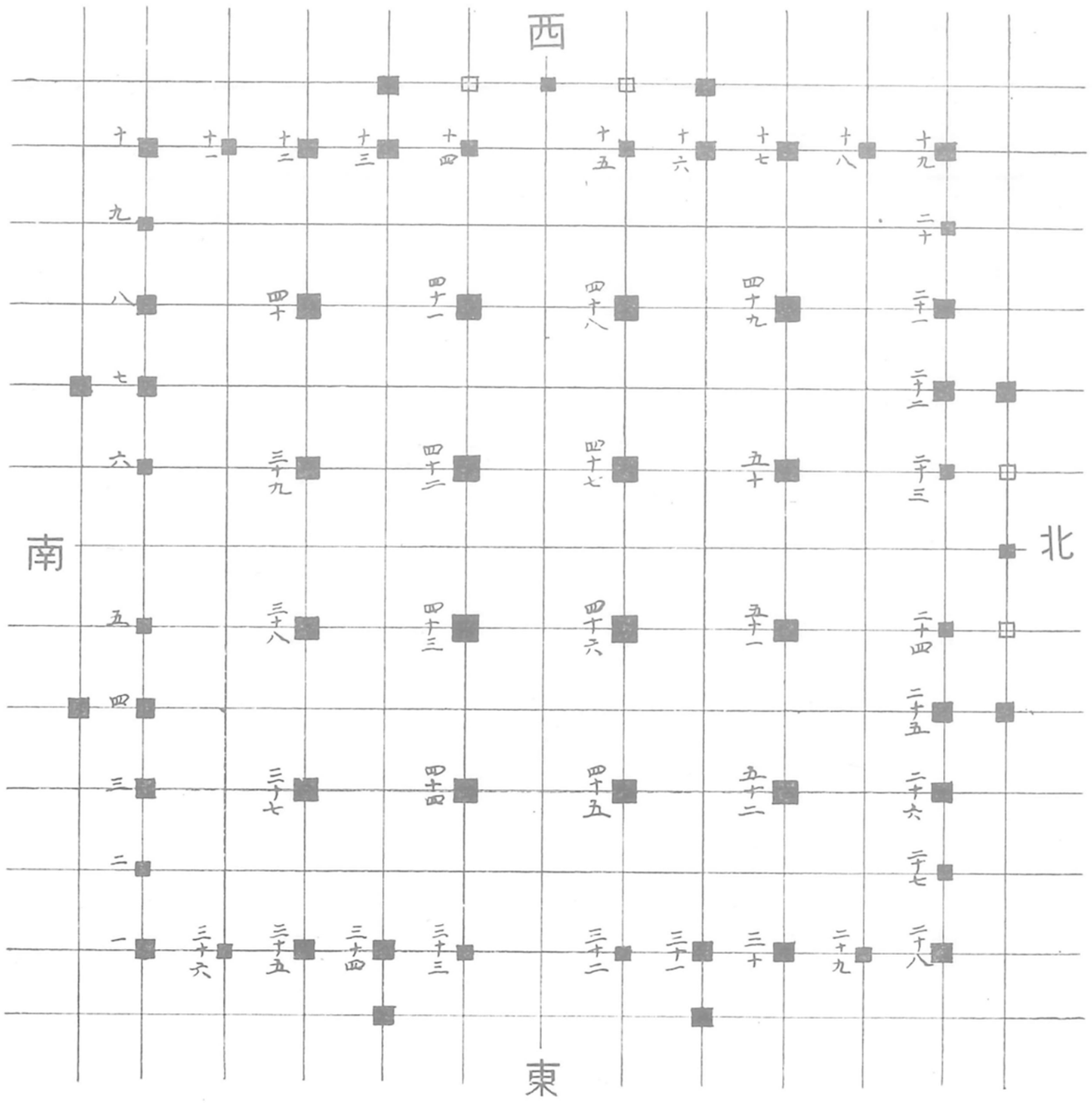

二階舊番付

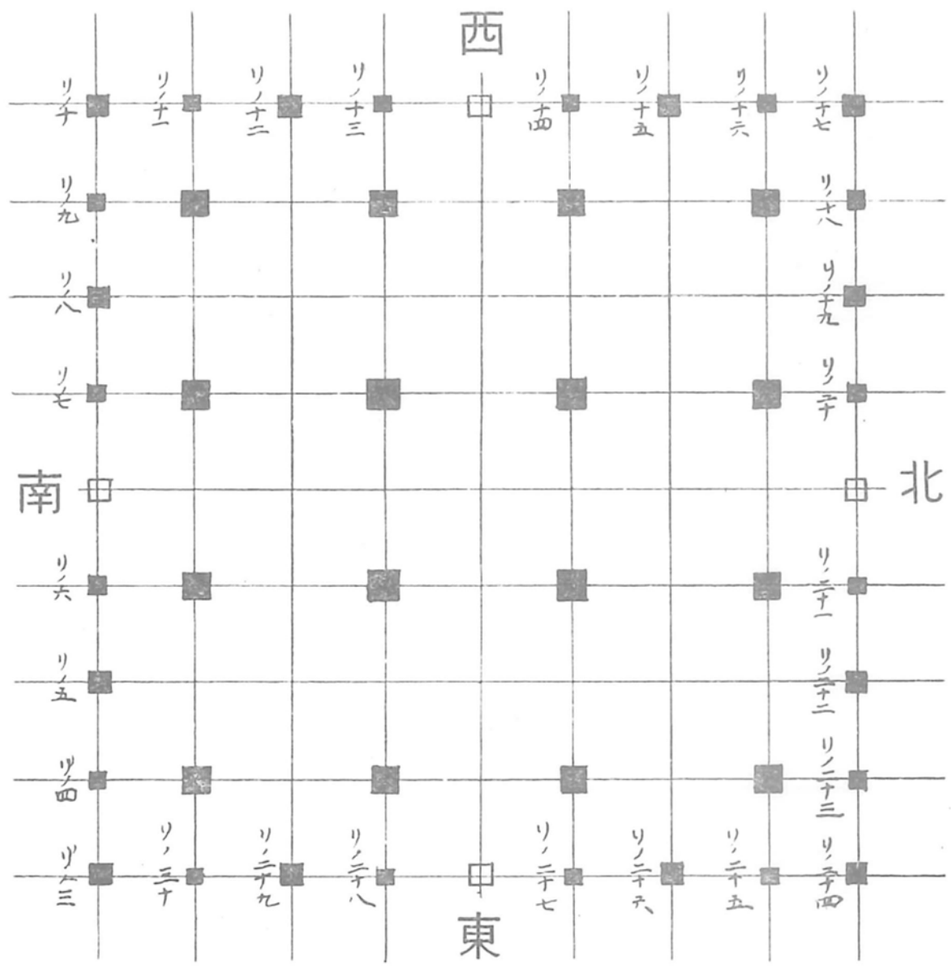

三階舊番付

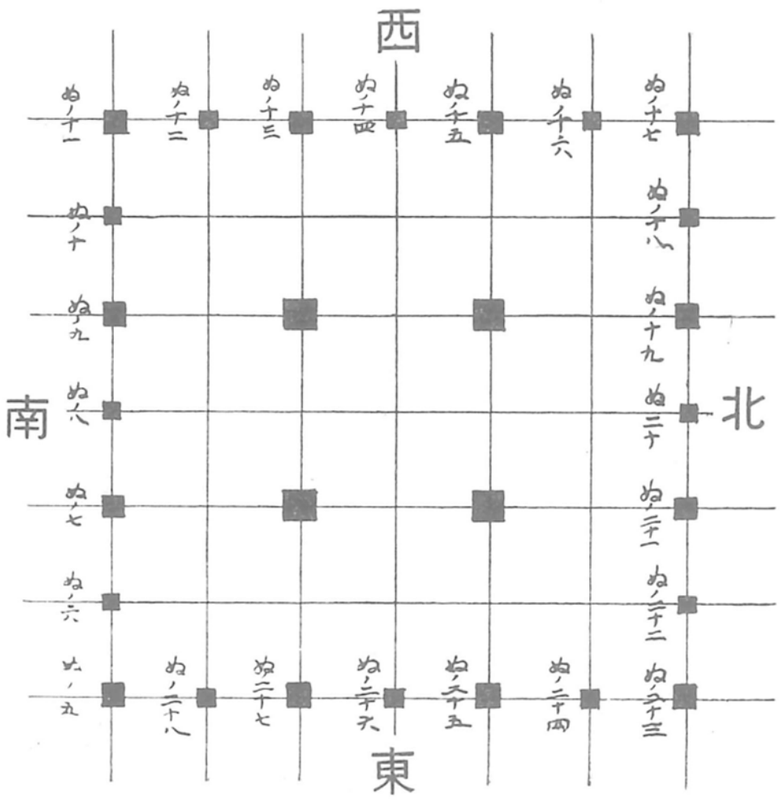

四、解體に伴う發見墨書

月見櫓三層南面窓二ヶ所の内東窓付土戸板漆喰面　材質　栂

延寶四年卯二月□□
高松大工喜三□□

渡櫓棟通り大梁繼手下端　材質　楠

延寶四年卯二月十日
井上氏□□

月見櫓室内

着手　昭和八年九月廿五日　家職　上野　昌平　清水組監督　清野彌三郎
大修繕　同　北原　久榮　棟梁　荒木八十七
同　横倉　幹茂　左官　石田　秀吉
同　稲井　波多　職　佐野甚太郎
竣功　昭和九年四月壹日　同　窪川　清　瓦師　多田　雪次

材質　檜
長　二尺九寸四分
巾　上一尺　下九寸四分
厚　一寸五分

續櫓　南妻懸魚葵紋裏　材質　檜
多門の金物

月見櫓　一層千鳥破風鬼瓦側面（刻書）
瓦師　捨七

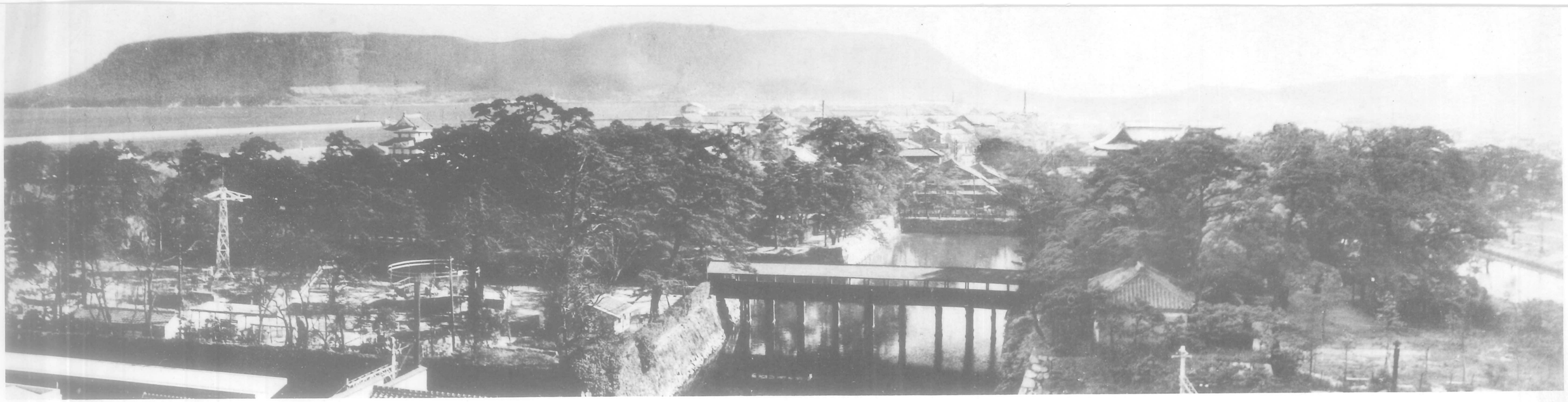

第一図　屋島を背景に高松城跡を望む

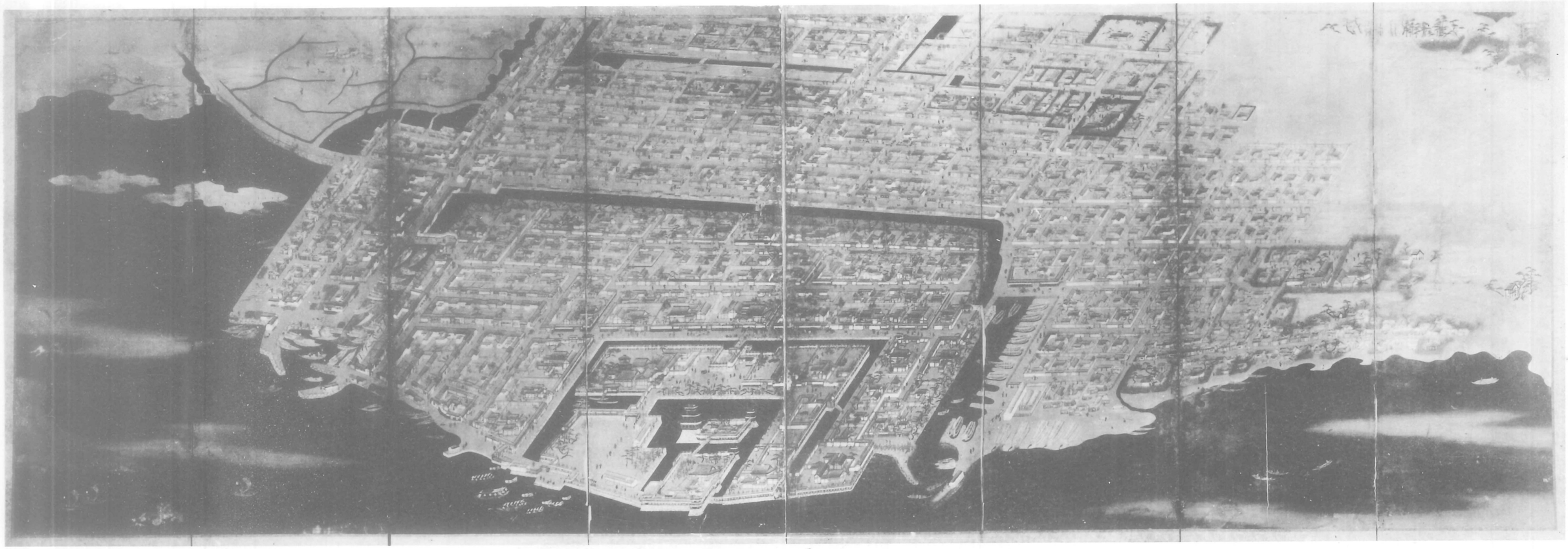

第二図　江戸時代初期の高松城（松平公益会所有屏風）

第三図　竣功西側面全景

第四図　竣功月見櫓　続櫓東面

第五図　竣功月見櫓　続櫓東面

第六図　竣功西面全景

第七図　竣功月見櫓南東面

第八図　竣功南面全景

第九図　竣功月見櫓、続櫓南面（城内より見る）

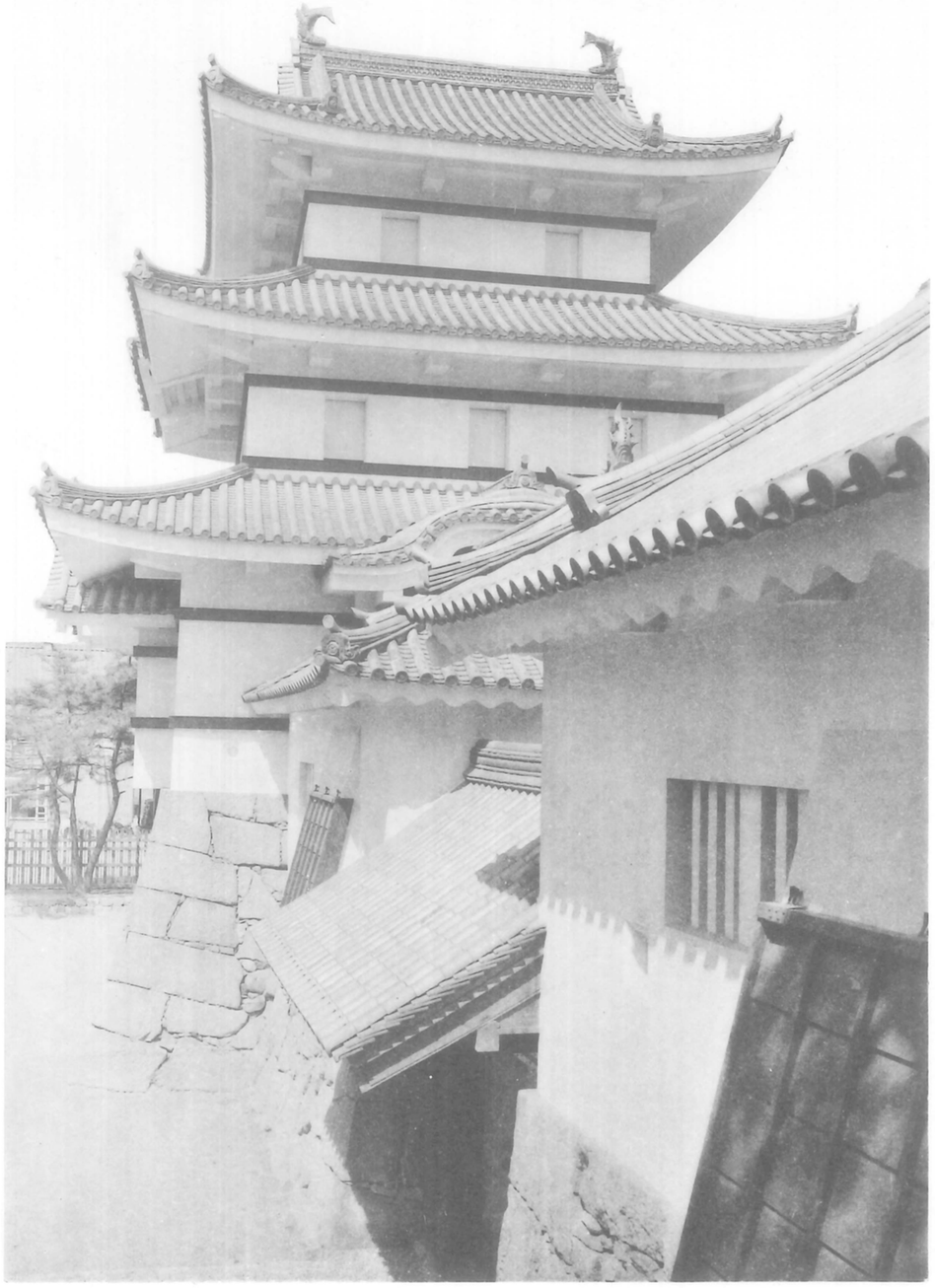

第一〇図　竣功月見櫓南面（城外より見る）

第一一図　竣功月見櫓西面

第一二図　竣功月見櫓北面

第一三図　竣功続櫓東面

第一四図　竣功渡櫓北東面及水手御門

第一五図　竣功渡櫓南西面

第一六図　竣功水手御門正面

第一七図　竣功水手御門背面

第一八図　竣功月見櫓一層内部武者走り見上詳細